

水源開発問題全国連絡会

第 19 回総会資料

2012.11.17

東京 全水道会館会議室

目次

事務局からの報告 1

1. 全体の状況	2
2. 「事業推進」を迎え撃つ各地の闘い	4
3. この一年に取り組んだ主なこと	4
4. 2013 年の活動方針	8
2012 年度会計報告と 2013 年度予算方針	10

事務局からの報告 2

ダム関連事業資料	ダム問題を考える視点
1 利水面から見たダム問題——水需要の長期的縮小	11
2 治水面から見たダム問題——治水思想の転換を！	13
3 北川ダム建設事業「県の対応方針」	16
4 「流水の正常な機能の維持」の虚構	18
5 ダムの堆砂問題	20
6 ダムの洪水調節便益計算の虚構	21
ダム関連資料ダム検証	
7 ダム見直しの経過	22
8 ダム検証のシステムと手順の問題点	24
9 特に注目されるダムの検証状況	27
10 ダム検証によって中止になったダム	28
11 国土交通省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の審議の実態（石木ダム）	29
12 国交省の対応方針の付帯意見（石木ダム、最上小国川ダム）	31
13 検証検討結果の報告と国交相の対応方針	32
全国のダム事業 現状	
14 直轄ダム・水資源機構ダム（計画中・事業中）	39
15 補助ダム（計画中・事業中）	41
16 ダム予算の推移と今までの中止ダム	43
17 中止になったダム事業（国土交通省関連）	44
ダム廃止後の地域振興特別措置法案	45

取材から見える「ダム問題の所在と解決策の提案」	まさのあつこ	49
-------------------------	--------	----

現地からの報告

1 当別ダム	50
2 厚幌ダム事業	51
3 サンプルダム・平取ダム・当別ダム	52
4 平取ダム	53
5 成瀬ダム（国直轄）	54
6 最上小国川ダム建設事業	57

7	思川開発事業（南摩ダム）	58
8	ハッ場ダム事業	59
9	霞ヶ浦導水事業	60
10	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	61
11	「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」の試験掘削	62
12	浅川ダム	63
13	太田川ダム	64
14	設楽ダム建設事業	65
15	木曽川水系連絡導水路	66
16	川上ダム建設	67
17	槇尾川ダム	68
18	安威川ダム	69
19	新内海ダム（内海ダム再開発）	70
20	平瀬ダム	71
21	山鳥坂ダム	72
22	五ヶ山ダム	73
23	石木ダム	74
24	天草・路木ダム	80
25	天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会	81
26	川辺川ダム建設事業	82
27	立野ダム	83
	太田川ダムに関する緊急申し入れ	84
	第 19 回水源開発問題全国連絡会総会宣言	87

事務局からの報告 I

1. 全体の状況

① 「見直したがやはりダムで治水・利水」の乱発

長年の闘いで石木ダム事業にストップをかけている「石木ダム建設絶対反対同盟」の川棚町で昨年10月22日に水源連第18回総会を開催してから早くも1年が経過しました。

この一年は「検証したがやはりダムで治水・利水」の連続でした。

2010年から国交省は、直轄ダム・水機構ダム、補助ダムについて各ダム事業者にダム検証を求めました。各ダム事業者が検証し、その報告に基づいて国交省が最終判断をするというものです。

この検証は本来は、「コンクリートから人へ」というマニフェストの実践であり、「出来るだけダムに依存しない治水・利水」という河川行政の方向転換を図ることを目的にしていたはずでした。しかし、当時の前原誠司国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下、有識者会議という）ではダム懐疑派の専門家は排除されました。しかも、会議は非公開、ということで、当初から「河川行政の方向転換」は望むべくもありませんでした。水源連はその改善を求めるよう要請を繰り返して出してきましたが、聞き入れられることはありませんでした。

この有識者会議がダム検証の手順と基準に関する「中間とりまとめ」を発表したのが2010年9月です。その「はじめに」には「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。」と記されています。ちょっと見ただけでは「なるほど」とみえる前文ですが、「中間とりまとめ」が示したダム検証の手順と基準はダム事業者の意向にそって事業推進の結果が得られるものでした。

予想通り、ダム事業者による検証報告は「検証したがやはりダムで治水・利水」の連続でした。水源連関係では、五ヶ山ダム（福岡県）が2011年5月に、最上小国川ダム（山形県）・厚幌ダム（北海道）が8月に継続が決定されました。その後、12月にはハッ場ダム（直轄・関東地方整備局）、2012年6月に内ヶ谷ダム（岐阜県）・安威川ダム（大阪府）・石木ダム（長崎県）、7月に足羽川ダム（直轄・近畿地方整備局）・平瀬ダム（山口県）、10月にはサンルダム（直轄・北海道開発局）が継続となりました。これらのダム事業についてはもちろん、私たち水源連の仲間は総力を挙げて反対を続けています。

ダム検証にあたって国交省がダム事業者に示した「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下、細目と記す）は有識者会議の「中間まとめ」に沿って作られていますが、この細目には、「中間まとめ」の前文にあった検証の目的が「出来るだけダムに依存しない治水・利水」にあることが一言も書かれておらず、「中間とりまとめ」よりさらに後退したものでした。

ダム事業の必要性についての科学的な検証は、ダム事業者、ダム事業者が意見を聴く事業評価監視委員会、国交省が意見を聴く「有識者会議」、最終判断をする国土交通省、すべての段階で全く行われていません。形骸化している検証に警鐘を鳴らすマスコミも少なく、また、それを問題視する国会議員もほんのわずかでした。ダム事業を担ってきた河川官僚が学識経験者、マスコミを動員し、反対意見を全て無視して事業を何が何でも推し進めるという構造は河川ムラと言うべきものであって、原子力ムラと

同じものでした。

ダム検証結果に関する 2012 年 11 月 12 日現在の国交省の対応方針」は次の通りです。

	国交省対応方針		
	中止	継続	未定
直轄ダム	3	4	
補助ダム	12	23	

ただし、石木ダムについては、国土交通省から長崎県に対して「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨が通知されています。また、最上小国川ダムについても同趣旨の通知が山形県に出されています。これはダム予定地に漁業権を持つ漁協を念頭においたものです。

なお、島根県の補助ダムである波積ダムと矢原川ダムについては、2011 年 6 月 13 日の第 14 回有識者会議が「次回以降の有識者会議で再度意見をお聴きすることとする」として島根県に差し戻しています。

② 朗報

渡良瀬遊水池がこの 7 月に登録湿地になりました。

ルーマニアのブカレストで 7 月 6 日（金）～13 日（金）に開催されたラムサール条約第 11 回締約国会議（COP11）会期中の 7 日に条約事務局より登録認定証が関係自治体に授与されました。渡良瀬遊水池の登録認定証は小山市・栃木市からそれぞれ委任を受けた住民団体代表が受け取りました。

水源連発足の 3 年前、1990 年に発足した「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が、第二調節池を掘削して治水・利水目的の平地ダムを造る第二貯水池計画を中止させ、遊水池の素晴らしい自然と歴史を守ることを目指して、先駆的役割を果たしてきました。活動を始めて 22 年、ついに「渡良瀬遊水池がラムサール条約登録湿地」という大きな成果を勝ち取ることが出来ました。

渡良瀬遊水池のラムサール条約登録は、渡良瀬第二貯水池計画の中止を勝ち取った皆さんの念願であった「渡良瀬遊水池丸ごと自然博物館＝エコミュージアム」構想の一里塚として位置づけられています。これからは渡良瀬遊水池の湿地の保全と再生に取り組み、チュウヒなどの野鳥が繁殖できるより豊かな自然にしていくことを皆さんが誓い合っていました。

③ 本体着工駆け込みダム、異論を排除してがむしゃらに進行

2009 年の政権交代時の当初は全国で計画中・事業中のダムをすべて見直すことを当時の前原国交大臣が言明しました。ところが、間もなく本体工事着手済みのダムは見直し対象外となり、さらに、長野県の浅川ダム、香川県の内海ダム再開発、熊本県の路木ダム等の 5 ダムについては 2009 年度中に本体着工の既成事実を作ろうと、それらの県が駆け込みの契約手続きを済ませました。前原大臣はこれに抗することをあきらめ、駆け込み契約のダム事業も検証対象から外してしまいました。



民家にすぐ迫る新内海ダム 2012/9/26

上記の三ダムは住民からの提訴を受けていることから、ダム事業者は既成事実化しようと、完成を急ぎ、猛スピードで工事を進めています。新内海ダムは本体が10月に完成してしまいました。路木ダムも本体工事が



豊かな照葉樹林が生い茂るど真ん中で本体工事が強行される路木ダム

7割程度進行してしまいました。路木川の変わり果てた姿に涙が出てしまいます。

2. 「事業推進」を迎え撃つ各地の闘い

「国交省が事業継続の方針を決めたからといってそれを認めることはできない」と、水源連の仲間の皆さんはそれぞれの現場で頑張っています。

- 最上小国川ダムは2011年8月12日に国交省が「補助金継続」としていますが、ダム予定地に漁業権を持つ漁協が反対の意思を明らかにしています。ダムに依存した町おこしではなく、全国的に知られる鮎の名産地という価値を活かした流域づくりを提案しています。
- ハッ場ダムの場合は2011年12月22日に国交省が「推進」の方針を発表、当時の前田武志国土交通大臣が現地に赴いて「ハッ場ダム建設再開」を伝えるという劇が演出されましたが、官房長官裁定が出され、現段階では本体着工には歯止めがかけられています。詳しくは別項で記します。
- 石木ダムは国交省が2012年6月11日に「補助金継続」としました。それに対して、石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんと支援する皆さんが、国交省から長崎県への通知「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」を尊重して、事業認定申請取下げとダムの必要性に関する公開討論会の開催をするよう、粘り強く交渉しています。しかし長崎県と佐世保市は聞く耳を貸さず、長崎県議会は「石木ダム事業認定を急げ」という主旨の意見書を採択するなど、相変わらず時代錯誤の強攻策をとっています。このような余りにも一方的なやり方に対して、長崎県とともに石木ダムの推進を画策する佐世保市では市民の間に疑問の声が広まっています。
- 設楽ダムについては、2011年2月に愛知県知事になった大村秀章氏が見直しに言及し「県民に内容をよく知ってもらうことを通じて、流域圏の管理についての政策を確立していきたい」として、設楽ダム連続公開講座運営チームを立ち上げ連続公開講座（1、2回終了済み）を開いています。

3. この一年に取り組んだ主なこと

1) 総会宣言事項

第18回総会宣言に盛り込んだのは次の三項目です。

- ① ダムの不要性、有害性およびまやかしのダム検証の実態をダム関係地域の住民、各

議員、マスコミ等に知らせ、世論形成を図る。

② 国交大臣に対して有識者会議を廃止し、ダム懷疑派の委員を過半数入れたダム検証審査委員会の設置を求める。

③ ダム中止後の生活再建支援法の早期制定を実現させる。

水源連事務局はこの 3 項目の実現を目指して活動を展開してきました。それぞれについて簡単に記します。

①については多くのことに取り組みました。後で詳しく記します。

②については 2011 年 12 月 25 日、2012 年 1 月 17 日、2 月 21 日、6 月 27 日と 4 回にわたって国交省に同趣旨の要請を行いました。しかし一歩も前進していません。これからの課題として持ち越されています。

③については「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」と「ハッ場あしたの会」をはじめとしたハッ場ダム反対運動に関わる皆さんの努力で、ハッ場ダム本体着工に関わる官房長官裁定の中に法案の国会提出が組み込まれました。3 月 13 日に「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」が閣議決定され、国会に提案されました。しかし、国会では一度も審議されることなく、継続審議となって今後に持ち越されました。

ダム予定地住民にかけられてきた「ダム事業依存」の呪縛を解き放ち、ダムなしの地域作りを可能にするために、この特別措置法の早期成立を実現させたいものです。ダム中止を願う皆さんと共に、この法律成立に向けて国会議員や政府、政党への働きかけも進めていきたいと思います。

2) ダムの不要性、有害性およびまやかしのダム検証の実態をダム関係地域の住民、各議員、マスコミ等に知らせ世論形成を計る。

この一年、「ダム検証の結果やはりダムで利水治水」を阻止する活動を行い、その問題点を広くアピールしてきました。特にハッ場ダムと石木ダムについて反対運動を支援する活動に精力的に組みました。

① ハッ場ダム本体着工阻止の闘い 幅広い連帯を実現した緊急抗議行動

昨年暮れにハッ場ダム本体工事費が 2012 年度予算案に計上されましたが、その予算を執行させないことを目的に、2012 年 1 月 17 日と 2 月 23 日に緊急抗議行動を行い、緊急集会を開きました。

<その背景であるハッ場ダム関係の当時の経過>

2011. 9. 1、日本学術会議、利根川の 1/200 の基本高水流量 22,000m³/秒を追認。

2011. 11. 30 ハッ場ダムの事業者である関東地方整備局は「ハッ場ダム最も有利」との検証結果をもとに、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であると、国土交通省に報告

2011.12.1 関東地方整備局からの報告を受けた翌日に国交省の有識者会議が開かれ、「ハッ場ダム最も有利」の報告を追認。

2011.12. 22 民主党議員の反対意見に基づいて前原政調会長が本体工事費の予算案計上に対して反対の意思を表明したのを受けて、藤村官房長官が本体工事費予算についての条件を裁定。

2011.12.22 夕方 前田国交大臣は予算案決定前であるにもかかわらず、ダム予定地を訪れ、「ハッ場ダム事業継続」方針を群馬県知事等に報告（予算案計上を既成事実化）。

2011.12.23 政府・民主党三役会議が本体工事費の予算案計上を決定。

2011.12. 24 ハッ場ダム本体工事費の予算案計上を閣議決定。

2012.12.29 野田総理、「官房長官裁定の2条件をクリアしないと（本体工事）予算は執行しない」と言明

＜国土交通省と民主党に対する藤村官房長官裁定＞

1. 現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。
2. ダム検証によって建設中にの判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再選の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。
3. ハッ場ダム本体工事については、上記の2点を踏まえて判断する。

水源連は12月25日に野田佳彦内閣総理大臣・民主党代表と前田武志氏国土交通大臣に対して「ハッ場ダム本体工事費計上決定への抗議と再審査の要請」を提出しました。

＜2012年1月17日と2月23日の緊急抗議行動と集会＞

ハッ場ダム本体工事費の2012年度予算案計上決定に対して、全国から大きな反対・抗議が巻き起こりました。水源連はハッ場ダム継続決定はハッ場ダムの範囲を超えて政権公約「コンクリートから人へ」の破棄、あわせて、多くの無駄な公共事業の復活につながるととらえ、公共事業問題で闘っている多くの皆さんにハッ場ダム緊急抗議行動を広く呼びかけました。実行委員会を結成して、1月17日は抗議行動と院内集会を、2月23日に緊急院内集会第2弾を持ちました。両集会とも全国から賛同団体を募りました。

◇ 1月17日 ハッ場ダム緊急抗議行動！

賛同団体が101団体になりました。17日には日比谷公園霞門から国交省前まで仮装も含めた歩道行進し、国交省前で集会をもち、国土交通大臣へ「申入れ書」を提出しました。次に、内閣府にも要請書を提出しました。街頭行動を終えてから衆議院第一議員会館の大会議室で院内集会をもち、「集会宣言」を採択、後日、全国会議員に配布しました。

1月17日午後半日の活動は熱い熱気に包まれました。

抗議行動とパフォーマンスは百数十名が参加、緊急抗議院内集会では300人の会場が満員になりました。ハッ場ダム事業再開に象徴される全く無駄な公共事業の強行に対して全国からの怒りの声が集中しました。

◇ 2月23日の院内集会

「ハッ場ダム建設再開は許さない！！Part2

～原発・ダム・道路・干拓・・・利権集団を肥やす予算にSTOPだ！～

この集会には180名の方が参加され、充実したひとときを共有することができました。

本集会では、政権交代直後に新政権が言明したハッ場ダム中止をはじめとした全ダム事業の見直しが頓挫してしまったこと背景には原子力ムラと同様の河川ムラがあることを取り上げました。井野博満 東京大学名誉教授に「原発再稼働をめぐる動きと原子力ムラ癒着の絆」の講演をしていただきました。原子力資料情報室の山口幸男共同代表からも挨拶をいただきました。

② 石木ダム事業認定申請取下げと公開討論会開催を求める運動

石木ダム事業については、2月22日に開かれる予定であった「第22回今後の治水対策のあり方に関

する有識者会議」に石木ダム建設絶対反対同盟の地元住民とその支援者とともに、審議の傍聴を求めたところ、有識者会議は頑なに公開を拒否して、結局、流会にしていまいした。

同会議は4月26日に再開されました。今回も石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんがその支援者とともに、審議の傍聴を求めましたが、国交省は百数十人の職員を配置して会場に近寄れないようにしました。そして、有識者会議は長崎県の石木ダム検証報告を追認し、継続を妥当としました。しかし、一委員が強く異論を唱えたことにより、付帯意見が付きしました。6月11日には国交省が石木ダムを「継続」とする対応方針を決定しましたが、有識者会議で付された付帯意見が「長崎県への通知」として通知され、下記の一文が添えられました。

石木ダムについてはあわせて長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。

「この一文は国土交通大臣の意思です。長崎県の受け止め方を見守ります」という国交省幹部職員の発言を水源連事務局は確認しました。

有識者会議の審議は、「中間とりまとめ」の手順にそって検証が行われているかを見るだけです。

4月26日の会議ではS委員がこのことを重視し、「石木ダムについて、評価軸『実現性』の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について記載されておらず、『中間とりまとめ』に沿っていないのではないかと」、「石木ダムについて、平成28年に完成という工程が示されているが、実現性を踏まえているか疑問だ。」と述べ、長崎県の石木ダム検証報告は上記の判断基準をみたまていないことを明確に指摘しました。S委員の上記の意見が石木ダムの是非を判断する上で最重要項目であることを会議で否定することができなかったからこそ、有識者会議の意見として上述の「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。」が明記されました。

長崎県への通知は国土交通大臣の意思であることから、土地収用法の事業認定庁である九州地方整備局は当然、国土交通大臣の意思に基づいた判断をしなければならないはずです。

6月21日、石木ダム建設絶対同盟・石木川まもり隊などの皆さんが九州地方整備局に赴いて、「長崎県への通知『地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する』を尊重してほしい。強制収用を背景にした話合いはあり得ない。事業認定申請を取下げた上でのゼロからの話合いでなければ理解はあり得ない。長崎県に対して石木ダム事業認定申請を取り下げるよう勧告してほしい」と要請しました。九州地方整備局の対応は「勧告する立場にない」というものでした。

6月28日、水源連は石木川まもり隊などの皆さんと「事業認定申請取下げ」を求めるために、10時から石木ダム工事事務所で長崎県への要請、13時から佐世保市役所副市長室で佐世保市への要請を行いました。

長崎県の対応者は川内企画監でした。主な応答を以下に記します。

- 国交省から長崎県への付帯意見は尊重する。
- 地元の皆さんの理解が得られるよう最大限努める。
- 事業認定申請は事業の公益性・必要性について判断を求めるもの。現在は強制収用を意図するものではない。事業認定審査過程においても任意の話合いは可能である。
- よって事業認定申請は取下げない。
- これからの事業の進行（事業凍結の解除）は話合いの状況を見て決める。

「事業認定申請と強制収用は別物であり、事業認定申請を取下げない。付帯意見を尊重するのはもちろん、地元から理解が得られるように最大限努力する」というのが長崎県の対応でした。

この対応は詭弁の一言に尽きます。佐世保市の対応も同様に、全く詭弁を弄したものでした。

実際、長崎県は石木ダム絶対反対同盟の皆さんの「石木ダムを前提としないゼロからの公開での話し合い」要求を拒否し、地権者等に「ご理解願いたい」の文書を送りつけるだけです。

2009年に長崎県が事業認定を申請してから、九州地方整備局が手続を留保していることに対して**長崎県議会**は10月15日に「石木ダム事業認定手続きの進展を求める意見書」を採択し、国交省などに送付しました。これに対抗して、石木ダム建設に反対している長崎県内の6団体は、10月19日、国会と政府の計6ヶ所に「国会政府への事業認定中止請願」を送付しました。

3) 水源連ホームページのリニューアル

パタゴニア日本支社の支援を受け、水源連ホームページを再構築しました。「これまでの水源連が果たしてきた役割をきちんと評価し、水源連活動を更に広く広める必要がある」という提言をパタゴニア日本支社の支援担当者からいただき、水源連が発足して20周年を迎える節目としてリニューアルを進めました。相互の情報交換の場として、水問題・河川問題・ダム問題についての情報発信の場として、大いに活用していきたいと思います。皆さん、情報をお寄せください。

インターネットをつないで一番上のアドレス欄に suigenren.jp と打ち込み、エンターキーを押すだけで水源連のホームページが現れます。

お使いになった感想、ご意見は水源連事務局にお寄せください。

4. 2013年の活動方針

水源連が発足して満20年になります。20年を1つの節目とし、飛躍を遂げたいものです。

民主党政権による「出来るだけダムに依存しない治水・利水」が頓挫してしまった現在、検証過程にあるダムも次々と推進という結論になることは目に見えています。それを何とか阻止し、負の遺産を次の世代に負担させないようにしなければなりません。

次に挙げる4課題を2013年度の獲得目標に据えます。

- 1： 事業中のダムの徹底見直し
- 2： ダムの水抜き空っぽ運用
- 3： ダム中止後の生活再建支援法の成立
- 4： 水源連運動のより一層の拡大

① 事業中のダムの徹底見直し

今の状況ではダム検証により、問題のあるダム事業は「推進」の決定がされてしまいます。何としても、それを防ぐためにダム事業検証方式の抜本的見直しを迫ります。

水源連が2001年3月から提案している「公共事業審査法案」、日弁連が2012年6月に提案した「公共事業改革基本法案」などを基本に据えて、その事業の必要性を徹底的に検証するシステムを提案し、ダム事業の検証のやり直しを求めています。

② ダムの水抜き空っぽ運用

明らかに利水上不要であるダムがぞろぞろと造られています。これらのダム事業の中止を求めてきましたが、残念ながら工事が進み新内海ダムのように完成が間近なダム、太田川ダムのように利水上不要どころか湛水後に堤体からの水漏れや堤体が上流側に傾斜するなどという危険きわまりないダムが存在します。これらのダムについてはまずは「水抜き空っぽ運用」を勝ち取るべく運動を支援していきま

す。この総会では「太田川ダムの水抜き空っぽ運用を求める総会声明」を採択し、地元の皆さんと共に静岡県知事に持参することを考えます。

③ ダム中止後の生活再建支援法の成立

「ダム中止」となった場合の地元住民の生活再建が必要と考え、水源連は十数年前からダム中止後の生活再建支援法案を作成して提案してきました。

ダム事業を中止にするからには「ダム中止後の生活再建支援法」の早期成立が不可欠です。

④ ダム問題を広く知っていただくために

ダム事業の徹底見直しを実現するには問題意識を広く共有できるツールの活用が必要です。これまで通りの「水源連だより」、水源連MLの活用に加えて、水源連新ホームページの充実を図ります。水源連ホームページは水源連仲間だけではなく全国の皆さんへの情報発信・情報交換の場として活用していきます。皆様からの情報提供をよろしくお願い致します。

⑤ 20周年記念事業

今年は水源連発足 20 周年になります。飛躍を期した取組みを進めていきたいと思います。

20 年を一つの節目として、これまでの水源連の歩みを振り返り、どのようなことをしてきたのか、どのようなことが獲得できたのか、獲得できていないのは何故なのか、これからどのようなことをしてゆくのか、等々まとめてみます。

⑥ 今年度の運営体制（案）

顧問	藤田 恵
共同代表	嶋津暉之 遠藤保男
事務局長	遠藤保男
会計	和波一夫
会計監査	大木一俊

2012 年度会計報告と 2013 年度予算方針

水源連2012年度会計報告		(2011年10月1日～2012年10月31日)	
		単位:円	内訳
収入の部	前年度繰越金	743,517	このうち切手分21020円
	年会費個人	319,000	
	年会費団体	278,000	
	会員カンパ	24,000	
	売上収入等	20,000	資料等の売り上げ、その他
	助成金	400,000	パタゴニア・インターナショナル・ニッポン支部助成金
	雑収入	114	利子
	2012年度収入小計	1,041,114	前年度繰越金を除く収入
	合計(繰越金+収入小計)	1,784,631	
支出の部	水源連だより印刷代	457,586	水源連だより59号～61号、資料集、封筒印刷
	水源連だより送料	157,320	ヤマト運輸便、封筒発送
	HP経費	9,800	ホームページ改良費用
	事務費	23,438	葉書、宛名シール、コピー
	会議費	19,005	会議室代
	行動費	168,030	交通費等
	雑費	1,080	総会資料送付
	振り込み手数料分担	11,170	会費納入振込水源連負担分
	切手使用	520	資料発送等
	合計	847,949	
収入－支出	次年度繰越金	936,682	このうち切手分20500円

2012 年度の収入小計は 104 万 1114 円、支出は 84 万 7949 円でした。収入小計は前年度 102 万 2778 円に比べて微増となりました。収入小計の約 57%が会員からの会費です。支出のうち約 73%を「水源連だより」等の印刷・発送費用に使用しました。

収入合計（繰越金と収入小計の合計）は 178 万 4631 円であり、これから支出 84 万 7949 円を引いた 93 万 6682 円が次年度繰越金となります。

2013 年度は、これまでと同様に「水源連だより」の発行を中心に予算執行していきます。また、各地の運動団体との連携を強化するための行動費は 2012 年度実績（約 17 万円）以上を計上します。また、水源連ホームページを充実するための技術委託（HP 経費として 2012 年度途中から執行）を行う予定です。

事務局からの報告 2

ダム関連事業資料 ダム問題を考える視点

1 利水面から見たダム問題——水需要の長期的縮小

利水面での新規ダムの必要性は失われている。各地域の水道用水は長年減少傾向が続いている。今後もその傾向は変わらず、水需要の規模は縮小の一途を辿っていく。

1 1994年度から減り続けている水道用水

全国の水道の一日最大給水量は減り続けている。1994年度の5,852万 m^3 /日から2010年度の5,074万 m^3 /日へと、13%も減っている（図1）。この14年間の減少量778万 m^3 /日は東京都の一日最大給水量の約1.6倍に相当する膨大な水量である。

1980年代までは全国の水道給水量は増加傾向にあったが、1990年代半ばからはほぼ減少の一途を辿るようになり、水需要の動向は近年は様変わりしている。

各地域の水道の一日最大給水量も概ね同様な傾向を示している。

2 一人一日最大給水量の大幅減少

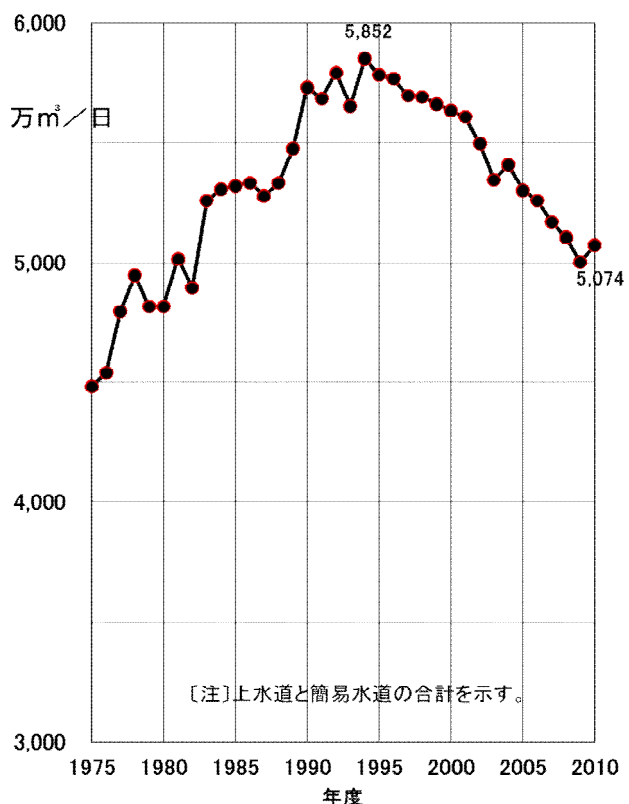
水道の一日最大給水量が減少傾向になったのは、一人当たりの給水量が減り続けてきているからである。全国の水道の一人当たり一日最大給水量は1994年度の492 ℓ /日から2010年度の408 ℓ /日へと、17%も減っている（図2）。

これは節水型機器の普及、漏水の減少、生活様式の季節変化の平準化などによるものである。水洗トイレ、電気洗濯機などの水使用機器は節水型であることが重要なセールスポイントとなっており、水使用機器はこれからも、より節水型のものが開発され、普及していくので、一人当たり給水量の減少傾向は今後もしばらくの間続くと予想される。

3 今後は人口の減少で水道用水はますます縮小

日本はすでに人口減少時代に入っており、今後はますます人口が減っていく。国立社会保障・人口問題研究所の最新の予測によれば、図3のとおり、

図1 全国の水道の一日最大給水量



日本の総人口は2010年の1億2718万人から、2035年には1億1068万人へと、13%も減る。

将来は節水型機器の更なる普及によって、一人あたり給水量が減り続け、一方で、人口がかなりの速度で減少していくのであるから、水道の給水量の規模がますます縮小していくことは必至である。

4 水あまりがますます顕著になり、渇水の影響を受けにくい構造に

水需要の減少傾向により、現在、各地域の水需給は余裕のある状態になって、水あまりの状況を呈している。今後は水需要の更なる減少で、各地域の水余りの状況がますます顕著になり、渇水が来てもその影響を受けにくい構造になっていくことが予想される。

図2 全国の水道の一人一日最大給水量

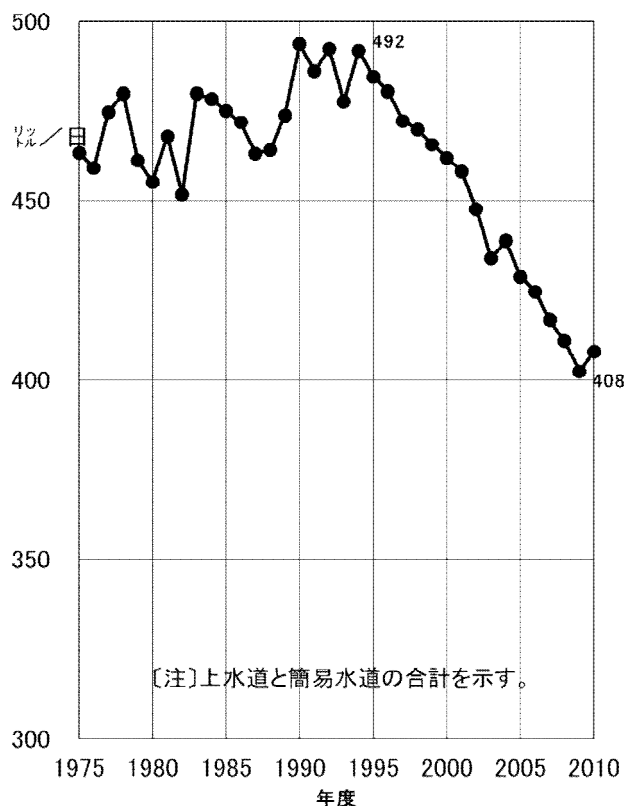
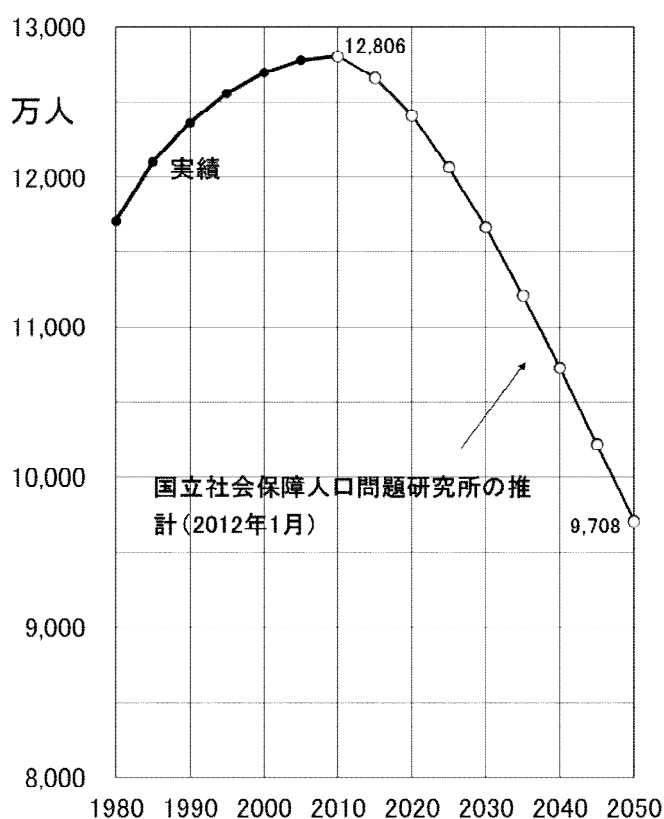


図3 日本の総人口の将来推移



2 治水面から見たダム問題——治水思想の転換を！

1 新規の社会資本投資が次第に困難に

平成 21 年度の国土交通白書に次のように記されている。(第 2 章第 1 節 1 (2))

「これまで我が国で蓄積されてきた社会資本ストックは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後老朽化は急速に進む。50 年以上経過する社会資本の割合は、現在(2009 年)と 20 年後を比較すると、例えば、道路橋(約 8%→約 51%)、水門等河川管理施設(約 11%→約 51%)、下水道管きょ(約 3%→約 22%)、港湾岸壁(約 5%→約 48%)などと急増し、今後、維持管理費・更新費が増大することが見込まれる。」

この白書は、国土交通省所管の社会資本を対象に、過去の投資実績等を基に今後の維持管理・更新費がどのように推移していくかの試算の結果を

図 1 のとおり、示している。

今後の毎年の社会資本投資の総額が 2010 年度以降増額できず、同年度のままであるとすると、維持管理・更新費が投資総額に占める割合は 2010 年度時点で約 50%であるが、次第に上昇し、2037 年度時点で投資可能総額を上回り、新規の社会資本投資ができなくなる事態になるとしている。

公共事業がおかれているこの現実を踏まえて今後の河川行政においても『選択と集中』を厳格に進めていかなければならない。

2 流域住民の安全を確保する喫緊の対策

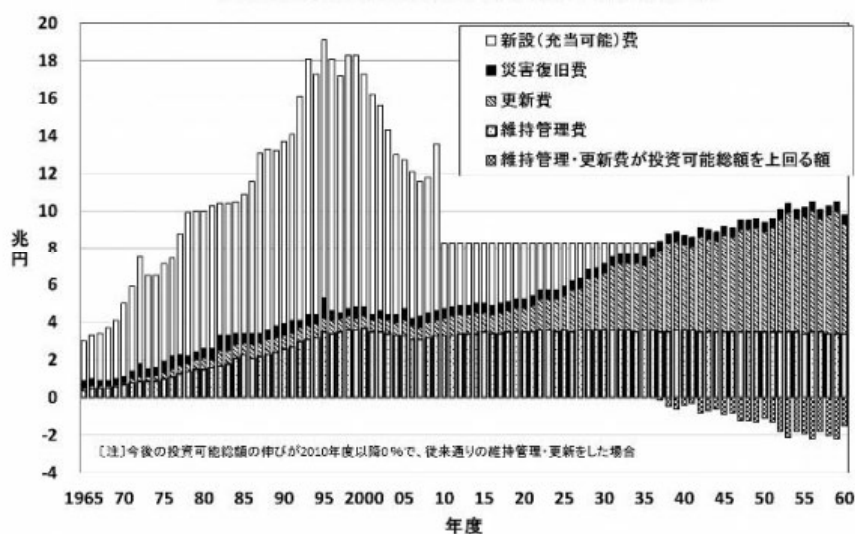
上述のとおり、新規の社会資本投資の可能額が次第に先細りになっていくことを踏まえれば、河川行政においても『選択と集中』が不可欠であり、流域住民の安全を確保するための喫緊の治水対策を厳選し、そこに河川予算を重点配分するようにしなければならない。

利根川を例にとれば、喫緊の治水対策は脆弱な堤防の強化対策とゲリラ豪雨による内水氾濫への対策である。

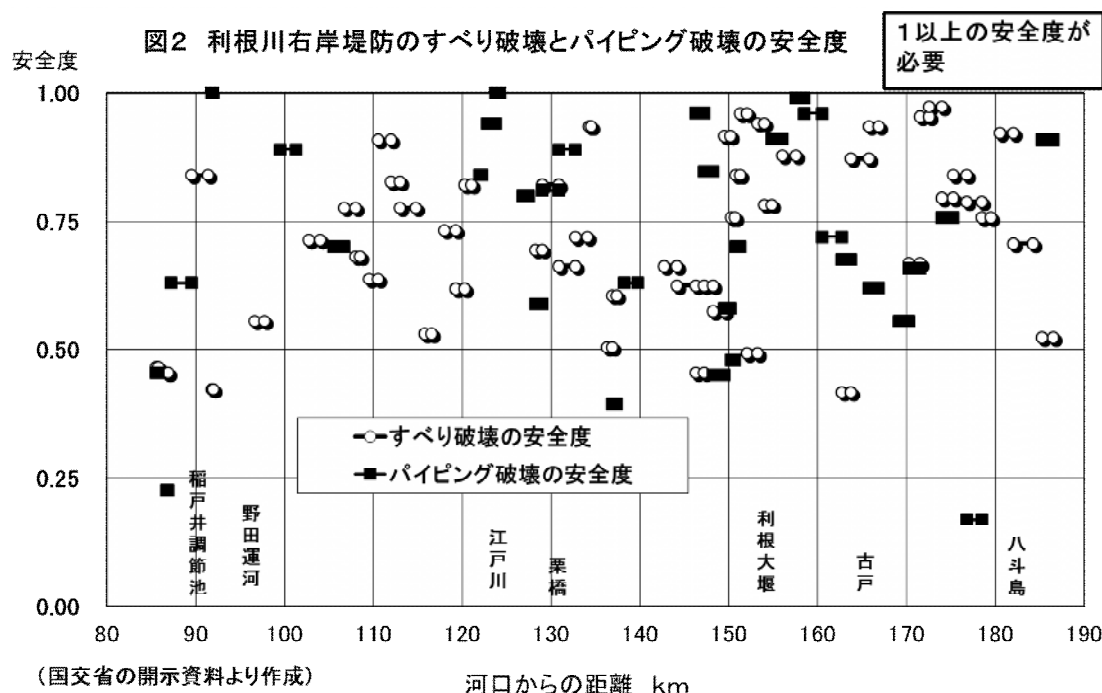
① 脆弱な堤防の強化対策

国土交通省の調査により、利根川及び江戸川の本川・支川では洪水の水位上昇時にすべり破壊やパイピング破壊を起こして破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にあることが明らかにされている(図 2)。国土交通省によれば、浸透対策が必要な区間の割合は利根川本川で 62%、江戸川で 60%に及んでいる。脆弱な堤防では洪水時に河川水が堤内地に漏水

図 1 社会資本投資額の実績と今後(平成21年度国土交通白書)



する現象が起きることもある。もし破堤すれば、甚大な被害をもたらすので、脆弱な堤防の強化工事を急いで進めなければならない。



(注) すべり破壊の安全度:裏のりと表のりの「すべり破壊に対する安全率 (F_s) / 目標安全率 (裏のり 1.584、表のり 1.0)」の低い方の値
パイピング破壊の安全度: (難透水性土層の被覆がない場合) 裏のり近傍の基礎地盤の水平および鉛直の「0.50 / 局所動水勾配の最大値」の低い方の値

② ゲリラ豪雨による内水氾濫への対策

2011 年 9 月上旬の台風 12 号では群馬県南部で記録的な大雨があり、県内で床上浸水 14 棟、床下浸水 89 棟の大きな被害があった。この時、利根川とその支川からの越流はなく、浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨による内水氾濫（小河川の氾濫を含む）であった。近年はこのようなゲリラ豪雨が各地で起きることが多くなったので、雨水調整池や排水機場など、内水氾濫対策が急務である。

3 ダムは喫緊の対策ではない:ダムの効果は限定的で、大洪水には洪水調節機能を喪失

ダムの治水効果は不確かな机上の計算ではなく、観測流量から求めるべきである。八ッ場ダムを例にとれば、最近 60 年間で最大の洪水（平成 10 年 9 月洪水）について岩島地点（ダム予定地のすぐ下流）の観測流量から八ッ場ダムの効果を治水の基準地点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）で計算すると、その治水効果は最大に見ても洪水ピーク水位をわずか 13cm 下げるだけであった。この洪水の最高水位は堤防天端から 4.5m も下であって、確保すべき余裕高 2.0m を大きく上回っていたから、この洪水時に八ッ場ダムがあっても何の寄与もしなかった。

さらに、ダムは想定を超える規模の洪水が来ると、貯水池が満杯になって洪水調節の機能を失う。2011 年 9 月の台風 12 号は和歌山県に記録的豪雨をもたらし、洪水調節機能を持つ和歌山県の三つのダムはいずれも満杯になって治水機能を失った。ダムからの

放流量は満杯に近づくと、一挙に増加するため、下流住民は避難する時間がなく、それによって被害が増大した。ハッ場ダム等の他のダムも同様であって、想定を超える規模の洪水が到来すれば、洪水調節機能を失ってしまう。

4 想定を超える洪水への対策の実施——耐越水堤防への強化

① 壊滅的な被害を受けない対策の実施

3.11 東日本大震災や 2011 年 9 月台風 12 号の紀伊半島水害を踏まえれば、各水系においても想定を超える洪水が襲った場合に壊滅的な被害を受けない治水対策も進めなければならない。それは治水計画の治水目標流量を引き上げて、ダムなどの大きな河川構造施設を次々と整備することではない。そのような施設整備は巨額の予算ときわめて長い年数を要するため、実現が不可能である。想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を防止できる現実に実施可能な対策を進めていかなければならない。

それは耐越水堤防への強化である。現在の堤防は計画高水位までの洪水に対しては破堤しないように設計されるが、堤防を超える洪水に対しては強度が保証されていない。壊滅的な洪水被害は堤防が一挙に崩壊した時に生じるので、堤防を超える洪水が来ても、直ちに破堤しない堤防への強化を進めることが是非とも必要である。

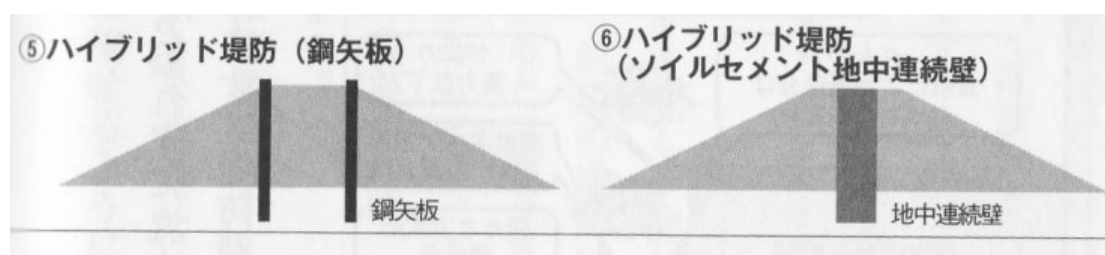
② 耐越水堤防の技術

耐越水堤防としては最小限の費用で堤防を強化できる技術を選択しなければならない。鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防が安価な技術であり、これらによる堤防の強化工事を推進することが急がれる（図3）。

堤防の強化、耐越水堤防は今後の治水対策の要であるが、それはスーパー堤防や、利根川で進行中の首都圏氾濫区域堤防強化対策事業ではない。スーパー堤防は 1 km の整備に 500 億円以上の事業費を要するため、「点」の整備しかできないので、治水対策として非現実的である。首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は利根川・江戸川の右岸側堤防を大きく拡幅する事業である。この事業は堤防の裾野を広げるため、1,200 戸以上の家屋の移転が必要となるもので、完成まで非常に長い年月を要し、事業費も大きく膨れ上がることが予想される。治水対策は、最小の費用で最大の効果があり、長い年月を要しないものが選択されなければならない。

耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端までの流下が可能となれば、河道の流下能力は大幅に増大するので、流域の安全性を大きく高める重要な治水対策となる。

図3 耐越水堤防の例（今本博健編著「ダムが国を滅ぼす」より）



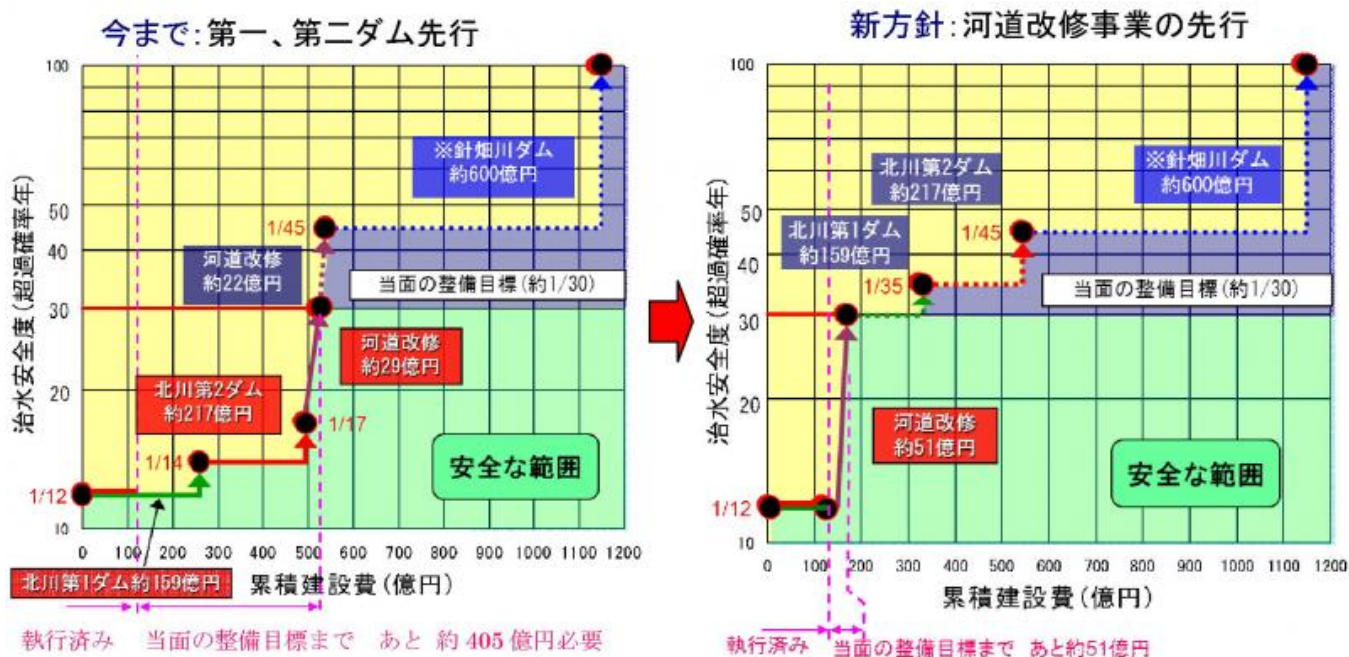
3 北川ダム建設事業「県の対応方針」

○平成 22 年 9 月 28 日に国からダム検証の要請を受け、以下のように「県の対応方針」を決定し、国に報告いたしました。

県の対応方針：北川ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行する。

- ・当事業は、安曇川の治水対策として北川ダムを建設するものであるが、国が示した「ダム検証」を実施する中で、社会・経済情勢の変化から当面の整備目標を約 1/30 と設定し、低コストで最も早く効果が出る河道改修を先行する案が最も優位となりました。
このことから、当面、北川ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行します。
- ・下流区間で当面の整備目標(約 1/30)を達成した後、ダムを含めた対策で、さらに 1/50、1/100 へと段階的に治水安全度の向上を目指します。
- ・また、どのような洪水にあっても人命が失われることを避け、生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、計画規模を超える洪水の発生も想定し、調整池などの『ための』対策、霞堤を保全するなどの『とどめる』対策、さらには実効性のある防災情報提供や避難体制の充実・強化などの『そなえる』対策を併せて実施していきます。
- ・その他
 - ・これまでダム事業に協力されてきたダム建設予定地域が、不利益を被ることのないよう対策を講じます。
 - ・河道改修を行うにあたっては、河川的环境保全に十分留意します。
 - ・治水安全度を段階的に向上させるにあたっては、流域自治体、地域住民と十分協議し進めます。
 - ・計画規模を超える洪水の発生も想定した、ソフト・ハードが一体となった水害に強い地域づくりを流域全体で実施していきます。

※安曇川の当面の整備目標約 1/30 は河道改修事業で対応しますが、将来、当面の目標達成後にダムを含めた対策案を検証し、治水安全度の向上を図っていくため、一旦中止としています。



「滋賀県流域治水基本方針 ― 水害から命を守る総合的な治水を指して ―」の概要

第1章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ

1. 流域治水の概念

- どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって川の中の対策に加えて川の外の対策を総合的に進めていく治水

2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ

- 「川の中の対策」に関する諸計画に基づき着実に実施すべき治水施設の整備に関する事項に加えて、「川の外の対策」として実施すべき事項について、基本的方向を示す

第2章 治水上の課題

1. 滋賀県の河川特性

2. 気候変動による外力の増大

3. 行政対応の現状と問題点

（1）河川行政等の現状と問題点（ながす・ためる）

- 河川や水路等の整備目標や進捗には限界がある
- 貯留機能のある森林や水田で適正な維持管理が行われていない土地の増加

（2）まちづくり行政等の現状と問題点（とどめる）

- 開発に伴う霞堤機能の損失
- 水害リスクの高い地域での無防備な開発

（3）危機管理行政の現状と問題点（そなえる）

- 住民のライフスタイルの変化や社会的ニーズの多様化等による行政負担の増大

4. 地域防災力の現状と問題点（そなえる）

- 河川改修等の進捗による安心感の増大
- 近年、県内全域におよぶ甚大な被害が無い



地域防災力の低下

5. 水害リスク情報の現状と問題点

第3章 これからの治水の基本的方向

1. 流域治水の目標

- どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避ける

2. 流域治水政策を検討する基礎情報 ― 「地先の安全度」

- 河川だけでなく身近な水路のはん濫なども想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度

第4章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

- 適切な河川等の維持管理
- 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等
- 整備水準を超える洪水対策

2. 流域で雨水を「ためる」対策

- 森林や水田の洪水緩和機能等の保全
- 貯留機能や地下浸透機能の強化

3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策

- 既存のはん濫流制御施設の機能復元・維持等
- 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用
- 安全な土地利用や住まい方の誘導
 - 床上浸水の頻発が想定される箇所：新たに市街化区域へ編入することを原則禁止
 - 家屋流失や水没が想定される箇所：建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を実施

4. 水害に「そなえる」対策

- 水害に対する意識の向上（知恵を広める）
- 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）
- 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化（仲間をつくる）
- 水害に強い体制の整備（組織・体制をつくる）
- 的確な応急対策と復旧のための体制強化

第5章 「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を円滑に進める方策

1. 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価

2. 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の策定

- 地先の安全度の調査・公表
- 流域貯留対策に関すること
- はん濫原減災対策に関すること
- 水害に関する地域防災力向上対策に関すること
- 水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること

3. 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画

4 「流水の正常な機能の維持」の虚構

1 ダムの規模を大きくするための増量剤

「流水の正常な機能の維持」（不特定利水容量）とは、渇水時に河川の流量が正常流量を下回った場合に、ダムから補給するためのものであるが、その目的には緊急性がなく、ダムの規模を大きくするための増量剤になっている。

下表のとおり、「流水の正常な機能の維持」の容量が有効貯水容量に占める割合が大きいダムが少なからずある。

設楽ダムでは有効貯水容量 9,200 万 m^3 のうち、6,000 万 m^3 が「流水の正常な機能の維持」の容量であり、約 2/3 を占めている。五ヶ山ダムの場合、有効貯水容量 3,970 万 m^3 の約 3/4 を占めている。緊急性が乏しい「流水の正常な機能の維持」がダムの貯水容量の大半を占めているのであるから、異様なダム計画である。

本来の目的だけではダムの容量を大きくできないので、ダム規模の増量剤として、「流水の正常な機能の維持」を加えてダムの容量を引き上げている。

「流水の正常な機能の維持」の容量			
ダム名	事業者	「流水の正常な機能の維持」の貯水容量 ／有効貯水容量	
サンルダム	北海道開発局	1,500万 m^3 ／5,020万 m^3	30%
平取ダム	北海道開発局	910万 m^3 ／4,450万 m^3	20%
成瀬ダム	東北地方整備局	2,650万 m^3 ／7,520万 m^3	35%
思川開発（南摩ダム）	水資源機構	2,825万 m^3 ／5,000万 m^3	57%
設楽ダム	中部地方整備局	6,000万 m^3 ／9,200万 m^3	65%
当別ダム	北海道	2,540万 m^3 ／6,650万 m^3	38%
五ヶ山ダム	福岡県	2,910万 m^3 ／3,970万 m^3	73%
伊良原ダム	福岡県	1,100万 m^3 ／2,750万 m^3	40%
〔注〕「流水の正常な機能の維持」の貯水容量は「渇水対策容量」を含めた数字を示す。			

2 「正常流量」というまやかし

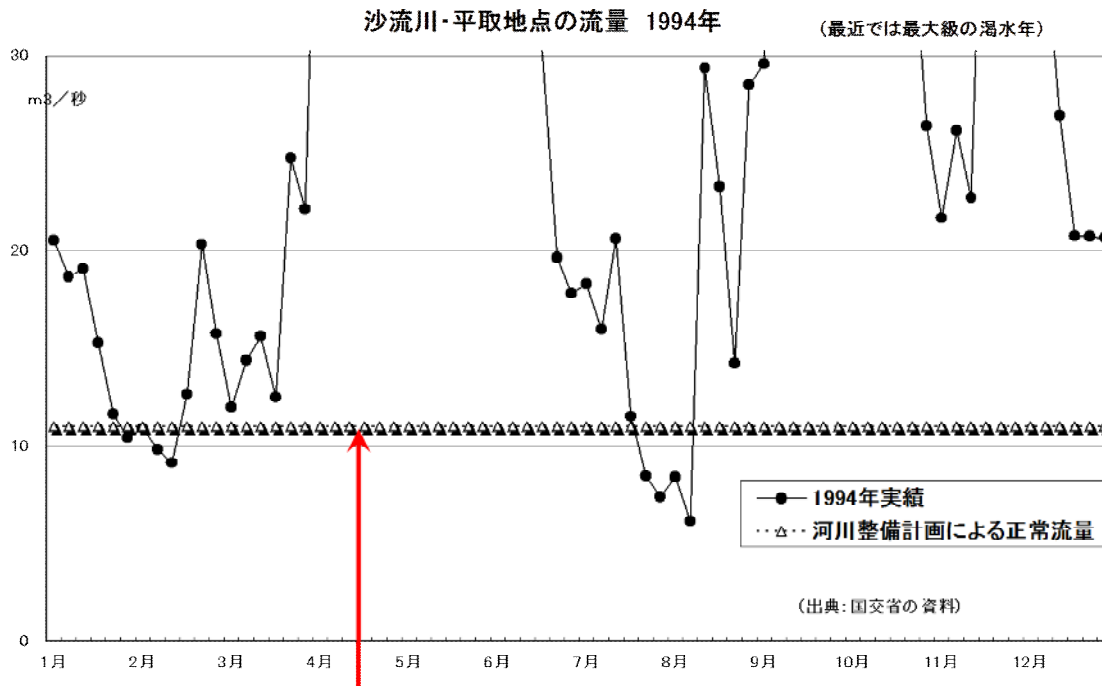
各水系の正常流量は河川整備基本方針と河川整備計画で設定されているが、その値を下回っても、問題が生じることはなく、努力目標程度のものに過ぎない。

その正常流量を渇水時も確保しなければならないとして、ダム計画に「流水の正常な

機能の維持」の容量が確保される。

平取ダム計画がある沙流川の場合

下図のとおり、渇水時において沙流川・平取地点の流量が正常流量 11 m³/秒を下回る
ことがあるので、平取ダムと二風谷ダムからの補給が必要とされている。



正常流量11m³/秒を維持できるように、平取・二風谷ダムから補給

しかし、渇水時の流量が正常流量を下回ったからといって、実際の被害がどれほどあるのだろうか？

平取地点の正常流量 11 m³/秒の根拠

サケ、サクラマスの上流等に必要流量 10.9 m³/秒

(平取地点下流の水利使用 0.46m³/秒)

11 m³/秒のほとんどは、サケ・サクラマスの上流等のために必要となっているが、実際にはサケ・サクラマスは流量の減少にも対応して生息しているのであって、ダムを造るための口実に過ぎない。

3 ダム検証における茶番劇：現実性ゼロの代替案との比較

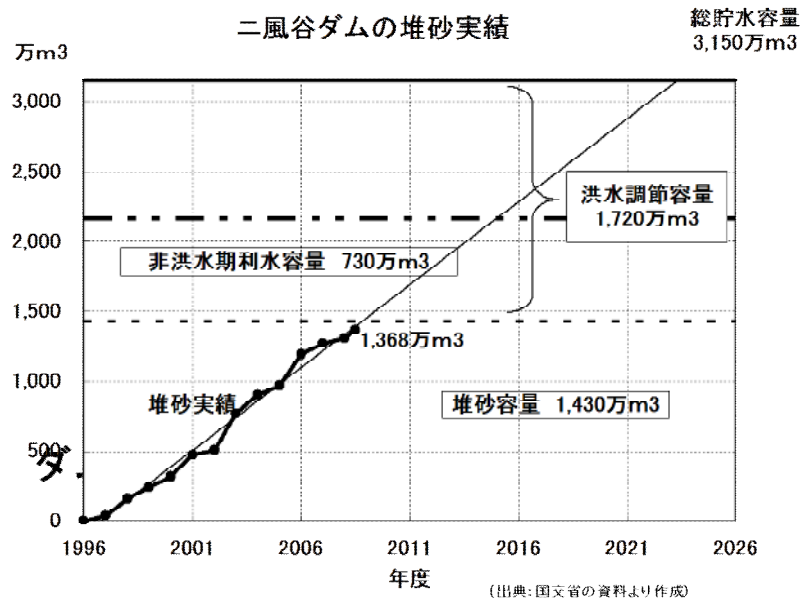
「流水の正常な機能の維持」は上述のとおり、本来の必要性が乏しいものであるが、そのために必要な水量が大きいので、それを確保する代替策はいずれも非現実的なものになる。

海水の淡水化や地下水の採取まで対策案として検討されている。河川の流量が少ないからといって、海水の淡水化まで行って河川に補給するようなことは現実にはありえない。地下水の採取も同様である、河川の流量補給対策として、現実性ゼロの対策を並べて、それとの比較でダム案が選択されており、茶番劇というべき検証が行われてきている。

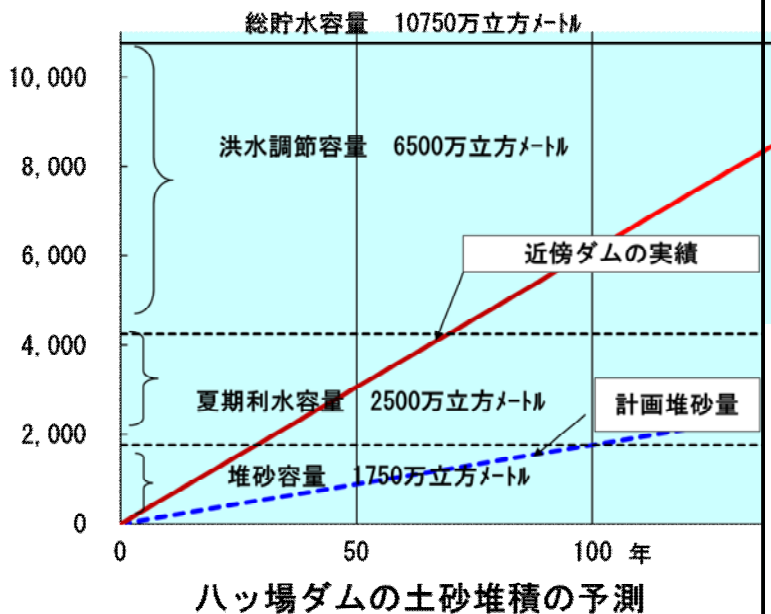
5 ダムの堆砂問題

多くのダムは堆砂の見込みが過小であるので、ダムの機能は計画よりも短い期間で低下していく。

二風谷ダム：完成後 13 年で計画堆砂量に近い堆砂量になっている。



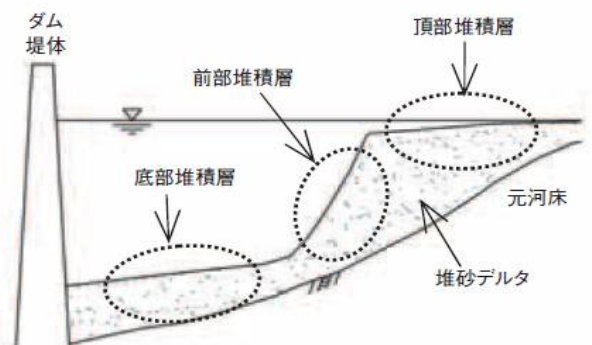
ハッ場ダム：近隣ダムの堆砂実績をハッ場ダムに当てはめると、計画の 3.5 倍の速度で堆砂が進行する。約 50 年間でハッ場ダムの夏期利水容量は半分になり、利水機能は半減する。



ダムの堆砂の進み方

実際に堆砂は貯水池上流側の浅い方にも堆積していくので、ダムの機能低下はもっと早く進行する。

貯水池上流側の堆砂の進行は、流入河川の河床を上昇させ、氾濫常習地帯をつくり出すことがある。



図一 堆積層の分類図

(リザーバー2007.12 末次忠司ほか「堆砂特性と測量調査」より)

6 ダムの洪水調節便益計算の虚構

ハッ場ダムの場合

洪水調節便益だけではなく、流水の正常な機能維持の便益も虚構の計算が行われているが、ここでは前者について述べる。

ハッ場ダムの費用便益比（平成 23 年の計算）

Ⅰ 便益	①洪水調節便益	21,925 億円
	②流水の正常な機能維持の便益	139 億円
	③残存価値	100 億円
	計	22,163 億円
Ⅱ 費用	①建設費	3,417 億円
	②維持管理費	86 億円
	計	3,504 億円
Ⅲ 費用便益比(Ⅰ／Ⅱ)		6.3

1 洪水調節便益の計算

① 流量規模別の氾濫被害額の計算（ハッ場ダムがない場合とある場合）

【表 1】洪水調節便益計算による利根川・江戸川の想定氾濫被害額（億円）
（計算対象 8 洪水の平均）

流量規模	1/3	1/5	1/10	1/30	1/50	1/100	1/200
ハッ場ダムがない場合	0	7,516	16,199	45,632	115,177	278,508	463,483
ハッ場ダムがある場合	0	6,464	15,082	36,925	96,435	215,972	426,989

② 年平均氾濫被害額の計算（【表 1】から計算）

【表 2】洪水調節便益計算による利根川・江戸川の年平均氾濫被害額（億円）

想定する最大流量規模	1/5洪水 まで想定	1/10洪水 まで想定	1/30洪水 まで想定	1/50洪水 まで想定	1/100洪水 まで想定	1/200洪水 まで想定
ハッ場ダムがない場合	501	1,687	3,748	4,820	6,788	8,643
ハッ場ダムがある場合	431	1,508	3,242	4,131	5,693	7,300

③ ハッ場ダムの洪水調節便益の計算

【表 2】のハッ場ダムがない場合とある場合の差から、所定の手順により、ハッ場ダムの洪水調節便益を求める。 → 21,925 億円

【表 2】では、1/50 規模洪水までを考えても、年平均で毎年 4,820 億円（ハッ場ダムがない場合）の洪水被害が生じることになっている。

2 実際の被害額

利根川・江戸川本川の破堤は、過去 60 年間なく、実際の被害額はゼロ

ハッ場ダムの洪水調節便益の計算で対象とした利根川および江戸川の本川では昭和 24(1949) 年のキティ台風時に江戸川下流部が破堤したのを最後に、その後は最近 60 年間、破堤は全く起きていないので、実際の被害額はゼロである。

国土交通省の水害統計（支川の氾濫、内水氾濫、土石流等を含む）の数字でも、利根川の過去 50 年間の水害被害は累計で 8,758 億円（平成 17 年価格換算）であり、年平均でみると 175 億円である。

7 ダム見直しの経過

1 2009 年の政権交代後のダム見直しの経過 後退に次ぐ後退

2009 年 9 月 17 日 前原誠司国交大臣は、川辺川ダムと八ッ場ダムの中止とともに、全国の事業中・計画中の 143 ダムの見直しを明言した。

しかし、その後、ダム見直しの姿勢は次第に後退していった。

2009 年 11 月 20 日 ダム検証の手順と基準を審議する「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発表

河川官僚の意向による人選となってダム懐疑派の専門家は排除され、その後の暗転がこの時点で予想されることになった。

この有識者会議は一般には非公開で行われてきている。会議を公開するように、再三再四、要請書を提出し、国会の質疑でも求められたが、頑強に非公開を維持しており、時代錯誤も甚だしい。

2009 年 12 月 25 日 ダム事業の検証に関する国交大臣の方針

検証対象ダムが大幅に減少し、55 事業が対象外へ。

①11 月までにダム本体工事の契約を行っているダム事業と、

②既存施設の機能増強を目的としたダム事業は対象外へ

これにより、当別ダム、辰巳ダム、湯西川ダム、天ヶ瀬ダム再開発などは事業推進となった。

2010 年 3 月 26 日 平成 22 年度予算配分に関する国交大臣の方針

本体工事駆け込み契約の補助ダムを容認。2009 年 12 月以降に本体工事の契約を行う予定の補助ダムの扱いは保留になっていたが、その駆け込み契約を容認。

これにより、新内海ダム、浅川ダム、路木ダムなど 5 事業が検証対象外になった。

2010 年 9 月 27 日 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が中間取りまとめ（ダム検証のシステムと手順）を発表

2010 年 9 月 28 日 国交大臣が「ダム事業の検証」を各地方整備局等と水資源機構に対して指示、道府県知事に対して要請。各ダム事業者に送付されたダム検証の実施要領細目は、「中間取りまとめ」に基づいて作成されたものであるが、その前文にある「『できるだけダムにたよらない治水』への政策転換を進めるとの考えに基づき」という肝心の検証の目的は落とされていた。

2 ダム検証のシステムと手順の問題点（別紙参照）

3 ダム検証のフロー

ダム事業者の検証

↓

検証結果を国交省に報告



国交省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」で審査



国交大臣が当該ダムの対応方針を決定

有識者会議は形式的な審査をするだけで、各ダム事業者の検証報告をほぼそのまま容認（例外、石木ダム、最上小国川ダムは付帯意見が付いた。）

4 ダム検証の途中経過

ダムの検証状況 （2012 年 11 月 12 日現在）

	検証対象 ダム	検証終了ダム		検証中の ダム
		推進	中止	
直轄ダム・水資源機構ダム	32	4	3	25
道府県ダム（補助ダム）	53	23	12	18
計	85	27	15	43

（検証終了ダム：国交省の対応方針が出たダム）

以上述べたお手盛りのダム検証により、事業推進のお墨付きを得たダムが続出するようになった。水源連関係でも八ッ場ダム、足羽川ダム、サンルダム、五ヶ山ダム、最上小国川ダム、厚幌ダム、安威川ダム、内ヶ谷ダム、石木ダムなどが事業推進となった。

検証終了の 42 ダムのうち、15 ダムが中止になっているが、その大半は最近は年間予算がゼロか数千万円以下のダムであって推進の意思が明瞭ではなく、ダム検証を機会に中止を決定したものである。まともにダム検証を行って、中止になったのは滋賀県の北川ダムなど、一部のダムだけである。

5 今後の見通し

現在、残りの 43 ダムについても急ピッチで検証が進められている。ダム事業者が推進の意思を持っていれば、推進の結果が得られる検証のシステムと手順であるから、ダム推進という検証結果が続々と出てくるに違いない。

2009 年の政権交代によってダム事業の全面見直しがされるはずであったが、実際には虚構のダム検証によって、反対運動が進められているダムのほとんどは、ダム検証でゴーサインを得て、大手を振って闊歩する状況を呈している。

この状況をダム見直しの方向に反転させる運動を何としても展開していかなければならない。

8 ダム検証のシステムと手順の問題点

1 ダム検証のシステムの問題

(1) ダム事業者自らの検証で真のダムの見直しはできない

検証主体は地方整備局等、水資源機構、都道府県であって、いずれもダム事業者であり、今までダム事業を推進してきた立場にある。そのダム事業者にダム見直しの作業を委ねて、どうしてダムの是非についての客観的・科学的な検証が行えるというのか。客観的・科学的な検証を行うためにはその検証作業を第三者機関の手に委ねなければならないのは自明のことである。ダム事業者自らが検証を行うことによって、その思惑通りにダム推進の方針があるダムは推進が妥当という結論が出されてきている。

(2) 「関係地方公共団体からなる検討の場」はダム推進大合唱の場

検証主体は「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、地方公共団体の意見を聴きながら、検証を進めることになっている。しかし、現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「検討の場」はダム推進を求める意見が強く出され、いわばダム推進大合唱の場になる。実際にほとんどのダム検証では「検討の場」がそのような様相を呈し、ダム推進を目論む検証主体にとって応援団を得たようなものであった。ダム検証を推進に導くための仕組みの一つになった。

(3) ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から排除

ダムの検証作業においてダム事業の見直しを求める市民ができることは、パブリックコメントに意見を提出し、公聴会で意見を述べることだけである。何れも意見をききおくだけであって、検証の結果への反映はゼロであったと言っても過言ではない。市民の意見もきいたというアリバイ作りのためのパブコメや公聴会であった。かくて、ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から排除されたのである。

2 ダム検証の手順の問題（ハッ場ダムを例にとって）

(1) 利水についての検証の虚構

1) 利水予定者の水需給計画をそのまま容認

東京都をはじめとする利水予定者は、現実と乖離した水需給計画によって本来は不要な水量をハッ場ダムに求めており、利水の検証では何よりもまず、各利水予定者の水需給計画をきびしく審査しなければならない。ところが、今回の検証では関東地方整備局は利水予定者の水需給計画をそのまま容認した。

①水需要の実績と乖離した予測を容認

東京都を例にとれば、図1のとおり、東京都の一日最大配水量は1992年度からほぼ減少の一途を辿っているのに、都の予測では大きく増加していくことになっている。このような架空予測から八ッ場ダムへの要求水量が算出されているが、今回の検証ではこの架空予測がそのまま罷り通っている。

②利水予定者の保有水源の意図的な過小評価も容認

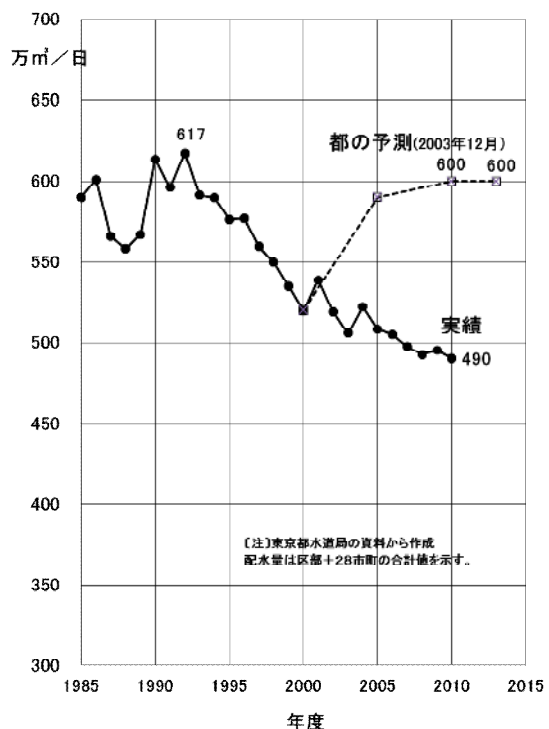
保有水源の過小評価もそのまま容認されている。たとえば、東京都は多摩地域の地下水約40万 m^3 /日を水道水源としてカウントしていない。これは多摩地域の水道で実際に長年使われてきて今後とも利用可能な水源であるが、都の水需給計画では水需給に余裕が生じ過ぎては困るので、保有水源から落とされている。このような保有水源の意図的な過小評価もそのまま認められた。

2) 現実性のない利水代替案との比較

利水予定者の水需給計画をそのまま容認したため、その要求水量を確保する利水代替案との比較しか行われなかった。八ッ場ダムの開発量は22.209 m^3 /秒（日量192万 m^3 ）であるが、今更そのように大量の水源を得る手段はなく、現実性のある代替案があるはずがない。四つの非現実的な利水代替案との比較で八ッ場ダムが最適だという判断がなされた。

利水代替案には静岡県富士川河口部から導水することを中心とする案までである。富士川から利根川までの導水は現実にはあり得ない話である。この利水代替案の費用は八ッ場ダムの残事業費の約20倍にもなっている。茶番劇というべき検証で八ッ場ダムが最適案となった。

図1 東京都水道の一日最大配水量の実績と予測



利水対策案	完成までに要する費用
① 八ッ場ダム案 残事業費（利水分） 【全事業費（利水分）】 ^{〔注〕}	約600億円 【約2,100億円】 ^{〔注〕}
② 富士川からの導水、地下水取水、藤原ダム再開発	約1兆3,000億円
③ 利根大堰・下久保ダムのかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約1,800億円
④ 利根大堰のかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、渡良瀬第二貯水池、既設ダムのダム使用権の振替	約1,700億円
⑤ 富士川からの導水、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約1兆円

〔注〕 検証結果案には記載されていない。

(2) 治水についての検証の虚構

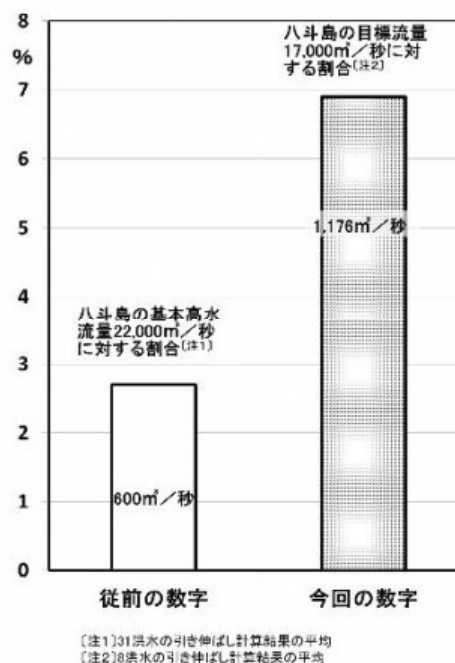
1) ハッ場ダムの治水効果の過大評価

今回の検証で示されたハッ場ダムの治水効果は図2のとおり、従来の値より格段に大きい数字である。治水代替案の費用が跳ね上がるように、関東地方整備局がハッ場ダムの効果を大きく引き上げた疑いが濃厚である。

従来、関東地方整備局はハッ場ダムの削減効果は基本高水流量 22,000 m³/秒（八斗島地点）に対して平均 600 m³/秒であると言明してきた。22,000 m³/秒に対する削減率は 2.7% である。ところが、今回、関東地方整備局が示したのは、目標洪水流量 17,000 m³/秒（八斗島地点）に対するハッ場ダムの削減効果が平均 1,176 m³/秒で、削減率は 6.9% になり、従来の 2.7% の 2.6 倍にもなっている。

従来の数字は何であったのか。国交省にとって都合のよいように数字が操作されていると考えざるを得ない。

図2 国土交通省によるハッ場ダムの治水効果



2) 数字の操作で治水代替案がひどく高額に

上記の数字の操作により、ハッ場ダムに代わる治水代替案は費用が高んで、ハッ場ダムの残事業費よりはるかに高額となり、ハッ場ダムが最適案として選択されることになった。

治水対策案	完成までに要する費用
① ハッ場ダム 残事業費（治水分） 【全事業費（治水分）】 ^{〔注〕}	約 700 億円 【約 2,400 億円】 ^{〔注〕}
② 河道掘削	約 1,700 億円
③ 渡良瀬遊水地越流堤改築＋河道掘削	約 1,800 億円
④ 利根川直轄区間上流部新規遊水地＋河道掘削	約 2,000 億円
⑤ 流域対策（宅地かさ上げ等）＋河道掘削	約 1,700 億円

〔注〕 検証結果案には記載されていない。

3) ダム案は残事業費を使うことによってダム案が自動的に有利に

ハッ場ダムが最適案となるのはハッ場ダムの残事業費（治水分）約 700 億円と代替案の費用を比較した場合である。支出済みの費用も含めたハッ場ダムの全事業費（治水分）約 2,400 億円と比べると、四つの代替案の費用はそれを下回っている。このことはハッ場ダムの計画を策定する前の段階で国交省が他の治水代替案を真摯に検討していれば、ハッ場ダムが選択されなかったことを物語っている。

ダムは残事業費を使うことによってダム案が自動的に有利になる仕組みも作られている。

9 特に注目されるダムの検証状況

	事業主体	事業施設名	平成23年度当初予算 (百万円)	平成24年度当初予算 (百万円)	ダム事業の段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方針 決定
直轄ダム・水資源機構ダム	関東地整	ハツ場ダム	15,284	11,678	転流工工事	推進	2011/12/1	追認	2011/12/22
	近畿地整	足羽川ダム	525	460	調査・地元説明	推進	2012/6/26	追認	2012/7/23
	北海道開発局	サンルダム	1,057	409	生活再建工事	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12
	北海道開発局	沙流川総合開発 [平取ダム]	391	611	生活再建工事	推進			
	東北地整	成瀬ダム	1,960	1,015	転流工工事	検証中			
	関東地整	霞ヶ浦導水事業	607	548	(工事中)				
	北陸地整	利賀ダム	1,592	1,756	生活再建工事				
	中部地整	設楽ダム	3,450	9,999	生活再建工事				
	近畿地整	大戸川ダム	602	1,135	生活再建工事				
	四国地整	山烏坂ダム	201	135	調査・地元説明				
	九州地整	城原川ダム	96	96	調査・地元説明				
	九州地整	立野ダム	371	478	生活再建工事				
	水資源機構	思川開発 [南摩ダム]	730	1,170	転流工工事				
	水資源機構	川上ダム	1,010	1,520	転流工工事				
	水資源機構	丹生ダム	340	320	生活再建工事				
	水資源機構	木曽川水系連絡導水路	350	290	(調査中)				
	北海道開発局	夕張シューパロダム	9,935	8,536	本体工事	検証対象外			
	関東地整	湯西川ダム	34,959	--	本体工事				
	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	1,427	5,035	既存施設の機能増強				
	四国地整	長安ロダム改造	2,977	4,598	既存施設の機能増強				
	四国地整	鹿野川ダム改造	3,392	3,985	既存施設の機能増強				
補助ダム	福岡県	五ヶ山ダム	4,627	5,450	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
	山形県	最上小国川ダム	100	550	調査・地元説明	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
	兵庫県	武庫川ダム	0	--	調査・地元説明	中止	2011/6/29	追認	2011/8/12
	岩手県	築川ダム	1,084	500	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
	北海道	厚幌ダム	264	2,418	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
	大阪府	安威川ダム	4,000	1,885	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
	岐阜県	内ヶ谷ダム	99	448	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
	長崎県	石木ダム	297	300	生活再建工事	推進	2012/4/26	付帯意見	2012/6/11
	山口県	平瀬ダム	977	532	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
	熊本県	五木ダム	38	0	転流工工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
	滋賀県	北川ダム	20	0	生活再建工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
	群馬県	増田川ダム	20	20	調査・地元説明	検証中			
	群馬県	倉渕ダム	0	0	生活再建工事				
	長野県	角間ダム	0	0	調査・地元説明				
	大阪府	横尾川ダム	0	--	本体工事 → 中止	中止	(検証対象外であったが、大阪府が検証)		
	北海道	当別ダム	8,063	2,448	本体工事	検証対象外			
	新潟県	奥胎内ダム	1,897	2,159	本体工事				
	石川県	辰巳ダム	2,982	2,300	本体工事				
	長野県	浅川ダム	1,990	1,790	駆け込み本体工事				
	香川県	内海ダム再開発	2,163	1,377	駆け込み本体工事				
	熊本県	路木ダム	1,568	1,185	駆け込み本体工事				

10 ダム検証によって中止になったダム

(中止となったダムは最近では年予算額がゼロか数千万円以下にとどまっています、もともと事業推進の意欲が低いものが多い。)

	事業主体	事業施設名	中止理由	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度時点の 事業費 (百万円)	平成20年度までの 事業費 進捗率 (%)	当初予算 (百万円)				ダム事業 の段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方針 決定
							平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度					
直轄ダム	九州地整	七滝ダム	河川整備計画相当の目標を達成する手段としては河川改修の方が優位であるため	(未定)	(未定)	--	17	17	33	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
	関東地整	吾妻川上流総合開発	現計画(ダム方式)はコスト面、技術的な課題から進捗する見込みがないため	(未定)	(未定)	--	100	55	41	--	調査・地元説明	中止	2011/9/26	追認	2011/10/27
	中部地整	三峰川総合開発(戸草ダム)	河川整備計画の目標を達成する手段としては河道整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため	61,000	--	--	--	--	--	--	調査・地元説明	中止	2012/10/29	追認	2012/11/12
	関東地整	荒川上流ダム再開発	中流部の調節池整備などの方が安価で、同等の洪水調節機能も確保できるため	(未定)	(未定)	--	28	11	22	25	調査・地元説明	中止			
補助ダム	青森県	大和沢ダム	近傍河川との安全度バランスや他手段による水環境の改善状況等を考慮したため	(未定)	(未定)	--	20	20	0	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
	千葉県	大多喜ダム	ダム事業の見直しを行った結果、水道事業者の撤退を踏まえ、治水対策としては河道改修が優位であるため	2,100	約145億円	46	0		0	--	生活再建工事	中止	2011/6/13	追認	2011/8/12
	兵庫県	武庫川ダム	国に同意申請中の武庫川水系河川整備計画のとおり、当面ダム以外の治水対策を進めることとしたため	9,500	約290億円	5	0	0	0	--	調査・地元説明	中止	2011/6/29	追認	2011/8/12
	青森県	奥戸生活貯水池	治水対策としては河道改修案が優位であり、新規利水(水道)対策としては地下水取水案が優位であるため	1,590	約90億円	21		98	20	--	生活再建工事	中止	2011/8/23	追認	2011/8/26
	岡山県	大谷川生活貯水池	治水・利水・流水の正常な機能の維持の目的別に比較・評価すると、治水面からはダム建設は最適とならず、ダム建設をしない場合でも、治水及び利水目的が達成されるため	422	約61億円	17		48	34	--	生活再建工事	中止	2011/11/9	追認	2012/2/13
	沖縄県	鑑間川総合 タイ原ダム	既得かんがい用水の一部補給の緊急性が低くなったことが確認され、治水対策としては河道改修(引堤)案が優位となったため	420	約130億円	45			--	--	用地買収	中止	2012/4/26	追認	2012/6/11
	新潟県	常浪川ダム	治水、流水の正常な機能の維持を目的別に比較・評価すると治水対策としては河道改修などが優位となったため。	33,300	約364億円	32	40	39	20	0	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
	新潟県	晒川生活貯水池	治水、利水、流水の正常な機能の維持を目的別に比較・評価すると治水対策としては河道改修などが優位となったため。	490	約86億円	31		20	20	0	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
	長野県	黒沢生活貯水池	治水は調節池、利水は地下水源の確保とそれぞれの対策案が経済的または可能と判断したため	743	150億円	5		0	0	0	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
	長野県	駒沢生活貯水池	治水は河川改修、利水は地下水源の確保と、それぞれの対策案が経済的または可能と判断したため	540	約60億円	6		0	0	0	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
	滋賀県	北川ダム	治水対策について検討した結果、河道改修が優位であるため	第一ダム 10,400 第二ダム 9,940	約430億円	26	73	37	20	0	生活再建工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
	熊本県	五木ダム	近年の出水により、堰の流出などが生じ、宮園～竹の川地区で流下能力が向上し、検討の対象とした洪水による溢水は発生しなくなったため。	3,500	約162億円	90	40	39	38	0	転流工工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
	佐賀県	有田川総合(猿川ダム)	主な目的だった水道・工業用水供給の必要性がなくなり、治水対策は河川改修が経済的で合理的であるため	(未定)	(未定)	--	0	0	0	0	調査・地元説明	中止			

1 1 国土交通省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の審議の実態（石木ダム）

一般市民に対しての非公開にあくまで固執する時代錯誤の委員たちの集まりである。

国土交通省に対して「中間とりまとめ」の「共通的な考え方」に沿って検討されたかどうかについて意見を述べることを有識者会議の役割としている。単に所定の手順を踏んで検証が行われたかどうかを見るだけであるから、専門的な知見が不要な会議である。

そして、石木ダムに関しては、検証報告が「中間とりまとめ」の「共通的な考え方」に沿っているかどうかという唯一の判断基準でさえもあいまいにしまった。

鈴木雅一委員が、非公開の問題と、石木ダムの検証報告が「中間とりまとめ」の「共通的な考え方」に沿っていない問題について発言し、孤軍奮闘している。

第22回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成24年4月26日

一般非公開等についての発言

【中川博次座長】・・・・・・まず、当有識者会議の公開について申し上げます。当有識者会議は原則として非公開としておりますが、第12回の会議以降は報道関係者に公開をしております。先ほど述べたとおり、今回も報道関係者に公開することとしたところでございます。当有識者会議は、会議資料あるいは議事要旨、議事録を公開として、透明性を確保しております。当有識者会議に関して平成11年に閣議決定されました「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に違反するものではないとの政府の見解が示されていると承知をしております。

次に、当有識者会議の役割についてでございます。・・・・・・当有識者会議は、国土交通省に対して「中間とりまとめ」で示した「共通的な考え方」に沿って検討されたかどうかについて意見を述べることになります。これらのことは当有識者会議の「中間とりまとめ」に明記しているところでございます。・・・・・・

【鈴木雅一委員】・・・・・・この議論自身が、もう入ってくるときの形態として、あの人垣があってもったところでこの議論をしなきゃいけないということが、私は何か、前回あったことと今日の会議の間で、これは事務局なのか私どもなのかはわかりませんが、かじを切り間違えているのではないかと。・・・・・・

石木ダムの検証報告についての議論

【鈴木雅一委員】・・・・・・私どもの「中間とりまとめ」は、これは協力の見通しを明らかにしてくれというように、要するにダムができるのかできないのか絶対評価をしてくださいということを「中間とりまとめ」に書いてあると思います。だから、そこからすると、この今の報告書というのは、共通的なやり方にのっとっていないというふうに思うわけです。

・・・・・・延々かかっていて実現性を絶対的に表現できていないようなところで平成28年につくりますよということが言われているというのは、やはり私は、この「中間とりまとめ」に

示された共通的な考え方で評価がされてないだろうと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【鈴木雅一委員】・・・・・・中川先生（委員）が、要はこの会議は「中間とりまとめ」の共通の考え方をとっているかということ調べるんですよ。私は、もともとはそれだけにとどまらないで、もう少しこの会のテーマのような治水のあり方というのに絡めた議論をしたいと思っているものでありますが、〇〇先生（委員）の繰り返しおっしゃられる共通の考え方をとっているかということも大事なことで、あるいはこの会にとって必要なことだと思っています。・・・・・・・・

だから私は、今ここでは、このとりまとめに共通の考え方に立っているか、土地所有者等の協力の見通しが明らかにされているか、それだけであります。これにはされていないから協力の見通しを書いてください、書いたものを出して、そうですねという話に進みたいと思う次第であります。ダムがいい悪いを言っているわけではありません。この「中間とりまとめ」にあります共通のやり方に沿った報告書を出していただませんかということを言っております。・・・・・・・・

【中川博次座長】ほかにございませんか。もう大分時間も過ぎましたので。それでは、いろいろ貴重なご意見をちょうだいいたしました。今回の4つのダムの結果につきましてご報告がありました。岐阜県の内ヶ谷ダム、大阪府の安威川ダム、長崎県の石木ダムにつきましては、検討主体であるそれぞれ岐阜県、大阪府、長崎県からは継続という対応方針での報告がございました。また、沖縄県のタイ原ダムですが、これにつきましては、検討主体である沖縄県から中止という対応方針について報告がございました。この4ダムについて、基本的には「中間とりまとめ」で示した、まあ異論もございましたが、共通的な考え方に沿って検討されている、そういうふうに変え……。

【鈴木雅一委員】長崎県は違いますよ、分けてください。結論は先生のお考えで私は結構なんですけれども、共通の考えでやっているということを私は認めておりません。長崎県は共通の考え方から外れていると思います。

【中川博次座長】だから、石木ダムそのものに関しましては、今、まあ外からもそうですが、事業に関していろいろなご意見がございまして、1つはその地域の方々の理解が十分得られるような努力を続けていっていただくことが非常に重要である、そういうふうに変え認識でいいんじゃないか、こう思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【鈴木雅一委員】ちょっと教えていただきたいんですが、有識者会議というのが多数決とか全員一致という場では絶対あり得ないと思うんです。・・・・・・・・

【中川博次座長】それでは、4つのダムについての基本的なスタンスといいますか、「中間とりまとめ」に示した考えに沿って検討された基本的には考える。それでなお石木ダムに関しては、その事業に関してさまざまな意見がある、そういうことにかんがみて、地域の方々の理解が得られるよう努力を続けていくことを希望すると。そうしたら、そういうことでまとめさせていただければどうかと思いますが。

1 2 国交省の対応方針の付帯意見（石木ダム、最上小国川ダム）

石木ダム

平成 24 年 6 月 11 日

長崎県知事殿

国土交通省水管理・国土保全局長

ダム事業の検証に関する対応方針等について

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細則」に基づき貴職より報告のあった下記事業について、補助金交付に係る対応方針等を別紙（継続）のとおり決定したので、通知します。

なお、別添に留意願います。

別添

石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。

（第 22 回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」議事要旨より抜粋）

最上小国川ダム

平成 23 年 8 月 12 日

山形県知事殿

国土交通省水管理・国土保全局長

ダム事業の検証に関する対応方針等について

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細則」に基づき貴職より報告のあった下記事業について、補助金交付に係る対応方針等を別紙（継続）のとおり決定したので、通知します。

なお、別添に留意願います。

別添

最上小国川ダムに関しては、事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である。

（第 15 回「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」議事要旨より抜粋）

13 検証検討結果の報告と国交相の対応方針

国交省発表をもとに水原連が整理作成

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
2011/5/19 http://www.mlit.go.jp/common/000144778.pdf (一部省略)	七滝ダム	九州地整	中止	・河川整備計画相当の目標を達成する手段としては河川改修の方が優位であるため	中止 (平成23年度をもって)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	大和沢ダム	青森県	中止	・近傍河川との安全度バランスや他手段による水環境の改善状況等を考慮したため	中止 (平成23年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	五ヶ山ダム	福岡県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	伊良原ダム	福岡県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
2011/8/12 http://www.mlit.go.jp/common/000163219.pdf (一部省略)	築川ダム	岩手県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	最上小国川ダム	山形県	継続	・コスト、実現性等から現計画(最上小国川ダム案)が優位であるため	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	最上小国川ダムに関しては、事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である。					
	大多喜ダム	千葉県	中止	・ダム事業の見直しを行った結果、水道事業者の撤退を踏まえ、治水対策としては河道改修が優位であるため	中止 (平成23年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	金出地ダム	兵庫県	継続	・コスト、実現性等から現計画(金出地ダム案)が優位であるため	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	武庫川ダム	兵庫県	中止	・国に同意申請中の武庫川水系河川整備計画のとおり、当面ダム以外の治水対策を進めることとしたため	中止 (平成23年度から補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。社会経済情勢等の変化を踏まえた「中止」妥当。
	西紀生活貯水池	兵庫県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	切目川ダム	和歌山県	継続	・コスト、実現性等から現計画(切目川ダム案)が優位であるため	継続 (補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
	和食ダム	高知県	継続	・コスト、実現性等から現計画(和食ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
2011/8/26 http://www.mlit.go.jp/common/000164435.pdf (一部省略)	厚幌ダム	北海道	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	駒込ダム	青森県	継続	・コスト、実現性等から現計画が優位	継続(補助金交付を継続)	「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。全ての目的で現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている「継続」は妥当。
	奥戸生活貯水池	青森県	中止	・治水対策としては河道改修案が優位であり、新規利水(水道)対策としては地下水取水案が優位であるため	中止(平成23年度をもって補助金交付を中止)	検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものである。総合的に評価した「中止」妥当。
2011/10/27 http://www.mlit.go.jp/common/000171056.pdf (一部省略)	玉来ダム	大分県	継続	・コスト、実現性等から現計画(玉来ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(玉来ダム案)が優位であり、検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	吉野瀬川ダム	福井県	継続	・コスト、実現性等から現計画(吉野瀬川ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(吉野瀬川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(吉野瀬川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	河内川ダム	福井県	継続	・コスト、実現性等から現計画(河内川ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(河内川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(河内川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	吾妻川上流総合開発	関東地方整備局	中止	・現計画(ダム方式)はコスト面、技術的な課題から進捗する見込みがないためコスト面、技術的な課題から進捗する見込みがないため	中止(平成23年度をもって)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢の変化等を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
2011/12/22 http://www.mlit.go.jp/common/000186641.pdf	ハツ場ダム	関東地方整備局	継続	「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、ハツ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる。 ○検証対象ダムの総合的な評価 検証対象ダムの総合的な評価を以下に示す。 1 洪水調節、新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は現行計画案（ハツ場ダム案）である。 2 また、流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、ハツ場ダムによる利水放流を考慮する場合に最も有利な案は現行計画案（ハツ場ダム案）であり、ハツ場ダムによる利水放流を考慮しない場合に最も有利な案は「ガイドライン案」である。 3 1及び2の結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、最も有利な案は現行計画案（ハツ場ダム案）である。 4 これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は現行計画案（ハツ場ダム案）であると評価した。	継続	1. 2を前提とし、さらに3について考慮した上で、「継続」 2. 判断に当たっての前提 ハツ場ダム建設事業の検証において、「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の「中間とりまとめ」で示された検証プロセスが実務的・専門的な検証作業を経て瑕疵がなく行われたこと等については、既に有識者会議でご確認をいただいている。このことは、今回の判断に当たっての大前提である。 3. 判断に当たって考慮した事項 対応方針の判断に当たっては、主に以下の事項について考慮した。 ① 利根川流域の平野部はかつて氾濫原であり、安全な土地を生み出していくために長年に渡り様々な治水対策に取り組んできたが、人口・資産の集積により災害ポテンシャルが高いという流域特性があること ② ①の流域特性を有する利根川においては、河道掘削等を推進していくことに加え、即効性のある治水対策が特に求められており、ハツ場ダムは、遊水池等の代替案と比較して、短期間で、かつ、大きな効果が得られる対策であることが検証において確認されていること ③ 東日本大震災から得られた教訓を整理した知見・情報により、例えば浅間山噴火の際にはハツ場ダムが泥流等への安全装置として機能すると考えられること ④ 地域に対して重い責任を担う1都5県知事のご意見についても、重く受け止める必要があると考えたこと また、当ダム事業に関する60 年来の経緯を踏まえ、下流域の受益のために、何代にもわたって犠牲を強いてきた水没地区及び住民の方々の生活再建に取り組んでいくことは当然である。 4. 今後の取り組み 残る事業の実施に当たっては、可能な限りのコスト縮減、工期短縮に努め、地元住民の方々の生活再建については、「万全を期す」という従前からの方針を堅持する。また、今後の利根川の治水対策において、「できるだけダムにたよらない治水」をさらに希求していき、その内容を今後早急に作成する利根川河川整備計画に反映するとともに、その作成過程において、河川整備計画相当の目標流量について改めて検証を行うこととする。 当ダム事業に対して多くの疑問が寄せられていることについては重く受け止め、今後とも対応方針に理解を得るよう努めていく。 また、利根川流域の脆弱性やこれまでの治水対策の積み重ねについても、多くの方の理解を得るよう努めていく。 さらに、これまでのダム検証において建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム事業中止の場合における水没予定地域等の生活再建に関する法案を、川辺川ダムをひとつのモデルとして作成し、次期通常国会への提出を目指していくこととする。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方 針等	その理由等		
2012/2/13 http://www.mlit.go.jp/common/000191146.pdf	庄原生活 貯水池	広島県	継続	・コスト、実現性等から現計画(庄原生活貯水池案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(庄原生活貯水池案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(庄原生活貯水池案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	柊川ダム	香川県	継続	・コスト、実現性等から現計画(柊川ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(柊川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(柊川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	春遠生活 貯水池	高知県	継続	・コスト、実現性等から現計画(春遠生活貯水池案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(春遠生活貯水池案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(春遠生活貯水池案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	大谷川生 活貯水池	岡山県	中止	・治水・利水・流水の正常な機能の維持の目的別に比較・評価すると、治水面からはダム建設は最適とならず、ダム建設をしない場合でも、治水及び利水目的が達成されるため	中止(平成23年度をもって補助金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は堤防嵩上げ案が優位、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案は大谷川生活貯水池案が優位と評価したが、総合的に「中止」と評価した検討主体の対応方針は妥当であると考えられる。
2012/6/11 http://www.mlit.go.jp/comm/000213538.pdf	内ヶ谷ダム	岐阜県	継続	・コスト、実現性等から現計画(内ヶ谷ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(内ヶ谷ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(内ヶ谷ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	安威川ダム	大阪府	継続	・コスト、実現性等から現計画(安威川ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(安威川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(安威川ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
	石木ダム	長崎県	継続	・コスト、実現性等から現計画(石木ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(石木ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(石木ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	儀間川総合開発事業(タイ原ダム)	沖縄県	中止	・既得かんがい用水の一部補給の緊急性が低くなったことが確認され、治水対策としては河道改修(引堤)案が優位となったため	■中止(平成24年度から補助金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修(引堤)案が優位であり、総合的に評価した検討主体の対応「中止」方針は妥当であると考えられる。
石木ダムについてはあわせて長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。						
2012/7/2 http://www.mlit.go.jp/commion/000215817.pdf	儀明川ダム	新潟県	継続	・コスト、実現性等から現計画(儀明川ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は現計画案とダム(沢山川導水路なし)+河道改修案が同程度に優位、新規利水対策案は現計画案とダム使用権の振替案(発電運用変更案)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案が優位であり、総合的な評価として、現計画案が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	新保川生活貯水池再開発	新潟県	継続	・実現性等から現計画(新保川生活貯水池再開発案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は二線堤+河道改修案が優位、新規利水対策案は現計画案とため池案が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案が優位であった。検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価した結果、総合的な評価としては、現計画案が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	常浪川ダム	新潟県	中止	・治水、流水の正常な機能の維持を目的別に比較・評価すると治水対策としては河道改修などが優位となったため。	中止(平成24年度から補助金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修(掘削+引堤)案などが優位、流水の正常な機能の維持対策案は現計画案(常浪川ダム案)が優位であるが、総合的な評価としては、現計画以外案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方 針等	その理由等		
	晒川生活 貯水池	新潟県	中止	・治水、利水、流水の正常な機能の 維持を目的別に比較・評価すると治水 対策としては河道改修などが優位と なったため。	中止(平成24 年度から補助 金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されて いると認められる。目的別の総合評価の結果は、治水対策案は河道改修案 (掘削)などが優位、新規利水対策案は現計画案と水系間導水案(信濃川)、 水系間導水案(田川)が同程度に優位、流水の正常な機能の維持対策案は 現計画案(晒川生活貯水池案)が優位であるが、総合的な評価としては、現 計画以外の案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると 考えられる。
2012/7/23 <a href="http://www.mlit.go.jp/comm
on/000217783
.pdf">http://www.mlit.go.jp/comm on/000217783 .pdf	足羽川ダ ム	近畿地整	継続	・コスト、実現性等から現計画(足羽 川ダム案)が優位であるため	継続	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されて いると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(足羽川ダム案) が優位であり、総合的な評価としても現計画案(足羽川ダム案)が優位として いる検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	黒沢生活 貯水池	長野県	中止	・ダムによらない治水・利水対策を検 討した結果、治水は調節池、利水は地 下水源の確保と、それぞれの対策案 が経済的または可能と判断したため	中止(平成24 年度から補助 金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者 会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会 経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中 止」は妥当であると考えられる。
	駒沢生活 貯水池	長野県	中止	・ダムによらない治水・利水対策を検 討した結果、治水は河川改修、利水は 地下水源の確保と、それぞれの対策 案が経済的または可能と判断したた め	中止(平成24 年度から補助 金交付を中止)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者 会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会 経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中 止」は妥当であると考えられる。
2012/07/30 <a href="http://www.mlit.go.jp/comm
on/000219307
.pdf">http://www.mlit.go.jp/comm on/000219307 .pdf	大分川ダ ム	九州地整	継続	・コスト、実現性等から現計画(大分 川ダム案)が優位であるため	継続	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されて いると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(大 分川ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(大分川ダム案) が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。
	平瀬ダム	山口県	継続	・コスト、実現性等から現計画(平瀬ダ ム案)が優位であるため	継続(補助金 交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容 は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されて いると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(平 瀬ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(平瀬ダム案)が優 位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。

対応方針決定 年月日	ダム名	検討主体	検討主体の報告		国土交通省の 対応方針	対応方針理由
			対応方針等	その理由等		
	北川ダム	滋賀県	中止	・治水対策について検討した結果、河道改修が優位であるため	中止（平成24年度から補助金交付を中止）	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、河道改修案が優位であり、総合的な評価として、河道改修案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。
	五木ダム	熊本県	中止	・近年の出水により、堰の流出などが生じ、宮園～竹の川地区で流下能力が向上し検討の対象とした洪水による溢水は発生しなくなったため。	中止（平成24年度から補助金交付を中止）	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。
2012/11/12 http://www.mlit.go.jp/comm-on/000229524.pdf	サンルダム	北海道開発局	継続	・コスト、実現性等から現計画案(サンルダム案)が優位であるため	継続	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(サンルダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(サンルダム案)が優位としている検討主体の対応方針(案)「継続」は妥当であると考えられる。
	三峰川総合開発(戸草ダム)	中部地整	中止	・コスト、実現性等から河川整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため	中止(平成24年度から)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。
	長崎水害緊急(浦上ダム)	長崎県	継続	・コスト、実現性等から現計画案(浦上ダム案)が優位であるため	継続(補助金交付を継続)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、現計画案(浦上ダム案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(浦上ダム案)が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。

※1「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等

中止ダム 15

継続ダム 27

検証検討結果の報告と国交省の対応方針

2012 11/12現在

	検討主体		国交省対応方針		
	中止	継続	中止	継続	未定
直轄ダム	3	4	3	4	
補助ダム	12	23	12	23	

全国のダム事業 現状

14 直轄ダム・水資源機構ダム (計画中・事業中)

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	事業費 (百万円)	平成20年度 未までの事業 費進捗率 (%)	当初予算 (百万円)				ダム事業 の段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
1	九州地整	七滝ダム	(未定)	(未定)	--	17	17	33	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	関東地整	吾妻川上流総合開発	(未定)	(未定)	--	100	55	41	--	調査・地元説明	中止	2011/9/26	追認	2011/10/27
3	関東地整	ハツ場ダム	107,500	4,600	70	22,500	15,450	15,284	11,678	転流工工事	推進	2011/12/1	追認	2011/12/22
4	近畿地整	足羽川ダム	28,700	1,450	8	1,314	701	525	460	調査・地元説明	推進	2012/6/26	追認	2012/7/23
5	九州地整	大分川ダム	24,000	967	48	2,900	1,556	1,418	1,666	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
6	中部地整	三峰川総合開発(戸草ダム)	61,000	下記№43に含む				--	--	調査・地元説明	中止	2012/10/29	追認	2012/11/12
7	北海道開発局	サンルダム	57,200	528	47	2,370	1,166	1,057	409	生活再建工事	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12
8	関東地整	荒川上流ダム再開発	(未定)	(未定)	--	28	11	22	25	調査・地元説明	中止			
9	九州地整	立野ダム	10,100	425	95	553	418	371	478	生活再建工事	推進			
10	北海道開発局	幾春別川総合開発 新桂沢ダム	147,300	835	43	5,444	2,405	823	947	転流工工事	検証中 (検証終了が不明なものを含む)			
11		幾春別川総合開発 三笠ぼんべつダム	8,620							転流工工事				
12	北海道開発局	沙流川総合開発(平取ダム)	45,800	1,313	71	2,100	399	391	611	生活再建工事				
13	東北地整	成瀬ダム	78,700	1,530	14	2,290	2,726	1,960	1,015	転流工工事				
14	関東地整	霞ヶ浦導水	--	1,900	76	920	650	607	548	(工事中)				
15	北陸地整	利賀ダム	31,100	1,150	27	2,212	1,875	1,592	1,756	生活再建工事				
16	中部地整	新丸山ダム	146,350	1,800	34	2,225	930	532	710	生活再建工事				
17	中部地整	設楽ダム	9,800	2,070	11	1,990	2,766	3,450	9,999	生活再建工事				
18	近畿地整	大戸川ダム	33,600	740	83	500	773	602	1,135	生活再建工事				
19	四国地整	中筋川総合開発(横瀬川ダム)	7,300	400	31	1,711	844	558	773	転流工工事				
20	四国地整	山鳥坂ダム	24,900	850	20	1,244	558	201	135	調査・地元説明				
21	九州地整	川辺川ダム	133,000	2,650	80	2,100	1,650	1,483	2,409	生活再建工事				
22	九州地整	本明川ダム	8,600	780	--	349	253	127	125	調査・地元説明				
23	東北地整	鳴瀬川総合開発	(未定)	(未定)	--	155	155	175	263	調査・地元説明				
24	東北地整	鳥海ダム	(未定)	(未定)	--	330	290	209	255	調査・地元説明				
25	関東地整	利根川上流ダム群再編	(未定)	(未定)	--	200	80	53	51	調査・地元説明				

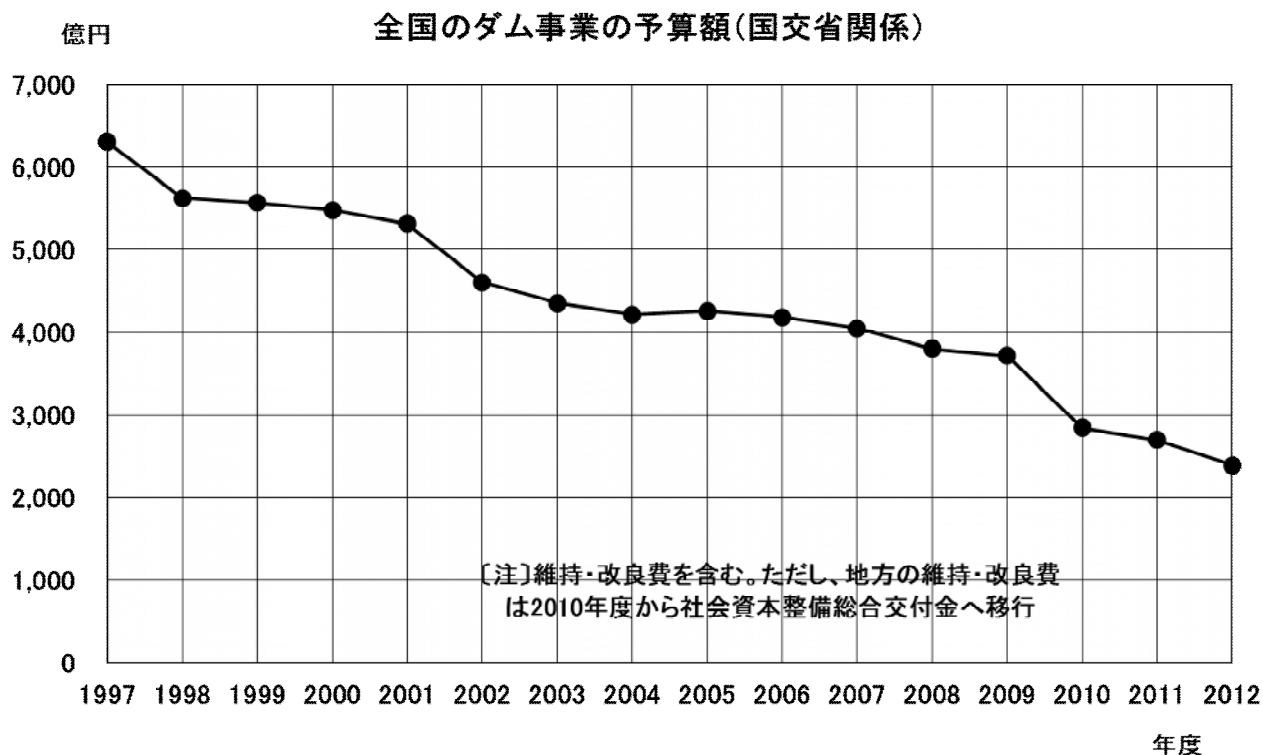
	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	事業費 (百万円)	平成20年度 末までの事業 費進捗率 (%)	当初予算（百万円）				ダム事業 の段階	事業者の 検証結果	有識者会議	国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
26	九州地整	筑後川水系ダム群連携	--	(未定)	--	150	73	80	81	調査・地元説明	検証中 (検証終了が不明なものを含む)		
27	九州地整	城原川ダム	(未定)	(未定)	--	255	95	96	96	調査・地元説明			
28	水資源機構	思川開発 [南摩ダム]	51,000	1,850	40	9,500	4,044	730	1,170	転流工工事			
29	水資源機構	川上ダム	33,000	850	66	3,800	1,700	1,010	1,520	転流工工事			
30	水資源機構	丹生ダム	150,000	1,100	50	620	360	340	320	生活再建工事			
31	水資源機構	小石原川ダム	40,000	1,960	10	8,200	2,800	1,110	1,110	生活再建工事			
32	水資源機構	木曽川水系連絡導水路	--	700	10	1,800	500	350	290	(調査中)			
33	北海道開発局	夕張シューパロダム	427,000	1,470	71	5,450	7,698	9,935	8,536	本体工事	検証対象外		
34	東北地整	津軽ダム	140,900	1,620	36	6,010	10,177	15,926	19,251	本体工事			
35	東北地整	胆沢ダム	143,000	2,440	66	22,837	18,494	16,230	14,430	本体工事			
36	東北地整	森吉山ダム	78,100	1,750	95	3,150	1,971	2,382	--	本体工事			
37	関東地整	湯西川ダム	75,000	1,840	58	15,600	21,937	34,959	--	本体工事			
38	近畿地整	大滝ダム	84,000	3,640	95	5,254	3,791	6,131	2,298	本体工事			
39	中国地整	殿ダム	12,400	950	62	8,455	13,913	8,559	--	本体工事			
40	九州地整	嘉瀬川ダム	71,000	1,780	82	16,798	11,548	3,127	--	本体工事			
41	沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発 億首ダム	8,560	850	72	5,418	6,110	7,724	2,339	本体工事			
42	水資源機構	大山ダム	19,600	1,400	54	9,300	10,000	9,140	2,460	本体工事			
43	中部地整	三峰川総合開発 (美和ダム再開発)	34,300	1,080	49	555	368	623	727	既存施設の機能増強			
44	中部地整	天竜川ダム再編	343,000	790	4	965	956	2,078	2,160	既存施設の機能増強			
45	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	26,280	330	21	135	351	1,427	5,035	既存施設の機能増強			
46	四国地整	長安ロダム改造	54,278	400	8	1,011	1,417	2,977	4,598	既存施設の機能増強			
47	四国地整	鹿野川ダム改造	48,200	420	10	1,640	1,609	3,392	3,985	既存施設の機能増強			
48	九州地整	鶴田ダム再開発	123,000	460	6	1,006	3,220	5,102	8,358	既存施設の機能増強			
計			--	51,668	--	181,461	158,860	164,942	114,212				

15 補助ダム（計画中・事業中）

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度時点 の事業費 (百万円)	平成20年度 末までの事業 費進捗率 (%)	当初予算（百万円）				ダム事業 の段階	事業者の 検証結果	有識者会議		国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
1	青森県	大和沢ダム	(未定)	(未定)	--	20	20	0	--	調査・地元説明	中止	2011/3/1	追認	2011/5/19
2	福岡県	五ヶ山ダム	40,200	約1,050億円	41	3,857	4,994	4,627	5,450	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
3	福岡県	伊良原ダム	28,700	約678億円	24	4,599	5,851	5,808	6,899	生活再建工事	推進	2011/3/1	追認	2011/5/19
4	千葉県	大多喜ダム	2,100	約145億円	46	0		0	--	生活再建工事	中止	2011/6/13	追認	2011/8/12
5	島根県	矢原川ダム	(未定)	(未定)	--	100	50	40	40	調査・地元説明	推進	2011/6/13	再審議要	
6	島根県	波積ダム	3,810	約169億円	26	560	346	248	376	生活再建工事	推進	2011/6/13	再審議要	
7	山形県	最上小国川ダム	2,400	約70億円	17	240	204	100	550	調査・地元説明	推進	2011/6/29	付帯意見	2011/8/12
8	兵庫県	金出地ダム	4,700	170億円	46	334	247	224	1,000	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
9	兵庫県	西紀生活貯水池	383	約54億円	39		43	43	2,172	生活再建工事	推進	2011/6/29	追認	2011/8/12
10	兵庫県	武庫川ダム	9,500	約290億円	5	0	0	0	--	調査・地元説明	中止	2011/6/29	追認	2011/8/12
11	和歌山県	切目川ダム	3,960	約159億円	34	1,683	1,400	1,389	1,970	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
12	岩手県	築川ダム	19,100	約530億円	49	1,200	1,095	1,084	500	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
13	高知県	和食ダム	730	約128億円	13	304	280	279	763	生活再建工事	推進	2011/7/20	追認	2011/8/12
14	北海道	厚幌ダム	47,400	約360億円	36	315	265	264	2,418	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
15	青森県	駒込ダム	7,800	約450億円	16	469	132	130	330	生活再建工事	推進	2011/8/23	追認	2011/8/26
16	青森県	奥戸生活貯水池	1,590	約90億円	21		98	20	--	生活再建工事	中止	2011/8/23	追認	2011/8/26
17	福井県	河内川ダム	8,000	約415億円	41	1,084	457	453	1,420	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
18	福井県	吉野瀬川ダム	7,800	約415億円	50	450	310	303	560	生活再建工事	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
19	大分県	竹田水害緊急 玉来ダム	4,550	約640億円	62			--	--	調査・地元説明	推進	2011/9/26	追認	2011/10/27
20	香川県	椋川ダム	10,560	約480億円	12	294	290	290	1,975	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
21	高知県	春遠生活貯水池	770	約66億円	27		20	20	20	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
22	広島県	庄原生活貯水池	701	約60億円	28		342	342	420	生活再建工事	推進	2011/11/9	追認	2012/2/13
23	岡山県	大谷川生活貯水池	422	約61億円	17		48	34	--	生活再建工事	中止	2011/11/9	追認	2012/2/13
24	大阪府	安威川ダム	18,000	約1,314億円	56	6,700	5,750	4,000	1,885	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
25	岐阜県	内ヶ谷ダム	11,500	約260億円	68	140	99	99	448	生活再建工事	推進	2012/4/26	追認	2012/6/11
26	沖縄県	儀間川総合 タイ原ダム	420	約130億円	45			--	--	用地買収	中止	2012/4/26	追認	2012/6/11
27	長崎県	石木ダム	5,480	約285億円	46	277	300	297	300	生活再建工事	推進	2012/4/26	付帯意見	2012/6/11
28	新潟県	儀明川ダム	2,880	約120億円	60	40	39	33	50	生活再建工事	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
29	新潟県	新保川生活貯水池再開発	1,150	約56億円	22			20	20	用地買収	推進	2012/6/13	追認	2012/7/2
30	新潟県	常浪川ダム	33,300	約364億円	32	40	39	20	0	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
31	新潟県	晒川生活貯水池	490	約86億円	31		20	20	0	生活再建工事	中止	2012/6/13	追認	2012/7/2
32	長野県	黒沢生活貯水池	743	150億円	5		0	0	0	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
33	長野県	駒沢生活貯水池	540	約60億円	6		0	0	0	調査・地元説明	中止	2012/6/26	追認	2012/7/23
34	滋賀県	北川ダム	第一ダム10,400 第二ダム9,940	約430億円	26	73	37	20	0	生活再建工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
35	熊本県	五木ダム	3,500	約162億円	90	40	39	38	0	転流工工事	中止	2012/7/11	追認	2012/7/30
36	山口県	平瀬ダム	29,500	約740億円	65	2,789	1,044	977	532	転流工工事	推進	2012/7/11	追認	2012/7/30
37	長崎県	長崎水害緊急 浦上ダム	1,895	約775億円	65			--	--	調査・地元説明	推進	2012/10/29	追認	2012/11/12
38	岩手県	津付ダム	5,600	約141億円	25	850	520	508	1,068	生活再建工事	推進			
39	佐賀県	有田川総合(猿川ダム)	(未定)	(未定)	--	0	0	0	0	調査・地元説明	中止			

	事業主体	事業施設名	総貯水容量 (千㎡)	平成21年度時点 の事業費 (百万円)	平成20年度 末までの事業 費進捗率 (%)	当初予算（百万円）				ダム事業 の段階	事業者の 検証結果	有識者会議	国交省の方 針決定
						平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度				
40	群馬県	倉淵ダム	11,600	約400億円	40	0	0	0	0	生活再建工事	検証中 (検証終了が不明なものを含む)		
41	静岡県	布沢川生活貯水池	816	約170億円	33		99	73	127	生活再建工事			
42	山口県	大河内川ダム	4,330	約165億円	51	247	145	144	319	生活再建工事			
43	徳島県	柴川生活貯水池	252	約80億円	44		48	29	0	生活再建工事			
44	岐阜県	大島ダム	4720	約168億円	15	40	0	0	0	用地買収			
45	宮城県	筒砂子ダム	30,900	約800億円	4	50	33	32	20	調査・地元説明			
46	宮城県	川内沢ダム	(未定)	(未定)	--	0	0	0	20	調査・地元説明			
47	群馬県	増田川ダム	5,800	約378億円	7	37	20	20	20	調査・地元説明			
48	長野県	角間ダム	2,610	250億円	6	0	0	0	0	調査・地元説明			
49	岐阜県	水無瀬生活貯水池	1,042	約60億円	6		0	0	0	調査・地元説明			
50	三重県	鳥羽河内ダム	4,820	約197億円	13	100	34	34	34	調査・地元説明			
51	山口県	木屋川ダム再開発	(未定)	(未定)	--	40	20	20	20	調査・地元説明			
52	香川県	五名ダム再開発	6,750	約230億円	5	40	20	20	20	調査・地元説明			
53	香川県	綾川ダム群	(長柄ダム) 9,750	約104億円	12	40	20	20	20	調査・地元説明			
54	大阪府	横尾川ダム	1,400	約128億円	37	1,092	1,052	0	--	本体工事→中止	中止	(検証対象外であったが、大阪府が検証	
55	北海道	徳富ダム	36,000	約532億円	69	1,537	1,731	1,958	6,169	本体工事	検証対象外		
56	北海道	当別ダム	74,500	約684億円	59	5,340	8,739	8,063	2,448	本体工事			
57	宮城県	長沼ダム	31,800	約780億円	88	3,603	2,680	2,680	2,950	本体工事			
58	宮城県	弘川生活貯水池	950	約60億円	51		1,075	1,155	174	本体工事			
59	山形県	留山川生活貯水池	1,120	約69億円	58		1,140	541	--	本体工事			
60	新潟県	奥胎内ダム	10,000	約330億円	47	696	1,765	1,897	2,159	本体工事			
61	新潟県	鵜川ダム	4,700	約320億円	33	500	638	1,200	700	本体工事			
62	富山県	舟川生活貯水池	600	約100億円	29		1,444	903	150	本体工事			
63	石川県	辰巳ダム	6,000	約240億円	53	2,800	2,980	2,982	2,300	本体工事 (完成)			
64	福井県	大津呂生活貯水池	485	約108億円	42		1,860	1,703	--	本体工事			
65	岐阜県	丹生川ダム	6,200	約280億円	69	2,191	2,380	2,375	685	本体工事			
66	京都府	畑川ダム	1,960	約77億円	48	212	480	2,045	775	本体工事			
67	奈良県	大門生活貯水池	177	約54億円	40		1,182	1,149	--	本体工事			
68	広島県	仁賀ダム	2,710	約240億円	69	1,750	1,223	786	--	本体工事			
69	山口県	黒杭川上流生活貯水池	(未定)	約100億円	74		430	526	--	本体工事			
70	長崎県	長崎水害緊急 本河内ダム	1,103	上記№37に含む	--	1,440	1,580	416	290	本体工事			
71	島根県	浜田川総合 第二浜田ダム	15,470	約389億円	36	2,100	2,225	3,052	3,286	本体工事			
72	大分県	竹田水害緊急 稲葉ダム	7,270	上記№19に含む		3,787	1,807	151	1,364	本体工事			
73	佐賀県	井手口川ダム	2,180	約171億円	47	2,455	2,175	490	0	本体工事			
74	鹿児島県	西之谷ダム	793	約176億円	63	900	1,508	1,930	940	本体工事			
75	沖縄県	儀間川総合 儀間ダム	575	上記№26に含む		1,356	1,362	1,018	1,009	本体工事			
76	長野県	浅川ダム	1,100	約380億円	53	1,700	2,490	1,990	1,790	駆け込み本体工事			
77	広島県	野間川生活貯水池	560	約74億円	35		795	1,060	760	駆け込み本体工事			
78	香川県	内海ダム再開発	1,060	約185億円	23	790	3,263	2,163	1,377	駆け込み本体工事			
79	兵庫県	与布土生活貯水池	1,080	約120億円	42		1,681	2,083	3,000	駆け込み本体工事			
80	熊本県	路木ダム	2,290	約90億円	42	580	828	1,568	1,185	駆け込み本体工事			
81	福島県	千五沢ダム再開発	13,000	約76億円	41	40	105	330	275	既存施設の機能増強			
82	新潟県	胎内川ダム再開発	?	?	--			--	--	既存施設の機能増強			
83	長野県	松川生活貯水池再開発	7,450	162億円	42		388	582	485	既存施設の機能増強			
84	島根県	浜田川総合 浜田ダム再開発	4,125	上記№71に含む	--		--	--	--	既存施設の機能増強			
85	山口県	黒杭川ダム再開発	?	?	--			--	--	既存施設の機能増強			
計			--	19,575億円	--	61,921	75,824	68,918	66,037				

16 ダム予算の推移と今までの中止ダム



中止になったダムの数 (国土交通省関係)			(2012年11月12日現在)
中止年	直轄・水機構ダム	補助ダム	計
1996 年度	2	2	4
1997 年度	0	6	6
1998 年度	0	7	7
1999 年度	0	0	0
2000 年度	12	35	47
2001 年度	0	8	8
2002 年度	6	8	14
2003 年度	4	6	10
2004 年度	1	2	3
2005 年度	0	6	6
2006 年度	0	4	4
2007 年度	0	2	2
2008 年度	1	1	2
2009 年度	1	1	2
2010 年度	1	1	2
2011 年度	0	1	1
2012 年度	2	5	7
2013 年度	2	8	10
計	32	103	135

17 中止になったダム事業 (国土交通省関連)

(2012年11月12日現在)

1997年度から 〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発 (福島) 稲戸井調節池総合開発 (茨城) 〔補助事業〕 水原ダム (福島) 伊久留川ダム (山形)	1998年度から 〔補助事業〕 日野沢ダム (岩手) 乱川ダム (山形) 満名ダム (沖縄) 明戸生活貯水池 (岩手) 芋川生活貯水池 (新潟) 仁井田生活貯水池 (高知)	1999年度から 〔補助事業〕 白老ダム (北海道) 丸森ダム (宮城) 河内ダム (石川) 所司原ダム (石川) トマム生活貯水池 (北海道) 梅津生活貯水池 (長崎) 七ツ割生活貯水池 (熊本)
2000年度から 〔直轄事業〕 千歳川放水路事業 (北海道) ただし、河川事業	2001年度から (続) 〔補助事業〕 松倉ダム (北海道) 長木ダム (秋田) 北本内ダム (岩手) 新月ダム (宮城) 久慈川ダム (福島) 緒川ダム (茨城) 小森川ダム (埼玉) 片貝川ダム (富山) 大野ダム (埼玉) 追原ダム (千葉) 芦川ダム (山梨) 羽茂川ダム (新潟) 大仏ダム (長野) 飛鳥ダム (奈良) 関川ダム (広島) 中部ダム (鳥取)	2002年度から 〔補助事業〕 外面ダム (福島) 百瀬ダム (富山) 宮川内谷川総合開発 (徳島) 雄川生活貯水池 (群馬) 笹子生活貯水池 (山梨) 片川生活貯水池 (三重) 美里生活貯水池 (和歌山) 黒谷生活貯水池 (徳島)
2001年度から 〔直轄事業〕 川古ダム (群馬) 印旛沼総合開発 (千葉) 江戸川総合開発 (東京) 荒川第二調節池総合開発 (埼玉) 木曾川導水 (愛知) 矢作川河口堰 (愛知) 細川内ダム (徳島) 矢田ダム (大分) 猪牟田ダム (大分) 高遊原地下浸透ダム (熊本) 〔公団事業〕 平川ダム (群馬) 思川開発 (栃木) 〔大谷川分水・行川ダム〕	木屋川ダム (山口) 多治川ダム (香川) 寒田ダム (福岡) 轟ダム (長崎) 白水ダム (沖縄) 黒沢生活貯水池 (岩手) 正善寺生活貯水池 (新潟) 池川生活貯水池 (富山) 大村川生活貯水池 (三重) 桂畑生活貯水池 (三重) 手洗生活貯水池 (宮崎) アザカ生活貯水池 (沖縄) 渡嘉敷生活貯水池 (沖縄) 中野川生活貯水池 (新潟) 山神生活貯水池再開発 (福岡) 赤木生活貯水池 (熊本) 竹尾生活貯水池 (山口) 北松野生活貯水池 (静岡) 丹南生活貯水池 (兵庫)	2003年度から 〔直轄事業〕 小川原湖総合開発事業 (青森) 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業 (栃木等) 清津川ダム (新潟) 紀伊丹生川ダム (和歌山) 高梁川総合開発事業 (岡山) 〔公団事業〕 栗原川ダム (群馬) 〔補助事業〕 入川ダム (新潟) 湯道丸ダム (富山) 黒川ダム (富山) 伊勢路川ダム (三重) 南丹ダム (京都) 中山川ダム (愛媛) 大谷原川生活貯水池 (茨城) 大原川生活貯水池 (岡山)
2004年度から 〔直轄事業〕 土器川総合開発 (香川) 座津武ダム (沖縄) 〔公団事業〕 戸倉ダム (群馬)	〔補助事業〕 東大芦川ダム (栃木) 佐梨川ダム (新潟) 釈迦院ダム (熊本) 新田川ダム (福島) 磯崎ダム (青森) 高浜生活貯水池 (熊本) 三用川生活貯水池 (新潟) 倉洲ダム (群馬) (凍結)	2005年度から 〔直轄事業〕 木曾川流水総合改善事業 (岐阜) 〔補助事業〕 西万倉生活貯水池 (山口) 福田川生活貯水池 (京都)
2006年度から 〔補助事業〕 清瀬ダム (福岡) 中村ダム (青森) 真木ダム (秋田) 下諏訪ダム (長野) 蓼科ダム (長野) 清川治水ダム (長野)	2007年度から 〔補助事業〕 姫戸ダム (熊本) 吹山ダム (宮崎) 大室川生活貯水池 (栃木) 八鹿生活貯水池 (兵庫)	2008年度から 〔補助事業〕 男川ダム (愛知) 村松ダム (長崎)
2009年度から 〔直轄事業〕 余野川ダム (大阪) 〔補助事業〕 芹谷ダム (滋賀)	2010年度から 〔直轄事業〕 上矢作川ダム (岐阜) 〔補助事業〕 郷土沢生活貯水池 (長野)	2011年度から 〔補助事業〕 奥間ダム (沖縄)
2012年度から 〔直轄事業〕 七滝ダム (熊本) 吾妻川上流総合開発 (群馬) 〔補助事業〕 大和沢ダム (青森) 大多喜ダム (千葉) 武庫川ダム (兵庫) 奥戸生活貯水池 (青森) 大谷川生活貯水池 (岡山)	2013年度から 〔直轄事業〕 戸草ダム (長野) 荒川上流ダム再開発 (埼玉) 〔補助事業〕 タイ原ダム (沖縄) 常浪川ダム (新潟) 晒川生活貯水池 (新潟) 黒沢生活貯水池 (長野) 駒沢生活貯水池 (長野) 北川ダム (滋賀) 五木ダム (熊本) 猿川ダム (佐賀)	〔注〕 生活貯水池 山間部や半島部、島しょ部などの局地的な治水対策、利水対策を目的として、昭和63年に創設された小規模ダム建設のための国の補助事業。通常のダムに比較して小規模 (有効貯水容量が概ね100万立方メートル以下) のダム

ダム廃止後の地域振興特別措置法案

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年3月13日

国土交通省

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案について

標記法律案について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

ダム事業による水没が予定されていた地域で、他の地域に比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にあり、当該ダム事業の廃止等があった場合においてその振興を図る必要がある地域があります。こうした地域について、生活環境及び産業基盤の整備等を推進することにより、当該地域の振興を図り、その住民の生活の安定及び福祉の向上に資する必要があります。

2. 概要

(1) 特定地域振興基本方針の作成

国土交通大臣は、特定地域の振興を図るための基本的な方針（特定地域振興基本方針）を定めなければならないこととします。

(2) 特定地域の指定

国土交通大臣は、都道府県知事の申出により、特定地域振興基本方針に基づき、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域を特定地域として指定することができます。

(3) 特定地域振興計画の作成等

都道府県は、特定地域振興基本方針に基づき、当該特定地域を振興するための計画（特定地域振興計画）を作成することができます。

(4) 特定地域振興計画に基づく特別の措置

- ① 国は、特定地域内に存する不要となった土地等を、特定地域振興計画に記載された土地の利用に供するため、ダム事業費を負担した地方公共団体に、負担した費用の範囲内において無償で譲与することができます。
- ② 国は、特定地域内に存する不要となった土地等を売り払おうとする場合において、当該土地等を特定地域振興計画に基づく事業の用に供する地方公共団体、特定地域の住民等から買受けの申請があったときは、他に優先させなければなりません。
- ③ 地方公共団体が特定地域振興計画に記載された事業を行う場合においては、都道府県が当該特定地域振興計画について国土交通大臣の同意を受けたことをもって、補助金等適正化法に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなします。
- ④ 特定地域振興計画に記載された地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設の管理のために必要な区域について、地すべり防止地区又は急傾斜地崩壊危険地区として指定しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くことを要しません。
- ⑤ 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が特定地域振興計画に基づいて行う事業の実施に要する費用の一部を補助することができます。
- ⑥ 地方公共団体が特定地域振興計画の達成のために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、特別の配慮をするものとします。

(5) その他

- ① 国は、都道府県知事によるダム事業の廃止等に伴う地域の振興のために必要な支援に努めるものとします。
- ② 特定地域の指定は、この法律の施行の日以後にダム事業の廃止等があった場合について適用します。

3. 閣議決定日

閣 議 平成24年3月13日（火）

問い合わせ先

国土交通省国土政策局

総務課

課長補佐

三重野

水管理・国土保全局水政課

課長補佐

田中

5253-8111（内線35-232）

●ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案

目的

ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる地域等のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものについて、特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資する。

特定地域振興基本方針

(国土交通大臣が作成)

- ①特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
- ②特定地域の指定に関する事項
- ③特定地域振興計画の作成について指針となるべき事項(※)
※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。
- ④その他特定地域の振興のため必要な事項

特定地域の指定

(都道府県の申出により国土交通大臣が指定)

ダム事業(治水機能を有する国等が事業主体であるダム事業)の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものを特定地域として指定する。

特定地域振興計画

(都道府県が作成)

- ① 特定地域の振興に関する基本的な方針
 - ② 公共施設及び公益的施設の整備に関する事項
 - ③ 農林水産業その他の産業の振興に関する事項
 - ④ 既買収地の利用に関する事項
 - ⑤ 財産の処分の制限に係る承認手続の特例に係る事項
 - ⑥ その他特定地域の振興に関し必要な事項
- ※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。

意見を反映させるために
必要な措置

住民

特定地域振興協議会

(都道府県が組織)

- ・都道府県
- ・関係市町村
- ・事業実施予定者
- ・ダム事業者
- ・その他密接な関係を有する者 等

協議

特定地域振興計画に基づく特例措置

- 1)既買収地の利用及び活用に関する特例
 - ①地方公共団体への無償譲与【国有財産法の特例】
 - ②地方公共団体及び買収当時の所有者等への優先売却
- 2)その他の地域振興に資する特例
 - ③財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
【補助金等適正化法の特例】
 - ④ダム事業で整備した地すべり防止施設に関する手続の簡素化
【地すべり等防止法の特例】
 - ⑤ダム事業で整備した急傾斜地崩壊防止施設に関する手続の簡素化
【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】

国の補助

- 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が特定地域振興計画に基づいて行う事業の実施に要する費用の一部を補助
- ※ 社会資本整備総合交付金等の事業の特性に応じた使い勝手の良い交付金等を活用
- 補助金の交付に当たっては、特定地域振興計画に基づいて行う事業の円滑な実施に関し、適切な配慮をするものとする。

地方債についての配慮

- 地方公共団体が特定地域振興計画を達成するために行う事業に係る地方債について配慮
- ※ 公的資金の配分や過疎地域における過疎債の活用

「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」の留意点

(中島隆利衆議院議員の質問主意書への政府答弁書(2012年3月23日)による。)

1 ダム予定地の非移転者への生活再建支援金の支給及び家屋・営業用建物新改築への助成

(ダム予定地の住民はダム事業により、地域の産業が衰退して多大な経済的損失を受けてきたこと、および、移転を前提としていたため、家屋、営業用建物の改築ができず、著しく老朽化した家屋等で生活し、営業することを余儀なくされてきたことについて)

【答弁】

- ① 本法案は、個人に対する金銭の支給については規定していない。
- ② 「非移転者住民」に該当する者を含め、ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域の住民の生活環境の整備については、特定地域振興計画(本法案第五条第一項)の作成に当たり、都道府県において適切に配慮されるものと考えている。

2 地域振興計画の策定における地元住民の合意形成

(地域振興計画の策定にダム予定地の地元住民の大多数の意見を反映できるように、地元住民の合意形成を図ること、および、公聴会での意見陳述だけでは、言いっぱなし、聞きっぱなしになる可能性が高く、住民の意見反映を保証するものとならないことについて)

【答弁】

(1) 地域振興計画の策定における地元住民の合意形成

特定地域振興計画への住民の意見の反映については、本法案第五条第八項において、「都道府県は、特定地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定しており、具体的な措置の内容及び方法については、特定地域振興計画を作成する都道府県において適切に判断されるものと考えている。

(2) 地域振興計画の策定に関わる地域振興協議会への参加

本法案第六条第四項各号に掲げる者であって特定地域振興協議会の構成員でないものは、同条第七項の規定により自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

申し出が可能な者：一 当該都道府県が作成しようとする特定地域振興計画及びその実施に関し密接な関係を有する者 二 その他当該都道府県が必要と認める者

3 既買収地の活用について

(ダム中止後の地域振興を図るため、水没予定地などの既買収地を活用していくことについて)

(1) 当該ダム事業に要した費用を負担した地方公共団体への既買収地の譲与

【答弁】

川辺川ダムの場合には、「当該ダム事業に要した費用を負担した地方公共団体」は、熊本県である。

(2) 譲与面積

【答弁】

本法案第七条第一項の規定により土地を地方公共団体に譲与するに当たっては、その譲与しようとする土地の価格の総和が当該地方公共団体の負担した費用の額の範囲内であることが必要であり、その面積が一義的に定まるものではない。また、その際に用いる土地の価格については、譲与に係る合意が行われる時点における正常な取引価格によることとなる。

(3) 県から市町村への無償贈与・貸与（川辺川ダムの場合は熊本県から五木村等へ）

【答弁】

地方公共団体の所有する財産の譲与、貸付けその他の処分については、地方自治法その他の関係法令の定めるところによる。

(4) 地方公共団体、特定地域の住民に対しての既買収地の優先的な売却の価格

法案：「国は、特定地域内に存するダム事業の廃止等に伴い不用となった土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を売り払おうとする場合において、次に掲げる者からその買受けの申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、これを他に優先させなければならない。 一 当該国有財産を特定地域振興計画に基づぐ事業の用に供する地方公共団体、特定地域の住民その他の者 二 当該国有財産に特別の縁故がある者であって国土交通省令で定めるもの」

【答弁】

本法案第七条第二項の規定により国有財産を売り払おうとする場合の予定価格については、会計法その他の関係法令の定めるところにより設定されることとなる。

4 川辺川ダムへの本特別措置法の適用について

（本特別措置法は当該ダムを必要としない河川整備計画を策定するか、あるいは当該ダムの基本計画を廃止したときに適用されるものであるが、川辺川ダムに関してはそれらの見通しが明らかにされていないことについて）

【答弁】

国土交通省、熊本県、市町村による「ダムによらない治水を検討する場」における検討の結果を取りまとめる具体的な時期及び球磨川水系に係る河川法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画の策定に係るスケジュールについては、現時点では未定である。

なお、平成二十三年十二月二十一日に開催された、検討する場の「第二回幹事会」において、当該河川整備計画について、検討する場における検討の結果を取りまとめた後に、当該結果をその原案に反映した上で、平成二十四年度中に策定することを目標とする旨について、提示しているところである。

取材から見える「ダム問題の所在と解決策の提案」

1. ダム事業検証会議における利益相反と非公開問題(バリケード?! カギ?!)

1) 官僚に守られた「今後の治水のあり方に関する有識者会議」中川博次座長はダム業界トップ

一般社団法人ダム・堰施設技術協会 理事会

会 長	中川博次	非常勤	京都大学名誉教授(立命館大学 理工学部 客員教授)
副会長	楠見正之	非常勤	大成建設株式会社 土木本部 土木技術部 ダム技術室 部長
副会長	三谷哲司	非常勤	株式会社日立製作所 インフラシステム社 社会システム事業部長
専務理事	島岡司	非常勤	株式会社丸島アクアシステム 代表取締役会長
理 事	徳山貴信	非常勤	株式会社IHIインフラシステム 技術本部 取締役 本部長
	石垣和男	非常勤	株式会社熊谷組 専務執行役員 土木事業本部長
	村田 正	非常勤	佐藤鉄工株式会社 代表取締役社長
	西田進一	非常勤	西田鉄工株式会社 代表取締役社長
	秋吉博之	非常勤	日本工営株式会社 執行役員 電力事業本部 副事業本部長
	金澤真一	非常勤	株式会社間 組 代表取締役副社長
	坂井正裕	非常勤	日立造船株式会社 執行役員 機械・インフラ本部/社会インフラ事業部長 営業統括部長
	金谷俊宗	非常勤	豊国工業株式会社 代表取締役社長
監 事	上阪恒雄	非常勤	株式会社建設技術研究所 代表取締役 副社長執行役員(元 国土交通省土木研究所 次長)
	向阪 敬	非常勤	日東河川工業株式会社 代表取締役社長

『水資源開発促進法 立法と公共事業』(築地書館)99 頁 ↑ 160 頁 ↓

2) 河川ムラの団結力(集票力)は陰に陽に強固。

ダム推進マニュアルである「ダム事業の是非論に関する調査報告書案」の執筆者(発行:日本ダム協会)

(株)大林組、鹿島建設(株)、株木建設(株)、(株)熊谷組、佐藤工業(株)、清水建設(株)、大成建設(株)、戸田建設(株)、(株)間組、(株)フジタ、前田建設工業(株)、青木あすなろ建設(株)、岩田地崎建設(株)、(株)奥村組、大豊建設(株)、鉄建建設(株)、飛島建設(株)、西松建設(株)、日本国土開発(株)、(株)福田組、松尾建設(株)、三井住友建設(株)

2. 今後の川と人とのほんとうのあり方<泳げる川を目指したい>(解決策の提案)

検証の基準を以下のように見直して、この原則に当てはまらないケースのみを継続。

1) すべての利水ダム・導水事業を中止

【代替案】人口減少社会で新たな水需要はない。水需要が増加する見込みがある場合には、水利権を調整する

2) すべての治水専用(穴あき)ダム事業の中止

【代替案】浅川ダムの効果はピーク時でも1cmの水位低減、ダムありの場合、ダムなしより氾濫時間が1時間半長くなる。治水事業として破綻、洪水被害と解決策がミスマッチであることが明らかになった。洪水被害を精査し、ほんとうの解決策を河川ムラを排除して住民参加と協議で決定する。

3) すべての貯水型の治水ダムを中止

【代替案】建設後の効果は限定的だが、環境社会影響が絶対的であることが明らか。下流における水位低減効果を明らかにし、その水位と同等の堤防が破堤しないようにする強化策を、環境影響を回避、低減することを主眼にして、河川整備計画に位置づける。

4) 1)~3)を前提に、ダム事業中止後の生活影響緩和・補償・向上策の迅速な成立

2012.11.17 開催・水源開発問題全国連絡会総会にて(まさのあつこ ジャーナリスト)

団体名	当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会		
対象事業名	1 当別ダム		
事業地名	北海道石狩郡当別町	事業者	北海道

この一年の活動報告

当別ダムは、総事業費 684 億円、総貯水容量 7,450 万 m³ の多目的ダムである。1970 年の予備調査から 42 年という歳月を経て、必要性に多くの疑問の声があるなか、高橋北海道知事は強行にダム建設を推進してきた。知事は、2008 年 8 月に「特例措置」として指名停止業者まで入札に参加させ本体工事を着工し、2012 年 10 月に当別ダムは完成した。ダムサイトに、当別ダムと高橋知事の名前が刻まれた石碑が建てられたが、次世代に禍根を残すことは必至である。

2013 年度からは、札幌市を除く小樽市、石狩市、当別町に水道水が供給される。しかし、当別ダム建設による水道料金の値上げは考えていないといっていた石狩市と当別町が、水道料金の値上げを決めた。石狩市で 16, 7%、当別町では、当初は 10% の値上げ、2019 年からは、さらに値上げをするということだが、給水エリアの住民からは負担増による不満の声が噴出している。

札幌市へは、ダム完成から 13 年後の 2025 年に初めて 4,000 m³/日 (8,000 人分) の水道水が供給される。しかし、2013 年度からの企業債の償還に伴い、札幌市は一滴の水も供給されないにもかかわらず、125 億円のうち 50 億円も負担することになっている。私たちは、当別ダムへ参画することは無駄な投資となるので、これらの予算を福祉や教育に回してほしいという要望書を 2012 年 2 月に札幌市長へ提出した。さらに、札幌市が計画している「豊平川水道水源水質保全事業」を認可しないことを求める要望書を 4 月 25 日に環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官へ提出した。

豊平川水道水源水質保全事業（バイパス事業）

概要：事業費 187 億円 バイパス量 147,000 m³/日 (1, 7 m³/日)

事業の目的：①通常時～ヒ素などを含む湧水等の影響をできるだけ原水から取り除く。

②災害時～豊平川で大規模な水質汚染事故が発生して、浄水場が処理停止になった場合は、バイパス管から白川浄水場に供給する。

問題点

- ① 187 億円という公費の無駄遣いである。
- ② 当別ダムおよび石狩西部広域水道企業団に参加する理由を作りだすために、バイパス事業が推進されているのではないか。
- ③ バイパスは豊平川の流量を減少させるので魚類への生息への影響はないのか。
- ④ 115,400 m³ の汚染土の発生が推定される。
- ⑤ 工事による野鳥への影響が懸念される。（支笏洞爺国立公園の中を通過する）

事業が生まれた背景：①将来の札幌市水道の給水量は一人あたりの水量の減少と人口の減少によって、しだいに縮小していく。

②当別ダム事業に参画するためには、自己水源を減らす必要があり、そこからバイパス事業が生まれたと考えられる。

私たちは、9 月 2 日に水源連共同代表の嶋津暉之さんを講師に、豊平川バイパス事業について学習会を開催した。現在は、現地見学や札幌市へ質問書を提出するなど対案作りの活動を進めている。

問い合わせ先：

氏名	安藤加代子	電話	778-6855	メールアドレス	Kayo0727@hotmail.co.jp
----	-------	----	----------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	2 厚幌ダム事業		
事業地	北海道厚真町	事業者	北海道
団体名	北海道自然保護協会		

この一年の活動報告（自由記述 図表等の貼り付け可）

厚幌ダムとは？・・・厚幌ダムは、北海道日高地方の厚真（あつま）町に計画されたダム。民主党政権によって凍結・見直しが決定された。2011 年春までの 3 回の検討会議で、ダム継続方針となり、2011 年 8 月 23 日に開催された、国交省の有識者会議で、「事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である。」という但し書きがつけられて、ダム建設が認められた。ただし、この但し書きが実行された形跡は見当たらない。

厚幌ダムは、総貯水量が 4,740 万 m³、有効貯水容量が 4,360 万 m³、洪水調節 760 万 m³（17%）、かんがい用水 1,400 万 m³（32%）、流水の正常な機能の維持 2,130 万 m³（49%）である。地元の大部分がかんがい用水の必要を述べているが、それより流水の正常な機能の維持が優先された作られたダムである。当初予算は 360 億円、北海道負担は 44.6%（160 億円）。赤字再建団体への転落が危惧されている北海道にとっても問題である。

厚幌ダムの問題点・・・1) 治水：過去の最大流量、洪水被害の内水氾濫と外水氾濫の事実とその原因、目標流量の決め方、目標流量のときの水位と堤防との関係など質問するも、最大流量は不明という回答があるのみで、治水の具体的な必要性が示されなかった、2) かんがい用水・・・厚真ダムで過去に春から貯水につとめても夏季の水不足となった。厚真ダムより大きな厚幌ダムで、水不足の解消が可能かどうか質したが、厚真ダムで秋に落水したのが原因、厚幌ダムでは落水しないとの回答（厚真ダムで落水をやめればよいと思うのだが）、また、かんがい用水の具体的な必要量を質したが、回答なし。その他、流水の正常な機能の維持、水道水問題でも質した。

学識経験者の問題・・・治水やかんがい用水などについて北海道に質しても、きちんとした回答がなかったため、厚幌ダム検証の場となった「厚幌ダム建設事業地域代表者会議」の座長で、大学名誉教授に、学識経験者に対する公開質問状を提出した。この質問状に対して、北海道から、「検証の検討主体はあくまでも北海道であり、対応方針を決定するうえで、厚幌ダム建設事業地域代表者会議の構成員である学識経験者の方々に、治水、利水、環境などの各分野の専門的な知見や科学的論拠に基づき、中立的な立場からご意見を伺ったものであります。なお、「厚幌ダム建設事業代表者会議における学識経験者の役割についての質問状」については、対応しかねますのでご了承ください」との回答があった。私たちは、「厚幌ダム計画に関する公開質問状」をだして、検証にあたって、具体的な問題について科学的意根拠に基づいて回答してもらいたいという考えで質問した。今回の経過をみると、学識経験者は、自由にもものが言えない、道の意向を具体化する人たちであることが明らかである。

まとめ・・・治水では、過去の洪水の最大流量も明らかでなく、洪水被害が外水氾濫なのか内水氾濫なのか不明な中で作られたものであり、ダムでなければならない根拠が示されなかった点で、ずさんな治水計画である。重視されているかんがい用水についても、必要量を示す資料は示されなかった。科学的根拠が示されずに 160 億円もの道民税金を厚幌ダムに使うのは極めて問題である。このような事態を招いた原因として、○ダムに批判的意見を無視して進められた検証作業の運営、○学識経験者が、道から独立していない、○パブリックコメントに真摯に答えず、その意味が失われている、○国交省の有識者会議の審議が形式的で、有識者らしい審議が行われたい、などがあげられる。ダムに批判的意見に正々堂々と意見を述べる有識者がいない状態では、川辺川ダム問題のときに、熊本県が住民討論集会を行なったように、ダム推進とダム批判の立場の討論会か、ダム推進の国交相とダム批判の住民団体との意見効果の場をつくるなど、きちんとした意見交換の場をどうしても作り上げる必要がある。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	北海道自然保護協会		
対象事業名	3 サンルダム・平取ダム・当別ダム		
事業地名	下川町・平取町・当別町	事業者	北海道開発局・北海道

この一年の活動報告

国直轄のサンルダムと平取ダムは、2009年の政権交代時に凍結・要検証とされたもので、北海道が事業者である当別ダムはすでに完成しているが、すべてのダムについて問題点を指摘してきた。サンルダムはすでに、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の議も経て、ダム事業継続が決まり、平取ダムもすでに知事意見が出されて、近く北海道開発局から国交省へ「ダム継続」が報告される見込みである。

サンルダム・・・2010年12月から2012年7月にわたって検討主体の北海道開発局主催により5回開催された検討の場に対して、ダム推進者だけの検討の場批判と私たちの疑問・意見を提出してきたが、開発局は私たちの要望を無視した。2011年6月～7月（1か月）および2012年8月（2週間）のパブコメに意見を提出した。旭川開発建設部は9月25日に、パブコメに対する回答を示したその日に「ダム継続」を決定して、国交省有識者会議は10月26日の第26回会議で、ダム継続を了承した。私たちは、パブコメに対して、例えば「ダム推進の先頭に立っている下川町は、ダムの治水効果がなく、地域振興のためにダム事業を要望しているが、問題である」と指摘したことに無回答など、疑問・意見の多くを無視したので、それを指摘したが、開発局からはきちんと答えたという回答がきたので、これから証拠を示して継続した闘いを行なう。

平取ダム・・・サンルダムと同様な経過をたどっている。私たちは、知事に対して問題点を指摘して話し合いを求めたが、10月29日に北海道知事は、私たちの要望をまったく無視してダム継続の意見を出した。近く室蘭開発建設部はダム継続の決定をして国交省に伝える見込み。それに対する対応と、有識者会議への対応を早急にすすめる予定である。

当別ダム・・・当別ダムはすでに完成して、湛水試験も終わったが、とくに水道水問題では多くの疑問が残り、当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会と共同で、とくに札幌市の対応を追及している。今後も、札幌市民に問題点を示していく活動を進めたい。

今後の対応・・・2009年の政権交代によりダム問題の進展が期待されたが、前原国交相（当時）が、国交省が取り仕切る有識者会議を立ち上げたことが諸悪の根源となった。この有識者会議は、既定のダム案が必ず決定される中間とりまとめで実施細目を決めたため、どのような批判もシャットアウトした。私たちや全国からも中間とりまとめ批判をパブコメで提案したが、すべて国交省によって無視された。川辺川ダムの住民討論会や淀川流域委員会から学んで、国交省は1) 国交省と住民の意見交換の場を徹底して排除し（有識者会議の非公開もその線）、2) 中間とりまとめで、批判的意見を排除した、と考えられる。

私たちは、1) 地元での闘いを執念深く進めるとともに、2) 水源連を中核として、対政府交渉ができる力をつける。3) そのために、様々な方法で世論にわかりやすく問題点を伝える、ことが必要ではないかと考えている。3) の一環として、水源連の鳴津共同代表他のダム専門家の協力を得て、上記三つのダムについて、2010年3月から2011年5月にわたって5回の検証会を開催して、毎回30～40名の参加者があり、マスコミにも取り上げられた。その成果を現在出版する努力を行なっている。2) については、ダム問題に関心ある地元選出の国会議員にも働きかけ、水源連の認知度を上げていくことなど、将来展望を描くことを望みたい。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
-----------	--------------	-----------	---------------------	----------------	-----------------------------

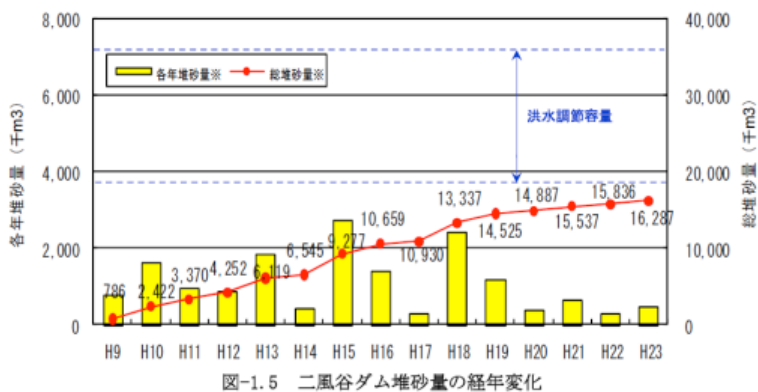
公共事業実態報告用紙

事業名	4 平取ダム		
事業地	北海道沙流郡平取町	事業者	北海道開発局
団体名	北海道自然保護協会		

事業の概要・問題点

平取ダムは、北海道日高地方の平取町の額平川に建設を予定されている。二風谷ダムは1997年に完成したが、竣工してから16年後の今年、すでに堆砂量は貯水容量の45%に達していて、大きな問題となっている。開発局は、二風谷ダムだけでは治水として不十分なので二風谷ダム上流の額平川に平取ダムを建設すると述べている。私たちは、次の点から平取ダム建設に反対している。

- 2003年に、開発局が目標流量としている $6,100\text{m}^3/\text{秒}$ の洪水が発生したが、このとき二風谷ダム上流で氾濫して被害が生じたが、下流では堤防の破堤はなかった（ただし、裁判所が国に賠償を命じる判決を下した開発局の樋門の閉め忘れのミスがあり、内水氾濫が生じた）。このとき平取ダムは存在しなかったため、平取ダムがなくても下流の氾濫を防げたとして、私たちは平取ダム建設を不要と主張している。
- ただし、2003年に比べて二風谷ダムの有効貯水容量は約 $1,000\text{万m}^3$ 減少していて、さらに堆砂が進むので、二風谷ダムの堆砂対策が治水の根本問題であると主張している。これに対して開発局は、薄弱な根拠で堆砂はこれ以上進まないと主張し、他方で二風谷ダムの堆砂対策には $1,000$ 億円の費用がかかるとして、私たちの提案を拒否している。（堆砂状態を下図に示した。）
- 二風谷ダムの堆砂の進行は、とりわけ額平川流域が土砂流出しやすいことに起因しているので、平取ダムも二風谷ダムの二の舞になると私たちは主張しているが、開発局は平取ダムに雪解け時期の排砂ゲートを開放することによって堆砂がほとんど生じないと主張している。しかし、二風谷ダムにも排砂ゲートのオリフイスゲートを付け、融水時に開放しているにも関わらず堆砂が進行している例から考えても、開発局の案は説得力がない。
- 額平川水源には、日高山脈の最高峰でアイヌ民族の偉大なる神でもある日高幌尻岳があり、額平川流域はアイヌ民族の聖地である。アイヌの人達は、平取町でダム建設に関わる業務についている関係で、正面切ってダム建設に反対しにくい状況があるが、その中でも聖地を守るために平取ダム反対の声をあげる人たちがいる。私たちもアイヌの聖地を守り、将来は世界文化遺産をめざす上でも、平取ダムに反対している。



開発局資料：二風谷ダムの総貯水容量は $3,150\text{万m}^3$ であったが、最近になって建設時の窪地があることを思い出した（480）ので実際には $3,630\text{万m}^3$ であり、堆砂容量を $1,430\text{万m}^3$ としていたが、 $1,880\text{万m}^3$ あることになるので、現在の堆砂量 1628.7万m^3 でも大丈夫と言い張っている。

問い合わせ先：

氏名	佐々木克之	電話	011-532-5851	メールアドレス	katusa@dia-net.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	成瀬ダムをストップさせる会		
対象事業名	5 成瀬ダム(国直轄)		
事業地名	秋田	事業者	東北地方整備局

この一年の活動報告（自由記述 図表等の貼り付け可）

（１）成瀬ダムの現況（今年度の成瀬ダム関係予算は９億円余）

これまでの事業実施額 295 億円
 残事業費 1,238 億円（まだ 80% も残っている!）
 合計事業費 1,533 億円
 ① 付替道路が完成し、栗駒・須川温泉への国道 342 号線が供用になった
 ② ダム本体工事前に川水を迂回させる転流工のトンネルが 2 本完成した
 ③ 本体工事前の仕事がなくなり、春以降、全ての作業所が撤去になった



湖底から見上げる巨大橋脚

（２）成瀬ダムの検証（年内中にも第 5 回検討の場で結論か？）

第 4 回検討の場で示された、東北地方整備局の検討報告書（素案）

「総合評価で成瀬ダム案が最も有利」

目的別	成瀬ダムの残コスト	その他の代替案（例）	そのコスト
治水（注 1）	420	全川にわたる河道掘削	1,800
かんがい	240	既存ダムのかさ上げ	850
水道	8	地下水取水	19
流水の維持	580	専用ダムの建設	690
発電	***		***

（注1）雄物川全体としては成瀬ダムに加えて築堤及び河道掘削で合計 1,600 億円としている。

●成瀬ダムの治水効果を過大に評価 ⇒ 実際の治水効果は？（次ページ）

「椿川地点における成瀬ダムの寄与率は、雄物川流域で発生した主要な 13 洪水を対象として流出解析を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約 4.7% となり、椿川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合 1.4% を超える治水効果が認められるものです。」

（３）成瀬ダム住民訴訟（3.23 第 11 回、7.9 第 12 回、10.12 第 13 回口頭弁論）

●2009 年 5 月提訴以来 3 年以上経過するも 1 審判決はまだ 1 年以上先か？ ●来年春頃から証人尋問か…

（４）私たちの活動と問題点

- 市民による成瀬ダム検証第 1 回講座「かんがい用水と成瀬ダム」第 2 回「成瀬ダム現地見学会」
- 「成瀬ダム検証の意見を聞く場」（公聴会）への積極的な参加とパブコメへの意見提出
- 「東北自然保護の集い」（ダム建設現場の凄まじい自然破壊、ダム湖でのアオコの発生）

問い合わせ先：

氏名	奥州光吉	電話	090-66235279	メールアドレス	info@stop-narusedam.jp
----	------	----	--------------	---------	--

時流 底流

国交省 代替案比較で「成瀬ダム有利」

得費や移転補償費は「捨て金」になり、新たに60戸の移転と、河道改修のため270×520の砂の取得が必要となる。河道改修に遊水地や堤防の整備を組み合わせると、さらに費用が膨らみ、時間がかかる。利水や流水機能維持の代替案で

も、新たな地権者との合意形成が必要になる。同整備局は「建設ありき」という批判があることは認識しているが、無理な案だとの先入観を持たず、広く選取肢を示した」とする。河川工学が専門の今本博健・京都大名教授は「(地元自治

体)建設を推進するダムで、中止された所は全国に一つもない」と指摘。他のダムでも非現実的な案が挙がっているが、ダムの優位性を示すため取り上げられているだけ。こうした検証に意義は認められないとする。市民団体「成瀬ダムをストップ

2009年の政権交代後、民主党の前原誠司国土交通相(当時)は「ダムに頼らない治水」を提唱。国交省によると、全国のダム84カ所で建設継続、14カ所で中止の方針が決まっている。(土田絵美子)

国土交通省東北地方整備局は、成瀬ダム(東成瀬村)建設の是非を検証する9月の「検討の場」で、ダム建設と代替案を比較した結果として「ダム建設が有利」と報告した。「検討の場」メンバーの首長も建設を望んでおり、成瀬ダムは建設へ大きく傾いたといえる。ただ、代替案作成や検証を事業主体の同整備局が行っていることに、市民団体や有識者からは「ダムありきの検討」「検証は第三者に委ねるべきだ」との指摘が出ている。

検証では「治水」「利水」「流水機能維持」の各面で、ダム建設と、ダムと同等の効果が見込まれる代替案を比較。コスト、実現性などの点から評価した。例えば治水の代替案は、雄物川などの河道改修をベースに▽既設の玉川、皆瀬岡ダム活用▽遊水地整備▽堤防整備などを組み合わせた6案。コストはダム建設案が1480億円(支出済み分除)で、1570億円の1730億円の代替6案を下回った。

同省は1983年度以降、成瀬ダム事業に計295億円(本年度見込み額を含む)を投入。用地307分のうち141分を取得し、家屋移転も11戸中10戸が完了した。一方、代替案を採用する場合、今までの用地取

検証の客観性を 市民団体疑問視



成瀬ダム建設案の優位性が示された「検討の場」=9月21日、秋田市の国交省秋田河川国道事務所

「まさける会」(横手市)の奥州光吉代表も、建設推進の立場を取る県と地元の首長が「検討の場」メンバーであることに「自治体の意向を反映した結果ならざるを得ない」と批判。今本名誉教授も「事業主体が行う検証は説得力を持たない。検証は第三者に委ねるべきだ」と主張する。同整備局は、有識者や県、地元住民らの意見を聞いた上で、成瀬ダムに関する方針を本県へ提出する。鳥海ダム(由利本荘市)についても年度内に検証結果を示す予定だ。

成瀬ダム住民訴訟：東北地方整備局が提出した資料

成瀬ダムの治水効果を算出した計算資料

洪水名※1	降雨型	実績規模(降雨実績)における効果率(推定)			
		樽川地点の推定流量(m3/s)※2		効果流量(m3/s)	効果率(%)
		成瀬ダムなし①	成瀬ダムあり②	③=①-②	④=③/①
S19.07	全流域型	6,171	6,076	95	1.5%
S22.07	全流域型	8,497	8,470	27	0.3%
S22.08	全流域型	4,035	4,031	5	0.1%
S30.06	全流域型	3,984	3,944	40	1.0%
S40.07	全流域型	2,861	2,853	8	0.3%
S41.07	玉川流域型	2,267	2,263	4	0.2%
S44.07	本川上流域型	4,579	4,506	73	1.6%
S47.07	玉川流域型	3,758	3,752	7	0.2%
S54.08	玉川流域型	2,467	2,437	29	1.2%
S56.08	本川上流域型	3,076	2,930	146	4.7%
S62.08	全流域型	3,833	3,738	95	2.5%
H14.08	玉川流域型	3,172	3,160	12	0.4%
H19.09	玉川流域型	4,460	4,456	4	0.1%

※1 「雄物川水系河川整備基本方針」において検討の対象とした平成18年までの12洪水と、平成19年以降に樽川地点において、はん濫注意水位を超えた1洪水を対象とした。

※2 樽川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算定した推定値である。

成瀬ダム建設事業 反対住民4人が意見

4人が反対の立場から意見を発表した意見聴取会

国土交通省東北地方整備局は22日、東成瀬村山村開発センターで、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見聴取会を開いた。住民4人が、いずれもダム建設反対の立場から意見を述べた。

報告書は、ダム建設の是非を検証するため先月までに4回開催された「検討の場」の内容を収めたもの。ダム建設案と代替案を比較し「ダム建設案が最も有効」との考えを示している。

意見を述べたのは同村と横手市の計4人。「洪水地帯の堤防をかさ上げすれば少ない費用で洪水対策ができる」（石塚健悟）

「人口減少が進めばコメ需要が減り、農業用水の需要も減る」「皆瀬川はダム建設で水が濁った。こうした状況を見るべきだ」などと治水、利水、自然環境の面で反対した。

意見を述べた市民団体「成瀬ダムをストップさせる会」（同市）の奥州光吉代表は「本当に必要なダムなら住民からの賛成意見もあつてしかるべきだ。ダム建設への熱意がその程度なら、やはりやめた方がいい」と話した。

意見聴取会は24日に横手市、27日に大仙市でも開催。同整備局は意見をまとめ、報告書の素案に反映させた上で、今後開く第5回の検討の場で示す予定。

12版 ▲ 2012年(平成24年)10月25日 木曜日 享月

建設反対意見が大勢 成瀬ダム、住民から聴取

成瀬ダム（東成瀬村）の建設を進める国土交通省東北地方整備局が下流域（雄物川流域）住民を対象に意見聴取会を開いている。住民の意見を「検討報告書（案）」に盛り込むためだ。出席者の大半は建設反対派の住民とみられ、事前申請が必要な意見陳述では、建設に反対する意見が大勢だった。

成瀬ダムは下流域に農業用水や水道用水を提供する多目的ダムで、総事業費は約1533億円。すでに工事用の道路建設などが進められ、残る事業費は約1238億円。本体工事のめどは立っていないが、工期は約9年間とされる。

取会には村内外から15人が参加。意見聴取に先立ち、整備局の担当者が報告書に記載する検討内容について、治水、新規利水、流水の正常な気能維持の観点から「10年、20年単位で考えると、ダム建設が有効で、費用対効果はある」などと説明した。

意見陳述では、発言した4人全員が反対意見を述べた。東成瀬村の農業杉山彰さん（46）が「経済効率よりも自然を大切に」する哲学を持つてほしい」と主張。計画に反対する住民団体の代表を務める横手市十文字町の農業奥州光吉さん（60）は「洪水はダムが完成しても防げない。ダムを造ると川が濁る」などと指摘した。

次回聴取会は大仙市仙北ふれあい文化センターで27日午前10時から。（山谷勉）

地図を広げ「水の使い方を考えよう」と話す熊沢文男さん。24日夜、横手市の栄公民館

公共事業実態報告用紙

事業名	6 最上小国川ダム建設事業				
事業地	山形県	事業者	山形県		
団体名	最上小国川の清流を守る会 ウォーターワッチネットワーク				
事業の概要・問題点 山形県内を貫流する最上川の支流の内、ダムのない随一の清流。天然鮎が遡上し、年間3万人のつり客が訪れる、日本一クラスの友鮎釣りの清流。 近畿大 有路研究室で昨年試算したところ、鮎釣り客の経済効果だけで年間22億円と試算された。 最上小国川ダムは、元々は水道水などの多目的ダムとして構想されたが、途中で流水型ダムに変更されている。小国川流域の戦後最大豪雨は、49年8月1日。その際、流域全体では全壊1戸、半壊2戸、床上浸水61戸、床下浸水278戸の床下浸水。その後、赤倉温泉地域より下流域は治水事業済み。ほぼ赤倉温泉地域（49年浸水約40件）の治水のためのダムである。 赤倉温泉地域では、数件の旅館が明らかに河道にはみ出していることが解る。また、県が温泉旅館の湯量の確保のためにつくったと推測される床止めや堰堤により、その上流に土砂が堆積し、河床が上昇しているために、水害を引き起こし易くなっていると推測され、住民からも証言を得ている。又、近年の浸水被害のほとんどは、川の溢れたのではなく、内水氾濫被害だということが明らかになっている。 清流を守る会と県民有志は、今年、9月25日に、河床を上昇させている土砂を除去するなどのより低廉な事業で治水が叶えられるのに、ダム事業の方を安易に優先させていると、公金差し止めの行政訴訟を提訴した。 1100名の組合員をもつ小国川漁協は、平成18年にダム反対決議を挙げ、その後、一貫してダム反対を貫いている。10月17日には改めて、漁業補償交渉にも一切応じない。今後の事業は全てムダになる為、予算執行を停止するよう求める要請をおこなっている。 山形県は、訴訟提訴や、漁協の要請、これまでの1万人署名にもかかわらず、10月29日、現地で起工式を行い、ダム周辺事業を強行し始めた。その際、反対住民15名が抗議行動をおこなった。現在も、ダム周辺事業が強行されているところである。 この11月27日に初公判がおこなわれる。 詳しくは www.ogunigawa.org をご覧下さい。					
					
問い合わせ先：					
氏名	草島進一	電話	090-4388-3872	メールアドレス	stern8@mac.com

活動報告用紙

団体名	思川開発事業を考える流域の会		
対象事業名	7 思川開発事業(南摩ダム)		
事業地名	栃木県鹿沼市上南摩町	事業者	独立行政法人水資源機構

この一年の活動報告

☆ 2012年中の活動

- ・ 4月28日 南摩ダム予定地のヤマナシお花見と自然観察会（参加者21人）
- ・ 8月4日 栃木県に水道用水供給事業計画が存在しないことについて意見交換会を開催。
- ・ 8月28日 県知事あて「南摩ダムから撤退を求める申入書」を提出。茨城、千葉、埼玉の会と合同記者会見開催。鹿沼市長にも同旨の申入書、関東地方整備局長には資料を訂正して検討やり直しの申入書を提出。
- ・ 9月 水道用水供給事業計画に関し栃木県に情報公開請求。
- ・ 10月27日 南摩ダム予定地のヤマナシ収穫祭と自然観察会（参加者25人）

☆ 3ダム訴訟の動き

- ・ （2011年）12月19日 進行協議
- ・ 2月20日 進行協議
- ・ 4月27日 現地進行協議（五十里ダム、川治ダム、湯西川ダム、南摩ダム予定地、思川・乙女地点、渡良瀬遊水地、利根川・栗橋地点）。被控訴人側訴訟代理人が初めて現地視察。
- ・ 8月9日 弁論準備
- ・ 10月22日 弁論準備

☆ その他の動き

- ・ 6月29日 1年ぶりに開かれた「思川開発事業検討の場・第3回幹事会」で栃木県が参画水量の使い道を示せず、検証作業が立ち往生。
- ・ 7月3日 渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録。

☆ 特記事項

★思川開発事業の利水計画について情報公開請求等により次のことが明らかとなった。

- ・ 栃木県は、県南広域的水道整備協議会及び検討部会を設立し（2007年6月）、2011年2月までに3回の検討部会を開催したが、関係市町からの要請はなく、広域水道事業計画は全く進展していない。
- ・ 広域水道事業計画の認可がないにもかかわらず、厚生労働省から水資源機構に補助率1/2の補助金が交付されている。

★ハツ場ダムの受益地である足利、栃木、佐野の市長に対する市民団体からの公開質問に対する3市長の対応は次のとおり。

- ・ 足利市長：回答しない。回答しない理由も言わない。
- ・ 栃木市長：「利根川本川の氾濫水が市域に浸水したことはない。」「ダムがない場合、藤岡地域が2～5m浸水する。ダムがあれば藤岡地域の安全度が向上する。」（根拠不明）
- ・ 佐野市長：「利根川本川の氾濫水が市域に浸水したことはない。」「今後は支川の氾濫が考えられる。佐野市は渡良瀬川に接し、その支川が佐野市に流れているから、ハツ場ダムは佐野市にとっても恩恵がある。」（意味不明）
- ・ 以上により、利根川の氾濫水が栃木県を襲ったことがないこと、栃木県がハツ場ダムから「著しく利益を受ける」理由を受益地の市長がだれも説明できないことが分かった。

問い合わせ先：

氏名	高橋比呂志	電話	0289-63-1571	メールアドレス	hirocha@bc9.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	-------------------

活動報告用紙

団体名	ハッ場あしたの会		
対象事業名	8 ハッ場ダム事業		
事業地名	群馬県吾妻郡長野原町	事業者	国土交通省関東地方整備局

この一年の活動報告

昨秋は、ハッ場ダムの建設継続妥当との国交省の方針に対抗して、公聴会、パブリックコメントのほか、ハッ場ダム本体工事の中止を求めて政治、世論への働き掛けを積極的に行った。ハッ場ダムに反対する関係都県議員の会、住民訴訟に取り組むハッ場ダムをストップさせる市民連絡会と連携し、院内集会、国会陳情、シンポジウムなどを毎週のように実施。また、「ダム検証のあり方を問う科学者の会」の発足、活動を支援し、同会と連携してマスコミへの発信を行った。これらのフル回転の活動は一定の効果を挙げ、民主党内でのハッ場ダム反対意見を後押しすることになった。

しかし、前田武志国土交通大臣（当時）は民主党内の反対論を振り切って、昨年暮れ、本体工事の再開を宣言。本体工事費が今年度予算案に計上された。これを受け、今年1、2月は道路、干拓事業などに反対する市民運動と連携し、院内で抗議集会を連続して開催した。

ハッ場ダム本体工事費は今年度当初予算からは当面は外されているが、予断を許さない状況が続いている。ハッ場ダムの反対運動は本体工事執行阻止のために総力を挙げている。

当会では、国会議員の資料請求、情報公開請求、住民からの情報提供などにより、ハッ場ダムの関連事業の遅延状況、生活再建・地域振興事業の問題、国交省による地すべり対策、代替地の安全対策の問題等を調査し、集会、インターネット、チラシ等により、特に広く一般の人々に伝える活動に力を入れている。

4月には、ダム予定地の長野原町に新聞折り込みチラシを配布し、関係都県議員の会主催の学習会を企画・支援し、ハッ場ダムが災害を誘発する危険性を伝えた。現地における住民への働きかけは、行政の圧力により、表だった活動が難しい状況にあるが、住民に真実を伝える活動を継続して行っている。

当会が取り組んできたダム中止後の生活再建支援法案は、川辺川ダム予定地をモデルとした「ダム中止後の特別措置法案」として3月、国会に提出された。ダム事業に代わる生活補償が具体的に明記されていないなど、いくつかの問題があるが、ダム事業の中止を想定した法整備のない我が国では、特措法の早期実現が望まれる。

今年、新たに取り組んだテーマとして、ハッ場ダム予定地における埋蔵文化財の問題がある。ダム予定地には縄文時代から江戸時代にかけての遺跡が多数ある。江戸天明の浅間山噴火により、水没予定地は泥流で一挙に埋まったところであるので、全域が遺跡と言ってもよい。水没予定地はこれまでも、自然、生活、産業の面からかけがえのない土地であるとされてきたが、文化財という側面から見ても貴重な土地であることが改めて確認された。

9月のシンポジウムでは、ハッ場ダムの危険性と遺跡保存による地域振興の可能性を訴えた。

また、9月に4年ぶりに再開された利根川水系河川整備計画の有識者会議においては、当会代表の一人である大熊孝氏と、本会会員の関良基氏が新たに委員になり、ダム懐疑派の委員および利根川流域市民委員会と共に河川行政の民主化を訴え、ハッ場ダム事業の欺瞞性を追及する活動を展開している。

問い合わせ先：

氏名	渡辺洋子(事務局)	電話	027-253-6706	メールアドレス	info@yamba-net.org
-----------	------------------	-----------	---------------------	----------------	---------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	9 霞ヶ浦導水事業		
事業地	茨城県	事業者	国土交通省
団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		

1 事業の目的

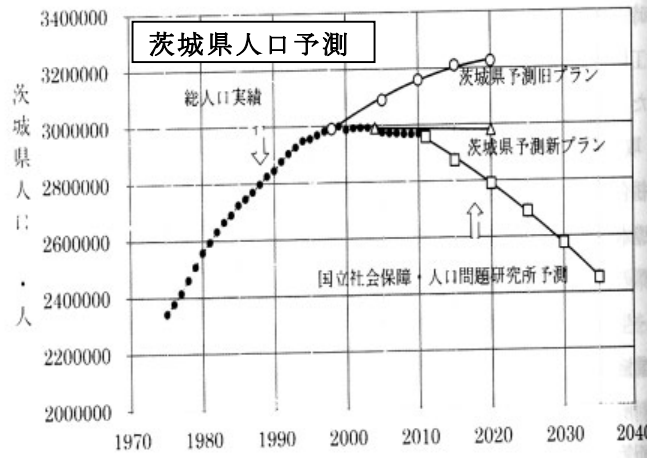
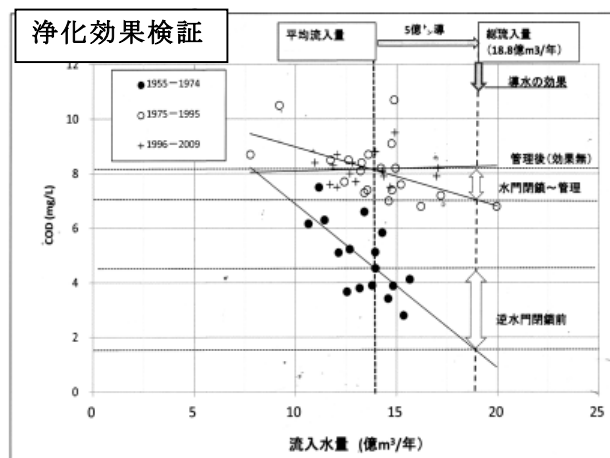
- (1) 水質浄化：那珂川から最大 15m³/s 導水することで霞ヶ浦の COD を 0.8mg/L 低減させる。また桜川・干波湖を浄化する。
- (2) 既得用水の安定化：利根・那珂川二水系間の河川水相互互換により渇水被害（水不足、塩害）を軽減させる。
- (3) 新規都市用水の確保：9.2m³/s の都市用水を新たに開発する。

2 事業の内容

- (1) 工事の概要：直径 3.5～4.5m、全長 43km の地下トンネルで霞ヶ浦と那珂川を繋ぎ、すでに完成している利根導水路と併せて二水系間の河川水の相互互換を行う。
- (2) 進捗状況：利根川機場、那珂川機場、桜機場、茨城立坑、上飯沼立坑、堅倉立坑、美野里立坑、那珂導水路の 1/3 が完成している。予算額 1900 億円の内約 1400 億円を支出済み。
- (3) 着工からの経緯
 - 1976 実施計画着手、1984 年 4 月建設着工
 - 1993 一次計画変更事業費 1900 億円、工期 2000 年
 - 2001 二次計画変更 工期 2010 年 霞ヶ浦導水を考える県民会議監査請求、住民訴訟
茨城県事業計画変更を要望（最大取水量 8.7→5.2m³/s）
 - 2002 三次計画変更 最大取水量 12.7→9.2m³/s、最大取水：第 1 機場 35→15、第 2 機場：12.7→11m³/s、未施工区導水路内径 4.5→3.5m
 - 2007 四次計画変更 工期 2015 年、国土交通省漁協の同意なしに取水口建設着工
 - 2008 那珂川水系 7 漁協取水口建設差止仮処分申立、翌 2009 年 6 月本訴へ
 - 2012 年 10 月水戸地裁では新規都市用水開発、浄化関連の準備書面につづいてアユ・シジミ漁業被害が論点となっている。

3 事業の効果

霞ヶ浦水質浄化については、効果が皆無であることが確かめられている。2020 年の時点で 9.7m³/s の水余りとなる。2010 年 296 万人の茨城県の人口は 2035 年には 245 万人にまで減少し、水余りが加速する。以上より本事業の効果は皆無である（図参照）。



問い合わせ先：

氏名	浜田篤信	電話	0299-46-0988	メールアドレス	kaseco@y5.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議		
対象事業名	10 霞ヶ浦導水事業		
事業地名	茨城県	事業者	国土交通省

概要

1 東日本大震災を踏まえた活動

(1) 霞ヶ浦開発事業

東日本大震災の被害を踏まえ「霞ヶ浦水開発事業」の評価見直しを行った。

今回の地震によって発生した津波が太平洋から湖内に侵入し、下流に位置する浄水場では、3月半給水不能となった。今回の震源は宮城県沖と比較的離れた位置であったために津波の影響は軽微にとどまった。しかし、震源がかつての延宝の大地震（M8, 1677）のように房総沖であれば、常陸川水門の倒壊、越波で被害は甚大となったはずである。霞ヶ浦は上水源化された我が国唯一の汽水湖であり、汽水湖の開発、霞ヶ浦開発事業の見直しが必要であることを確認し、広報した（霞ヶ浦研究会報 14、2011）。

(2) 放射能汚染問題

福島原子力発電所の爆発で飛散した放射性物質は、霞ヶ浦流域にも高濃度分布域をもたらした。その結果、霞ヶ浦湖底泥中の放射性セシウム含有量が上昇、ウナギ、ギンブナフナ、ゲンゴロウブナ、アメリカナマズが出荷停止の実害、その他の種についても風評被害を蒙り、霞ヶ浦の漁業、水産加工業が存続の危機にたたされている。閉鎖状態の霞ヶ浦では、放射性物質の蓄積は続くものと考え、常陸川水門の順流開放による放射能排出と霞ヶ浦導水事業利根導水路からの水資源補給による対策を提案した。

また、放射能汚染は、那珂川上流域に、霞ヶ浦流域よりも高濃度分布域を出現させており、下流茨城県河川内にも高濃度の堆積水域が存在する。霞ヶ浦導水事業が実施されれば、より高い那珂川河川水が閉鎖水域である霞ヶ浦へ送水され放射能汚染を深刻化させることになるので当該事業をやめるべきだとの提言をおこなった。

(3) 茨城県との協議、国への要望

以上の情報収集、調査活動を踏まえ関係市町村あるいは集会での説明、茨城県と協議を行い、茨城県知事および国土交通大臣に対し霞ヶ浦導水事業の中止、霞ヶ浦放射能汚染対策事業の早期実現を要望した。

2 霞ヶ浦導水事業差止訴訟原告那珂川漁協協議会支援活動

(1) アユ・シジミ裁判

那珂川・涸沼は、かつては宍道湖に次ぐシジミの生産地であったが、河川工事の影響で漁獲量は最盛期の1/5にまで低下しており、霞ヶ浦導水事業による那珂川から取水は、漁業に大きな打撃を与えるだけでなく、汽水湖涸沼の生物多様性損傷を引き起こす。裁判での審理は公益性の議論から那珂川のアユ、涸沼のシジミ漁業への影響へ移っているが、漁業被害の大きさを証明する調査や意見書等の作成を行い漁協を支援した。

(2) 東北地方太平洋沖地震の影響

那珂川下流域は今回の地震によって20cmの地盤沈下を引き起こした。それによってヤマトシジミの生息・生産に必要な水質が保てなくなりつつある。本年9月以降シジミの斃死が発生するなど危機的状況はさらに進んだことを確認したが、こうした状況で霞ヶ浦導水事業を強行すれば、シジミ漁業の消滅は避けられない。こうした情報を漁協側弁護団に提供、関連報告書を作成するなどして原告である那珂川関係漁業協同組合協議会を支援してきた。

問い合わせ先：

氏名	浜田篤信	電話	0299-46-0988	メールアドレス	kaseco@y5.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	----------------------

活動報告用紙

団体名	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会		
対象事業名	11 「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」の試験掘削		
事業地名	渡良瀬遊水池	事業者	国土交通省

「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（第二貯水池計画）」が1990年に浮上して、本会を結成、活動の成果があつて、第二貯水池計画が中止になったのは2002年でした。

その後、国交省利根川上流河川事務所に「渡良瀬遊水池湿地保全・再生委員会」が設置され、高松健比古代表世話人も委員となり、本会の意見を反映させてきました。途中、治水容量を増強するための掘削計画が浮上し、暗雲がたちこめました。こちらも湿地を守るために「ラムサール条約湿地への登録を要望する」署名運動に、組織を拡大して取り組みました。

委員会設置から8年後の2010年3月に「渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画」がようやく策定されました。治水容量増強も兼ねた湿地再生計画ですが、モニタリングをしっかり行って湿地の再生を図っていくことが約束され、高松氏をはじめ、私たちの側の委員が多数を占めるモニタリング委員会が発足することになりましたので、私たちはこの湿地再生計画を受け入れました。

国土交通省は湿地再生計画を策定したことにより、渡良瀬遊水池をラムサール条約湿地に登録することに賛意を示すようになりました。国土交通省は積極的、主体的に環境省に「ラムサール条約湿地の法的担保に河川法を適用する」ことに関して協議を申し入れて、2011年2月に初めて「河川法」の適用を決めました。

このことには、「ラムサール・ネットワーク日本」の働きかけが大きかったことを付け加えます。

私たちも、ラムサール条約湿地の登録に向けた運動に焦点を絞りました。「ラムサール条約湿地への登録」について地元の賛同を得るのに時間を要しましたが、2012年7月ついに、渡良瀬遊水池がラムサール条約湿地として登録されました。多くの人の運動の成果を噛みしめる一時でした。

現在は湿地再生計画に基づいた試験掘削が行われています。しかし、いまだ課題山積みと言わざるをえません。

まず、湿地再生そのものが容易ではないことです。試験掘削は、掘削後2～3年は工事の攪乱によってよい湿地環境が創生されても、しばらく経てば、違う環境に遷移してしまうことです。人間の手で自然を再生することは簡単に達成できるものではありません。これから、試行錯誤を何度も繰り返していかなければなりません。

さらに、原発事故の影響の問題もあります。2011年の3.11の原発事故の影響で、2年間ヨシ原を守ってきたヨシ焼きができなくなり、その結果、ヨシ原の生態系が崩れてきています。ヨシ自体の生育が悪くなり、つる植物に覆われてきています。そして、ヨシ焼き後に発芽する絶滅危惧種は、発芽の機会が激減し、衰退してきています。

ヨシ焼きが出来ない理由は、ヨシ灰の放射線量が高濃度となるので、飛散する灰が地元民に新たな放射性物質をもたらすことが危惧されていることです。来春どうするか、今、大きな問題になっています。

運動を始めてから24年の歳月を思えば、これからも、課題を1つ、1つ解決していくしかありません。

問い合わせ先：

氏名	猿山 弘子	電話	0282-23-1078	メールアドレス	watarase@cc9.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	＜長野の開発と環境を考える＞信州ラブソディー		
対象事業名	12 浅川ダム		
事業地名	長野市一ノ瀬	事業者	長野県

“活断層ではない” ととり繕ってダムの建設を強行する長野県

「穴あきダムであること」を全面におしたてて、浅川ダムの工事は猛進中。長野県は9月19日、ダム本体の定礎式を行った。地元住民の建設反対の抗議をふりきって。

2016年度の完成をめざす堤高53m、総貯水容量110万m³の重力式コンクリートの現場。冬をひかえて重機やダンプカーが動き回っている。定礎式の際、阿部守一長野県知事は断層について「念には念を入れて安全性を確認している。説明責任を果たしている」とあらためて安全性を強調した。だが、この説明には偽りがある。就任して3ヶ月後の2010年11月、学識者等の意見に基づく論点再確認報告書で阿部知事は「断層と地滑りの安全性を再確認した」といい、ダムの建設工事に踏み切った。ところが昨年夏、河床の基礎掘削で大小10本の断層が出現。最大の破砕帯をともなう4～5mの断層F-V帯、ダムの堤体直下を南北にまっ二つに横断していた。活断層か否か？が再度問題となった。

阿部知事は経済産業省系の独立行政法人・産業技術総合研究所にF-Vの調査を委託。産総研の副研究統括・佃栄吉氏は10年10月末、3時間1回だけの現地調査をおこない、5ヶ月後に個人の調査結果を口頭で報告した。（文書はなし）。活断層か否か、を曖昧にした結論だった。県は佃報告の中からダム事業者にとって都合の良い部分のみを抽出し、独自の結論「F-Vは断層ではなく、ダム建設に支障となる断層ではないと考える」とまとめた。

この間、建設工事は一度も中断されることもなく継続され定礎式となっている。

佃報告の「県にとって都合がよい部分」とは「明確な断層運動があったという証拠は全く認められない」というもの。掘り出された木片の炭素年代測定等は無視されている。

県の結論は科学的根拠を欠いているばかりか、ダム建設を急ぐ事業者の思惑のみを反映した独断といえるだろう。ちなみに、何度も現地調査した2人の地質専門家（小坂共栄・信州大学名誉教授と松島信翠・日本地質学会名誉会員）は「F-V断層は明らかに活断層である」とする意見書を阿部知事へ提出している。

補足：浅川ダムの住民訴訟は10月末で第13回口頭弁論。断層問題は争点の一つ。

問い合わせ先：

氏名	内山卓郎	電話	026-244-0214 FAX244-1876	メールアドレス	
----	------	----	-----------------------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	太田川水未来、ネットワーク「安全な水を未来に」、太田川ダム研究会		
対象事業名	13 太田川ダム		
事業地名	静岡県森町亀久保	事業者	静岡県

この一年の活動報告

太田川ダムはその安全性、必要性について住民の疑問を残したまま建設され、H20年秋から湛水が始まり、21年6月4日から運用が開始されたが、地元太田川水未来、浜松を中心としたネットワーク「安全な水を子ども達に」、職能グループ太田川ダム研究会の三市民団体はその後この欠陥ダムの定期的監視を続け、様々な問題点をえぐり出している。

(1) 貯水を前提とする「流水の定常化」の河川環境への影響

昨年9月の2度の台風の影響でダム湖の透明度は一時1m以下となり、土砂で白濁した貯水の放出で太田川は森町下流の袋井地域まで濁った。

また淡水赤潮が貯水池に発生して、数カ所に褐色のベルトがみられるようになった。これは渦鞭毛虫（ケラチュウム、ヌマツノウズムシ）を優越種とするプランクトンの大発生であることが顕微鏡検査で明らかになった。今年の7月、9月の台風の後再び透明度は1m近くに落ち、プランクトンの密度は昨年の10倍ほどに増加した。これらの事態の発生は建設前市民から、太田川ダムの水の入れ替わりが貯水容量を基準にして59日もかかる事から強く指摘されたにもかかわらず県河川砂防局が否定しつづけてきたことである。

(2) 堤体に358カ所、フーチングに7カ所も発生したひび割れは、湛水直前に市民に摘発されるまで公表されず、現地事務所から県庁に報告もあげられていなかったことが県議会建設委員会で露見した。ひび割れのうち堤体の40カ所は修理を要する幅0.2mm以上で、長いものは最大27m、深さは最大400mm、工事の不手際とは考えられない斜めクラックや縦クラックが非常に多い。県が補修した後21年冬に再調査した所修理を要するひび割れは依然39カ所に上り、補修が名ばかりのものである事が歴然としているにも拘らず、県は再再調査を放棄して湛水試験を強行した。

(3) ところがその後今日まで、ダムの堤体が一貫して上流側に傾斜を続け、今年の8月末には9.9mmに達している。試験湛水中の注意基準として県は他の23基のダムのデータから、下流側変位5mmを注意水準、10mmを警戒水準ときめていたが、このような常識はずれの現象は全く想定していなかった。

これらの事実にもとづいて3月12日6名の代表が県庁を訪れ、太田川ダムの貯水をやめることを申し入れた。それによって東海地震に際しての大災害を避ける事が可能になり、貯水による環境破壊を防ぐ事が出来るが県はこれを無視する態度を取っている。

堤体の上流側傾斜については、県が傾斜に対する安全基準を定めるにあたって調査したと言う23基のダムについてこのような珍奇な現象が見られたか否かについて情報開示を請求したが、河川砂防局はこれらのダムの実名すら明らかにせず、捏造の疑いさえある。この問題は異議申し立てによって11月の県情報公開審議会でとりあげられることになった。〔陳述者 岡本 尚、補佐人 奥西一夫（京都大学防災研名誉教授）〕

問い合わせ先：

氏名	岡本 尚	電話	0538-85-1364	メールアドレス	okmt@k3.dion.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	14 設楽ダム建設事業		
事業地	愛知県設楽町(豊川水系)	事業者	国土交通省中部地方整備局
団体名	設楽ダムの建設中止を求める会		

現在の事業は、1973 年ころに地元で計画提示、幾度かの変更を経て、愛知県の東三河地域の水道用水を供給する特定多目的ダムで、総貯留容量 9800 万 m³、堆砂容量 600 万 m³、洪水調節容量 1900 万 m³、利水容量 7300 万 m³ のうち大半の 6000 万 m³ が「流水の正常な機能の維持」の目的となっている。

問題点は以下のとおりである。①東三河の水資源は十分開発済みで新たな開発は不要である。②伝統的な治水方式の不連続堤・遊水地を備えた豊川の洪水には、ダム無しで対応するのがふさわしく、河道整備と堤防強化が有効である。③ダム建設によって河川と流域の著しい環境悪化を招く。④豊川が注ぐ三河湾にまで環境悪化が及ぶと予測されている。⑤加えて、ダムサイト予定地は、以前に電源開発が調査に入ったがすぐに撤退した場所であり、地質地盤の著しく悪いところであり、ダム建設は地域住民の安心安全を脅かす恐れが強い。

(期待できない国の検証、注目される愛知県の取り組み)

2008 年 10 月に基本計画が告示されて、建設への動きが本格化したのは 2009 年度から。2009 年 9 月の民主党政権による見直し方針を受けて、現在、検証中であるが、水没地域の買収・移転補償など補償・再建の段階の事業は進められている。2012 年度は 約 100 億円もの予算が付けられている。なお、検証作業は、事業者自身が非公開で行っており、結果を関係自治体からなる「検討の場」に報告、了承を得る形となっている。関係自治体は、事業推進姿勢のため、まともな検討がなされるはずがない。

なお、国とともに事業を推進してきた愛知県は、2011 年 1 月、大村知事に交替して以降、知事の意向により、県民に内容をよく知ってもらうことを通じて、流域圏の管理についての政策を確立していきたいとして、現在、運営チームを立ち上げて設楽ダム連続公開講座(1、2 回終了済み)を開いている。

(愛知県の負担金支出差止を求める住民訴訟)

環境アセスメントについての住民意見を無視して建設へ動き始めていた 2007 年に、私たちは中止を求める会を立ち上げて提訴し、愛知県の負担金支出を差し止めるための取り組みを進めてきた。2010 年 6 月の名古屋地裁の一審判決は、水需要の見積もりが過大であることを認定しながら、無限定に行政裁量権を認めるものであった。

この一審判決を受け、控訴審において、私たち・弁護団は、行政裁量が認められる範囲の限界を最高裁判例に基づいて明らかにし、設楽ダム事業の計画がそれを逸脱した違法なものであることを立証してきた(控訴審第 4 準備書面)^(注)。また、国土研の調査報告書を基に、設楽ダム建設地周辺の地質が建設には不向きで、調査が不十分であり、未だ、建設に着手できるような段階にはないことを主張した(控訴審第 6、第 9 準備書面)^(注)。

控訴審は現在大詰めにきており、我々は、現地検証の実施を主張したが、愛知県側が拒否して見送りとなった。今後、12 月 20 日に弁論が予定されていて、ここで結審する予定である。恐らく、今年度内に判決がでると予想される。(注) 設楽ダムの建設中止を求める会 ホームページ <http://no-dam.net/>

(市民による検証などの取り組み)

設楽ダムの建設中止を求める会では、9 月 19 日ダムサイト周辺の現地調査会を開いた。報道関係者を含めて 30 名ほどが参加し、3 時間ほどかけて、地形・地質・植生などを視察した。ダムサイト右岸の尾根は極めて脆弱で薄っぺらな地形であることに、参加者一同驚いていた。設楽では、立木トラスト(現在 3200 名参加)、ダムの無い地域振興への取り組みなど、進めていく予定である。

問い合わせ先：

氏名	市野 和夫	電話	メールアドレス	ichinok7@mx3.tees.ne.jp
----	-------	----	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	15 木曽川水系連絡導水路		
事業地	岐阜県	事業者	水資源機構
団体名	長良川市民学習会		

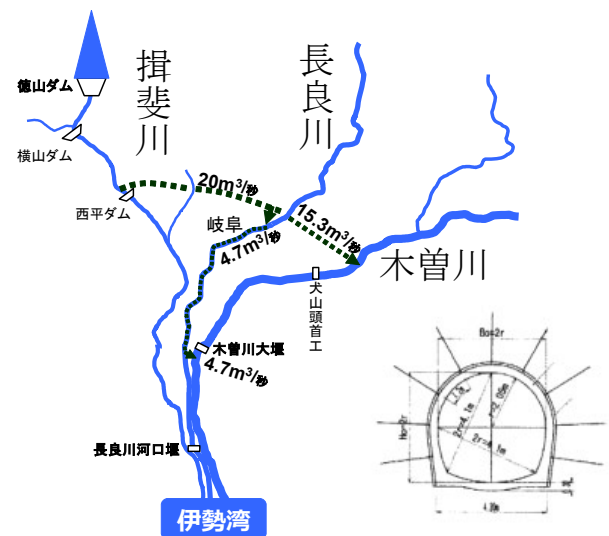
事業の概要・問題点

(概要)

徳山ダム（2008年5月運用開始）に貯めた水を渇水時の河川環境改善と愛知県・名古屋市の新規利水（都市用水）を目的として一部長良川を経由させて木曽川に導水しようとするもの。直径約4mの地下トンネルを約43km工事する上流施設と下流施設の建設からなる。事業費は890億円。

現在、事業「凍結」の名の下で毎年約3億円の調査費が予算化され、国民・県民の血税投入は止まっている。

長良川の河川環境悪化（鮎や鵜飼への影響）を心配する市民への説明も中断したままとなっている。また、最大の事業費負担県である愛知県では水需要が減る中「無駄に無駄を重ねる事業」として知事に対し公金支出差し止めを求める裁判が係争中である。



(問題点)

本事業の最大目的である「河川環境改善」のための導水は、徳山ダム建設事業が検討される際、名古屋市水道が「要らない」と返上した水利権分を充てたもので、「無駄な公共事業」を存続させるために無理やりに「作った目的」である。渇水時の環境改善の科学的根拠もいまだ明確な説明は無い。

とりわけ長良川を経由して流すという理解しがたい計画の背景には下流側に導水施設を作ることにより、使われていない（使う必要がない）長良川河口堰の水利権を「活用」という狙いがあり、「無駄の無駄の上にさらに無駄」を重ねようとする国民不在の事業である。

「凍結」の名の下に進められる税金投入は止めて速やかに事業の中止決定をすべきである。

問い合わせ先：

氏名	武藤 仁	電話	090-1284-1298	メールアドレス	mutohitoshi@yahoo.co.jp
----	------	----	---------------	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	16 川上ダム建設		
事業地	三重県伊賀市阿保(旧川上地区)	事業者	独立行政法人 水資源機構
団体名	NPO 法人 伊賀・水と緑の会		

事業の概要・問題点

総工費 850 億円

治水・利水・発電を目的としたダム。

現在 1,180 億円と公表

利水について、 三重県 0.6 t/秒 → 0.358 t/秒
(1,111 t/秒開発) (伊賀市の水道用水)

奈良県 0.3 t/秒 → 0

兵庫県西宮市 0.211 t/秒 → 0

発電について → 0

治水について →伊賀市の岩倉峡真上流部の浸水防止
京都府八幡市、大阪府枚方市、浸水防止
など

ところが、最近になって、長寿命化を目的としている。

他のダムの寿命化を図る、として、川上ダムの建設を推進すると国交省近畿地方整備局は言っている。

(布目ダム、高山ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダムなど)

全て理由にならない口実であり、国民は納得出来ない。

注：他のダムの長寿命化を図る

ダムには土砂が堆積し、有効貯水容量が少なくなってしまう、ついには貯水不能になってしまう。

それを防ぐには堆積した土砂を浚渫することになる。排水孔ゲートの修理も必要になる。これらの措置をすることでダムの寿命を延ばす＝長寿命化としている。これらの措置を行うにはダムの水を抜かなければならず、その期間はダムとしての機能を果たすことが出来ない。その分を一時的に川上ダムに持たせる、というのが水資源機構関西支社の説明である。

問い合わせ先：

氏名	畑中 尚	電話	0595-52-1721	メールアドレス	Htnk1289@asint.jp
----	------	----	--------------	---------	-------------------

活動報告用紙

団体名	あすの槇尾川を考える会（旧 槇尾川ダムの見直しを求める連絡会）		
対象事業名	17 槇尾川ダム		
事業地名	大阪府和泉市	事業者	大阪府

この一年の活動報告

ダムは2011年2月に中止が決定しました。

現在、ダム事業用地の森林再生事業に取り組みはじめたところです。「産・官・学・民」協働による森づくりという形ですが私たち市民団体は参加を拒否された歪んだ共同体です。

あくまでもダムを誘導してきた行政と地元有力者が仕切っている団体です。市民の声を聴くという姿勢は感じられません。

ダム用の工事道路は作り続けます。

問い合わせ先：

氏名	榊原鉄次	電話	0725-92-2604	メールアドレス	t-sakaki@mti.biglobe.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--

公共事業実態報告用紙

事業名	18 大阪府営安威川ダム建設事業				
事業地	大阪府茨木市		事業者	大阪府	
団体名	安威川ダム反対市民の会				
事業の概要： ・100年に1度の大雨に対応するために計画されている。 ・当初計画では洪水防止が目的であったが、やがて洪水調節に変更された。 ・突然利水（上水道）が加わり多目的ダムに変更された。 ・社会情勢の変化により3年前に利水が消滅した。 ・この間に、定石どおりにダムサイズが拡大されてきた。 ・しかし、利水撤退後にもかかわらず、ダムサイズの縮小は見送られている。 （ダム緒元は省略する）					
事業の問題点： ・他の多くのダムと同様に、「ダム建設ありき」の計画である。 ・だから、計画高水自体が水増しされ、氾濫被害想定が水増しされ、代替案の事業費が水増しされ、B/Cが水増しされ等々、たくさんの水増しにより「問題点の洪水」となっている。 ・洪水防止のストライクゾーンが極めて小さい。 ・余裕高を無視して、ハイレベルウォーターを超えたら即決壊との非現実的な想定をしている。 ・しかも同時4箇所の破堤による被害想定を出している。 ・ダムサイトには、20を超える断層・破碎帯が存在している。 ・ダム湖の中央を「馬場断層（活断層）」が横切っている。 ・ダムサイト周辺には土石流危険地域が複数存在している。 ・ダムサイトの右岸・左岸・ダム底とが、それぞれ異なる岩質でできており、不安定である。 ・安威川流域に広がる北摂随一の多様性に富んだ自然が破壊されてしまう。					
進捗状況： ・用地買収・代替道路の共用もすんでおり、後は、本体工事を残すのみ。 ・事業者（大阪府）は、本年度中の本体工事着工の実績を目指し、12月の府議会に、「転流工事請負契約締結」議案を上程する模様。					
取り組み： ・脱ダムネット関西に加盟し、地域の諸団体とともにダム建設の問題点を啓発している。 ・同時に、安威川ダム建設の問題点を指摘し啓発する活動に取り組んでいる。 ・節目節目に、知事や国交大臣にたいして建設中止の要望書を提出している。 ・茨木市内で「洪水問題」に取り組んでいる団体・グループと共同して、学習会を開催している。 ・環境フェアー等に参加して安威川の価値を広く市民に啓発し、環境保全や自然保護の意識高揚に取り組んでいる。 ・一昨年の「有識者会議」の「事業継続」答申を受け、建設差し止め訴訟にむけての準備に着手している。 ・これまでに、弁護団会議を15回、有識者を招いての学習会を6回、現地見学等を3回実施している。 ・現在は、訴状作成の具体化に向けての議論に入っている。					
問い合わせ先：					
氏名	江菅洋一	電話	090-5045-5133	メールアドレス	

団体名	寒霞溪の自然を守る連合会		
対象事業名	19 新内海ダム(内海ダム再開発)		
事業地名	香川県小豆島	事業者	香川県

新内海ダム中止を求める活動の報告

全国の皆さんのあたたかいご支援とカンパにより、今日まで運動を続けることができましたことに、まずお礼を申し上げます。立ち木トラストのご支援は、反対地権者・仲間の団結に大きな役割をしていただき、本当にありがとうございます。今後もよろしくおねがいします。

新内海ダム（再開発）のはじまり（起源） 地震であぶないが・利水・治水に一変？？？

83年（s53）旧内海町と議会が現在の内海堰堤の修理を香川県にお願いしたことがはじまりです。しかし、香川県は、この堰堤は「洪水」には「大丈夫」と13年間も取り合わなかった。ところが、95年（H7）阪神淡路大震災を境に県の態度が一変。現在の内海ダムの堰堤付近では「地盤沈下」しているので、阪神淡路大震災クラス地震が起きた場合「安全保障で来ない」として、香川県が「新内海ダム（再開発）」を提起したのが始まりです。ですから、「地震で危ない」が始まりです。ところが01年（H10）、それまで一切具体的に明らかにしなかったが、現地説明会および内海ダム再開発ニュース等で明らかにしたのは「地震で危ない」から「治水」・「利水」対策に様変わりしました。（内海ダム特別委員長証言等から）

「香川県知事」必要がない無駄遣い「自ら証明」

04年（H20）、真鍋前知事は、私たちに「皆さんは感情的になっている。科学的根拠に基づく議論をしろ」と言われました。私たちは、同2月17日「中止を求める科学的根拠」を文書に纏め資料を添えて知事に提出しました。その後、週2回、知事公室長・河川砂防課長に「必要性の科学的根拠」の説明を催促し続けても説明できず強制収容を可能にする「香川県収用委員会」の5回の審議でも「必要性の科学的根拠」の説明が出来ずに結審してしまいました。これは「必要性の科学的根拠がない無駄遣い」を知事が自ら証明したものです。

強行の「錦の御旗」80%の同意署名

アンケート調査の結果、ダム直下回答者の75.7%「正しいとは思わない」と回答

真鍋前知事が新内海ダムを強行した理由は「80%の住民の同意署名」でした。しかし、昨年1月実施した北海道の国立大学法人「室蘭工業大学」大学院・丸山博教授（公共システム工学専攻）による「新内海ダムに関するアンケート調査」の結果では香川県が「強行の錦の御旗」として来た「住民の80%の同意署名」についての設問で「正しい」と「思う」「思わない」の設問のアンケート結果は「正しいとは思わない」がダム直下回答者の75.7%です。このことは、同意署名が「強制的・不公正」であったことを物語っていると思います。

私たちの「中止を求める科学的根拠」 水不足は全く大嘘・水は既に余っている

知事は、日量1千トン水道水源が不足するから必要だと言っていますが、これは、全くの大嘘です。新内海ダム構想が県より提案された97年（H9）この年の3月、吉田ダムが完成、小豆島の多目的ダム総貯水量は161万トンから391万トン、実に2.5倍になりました。その結果6年前の8月31日、四国の水瓶「早明浦ダム」が貯水率0%に、この時の吉田ダムの貯水率82%・250日分も貯水がありました。小豆島の人口はこの10年間で（昨年4月現在）5,169人・14%も残念ながら減少しています。故に水はあり余っていると言っても過言ではありません。

新内海ダムは68人死者が出た地域とは全く無関係

知事は74・76年（s49・51）の小豆島の大災害で68人の死者が出たから洪水対策として必要だと言っていますが、これも全くの大嘘です。新内海ダムの別当川本川は、死者・負傷者・住居被害も全くなく、小豆島では安全な川として知られています。死者の原因は「洪水」ではなく島全体で起きた「土石流」。新内海ダムは68人の出た地域とは水系が全く違い、なんの約にもたたずむ関係です。（詳しくは別紙資料をご参照下さい）

寒霞溪の景観破戒・堰堤決壊で大惨事？？？

問い合わせ先：寒霞溪の自然を守連合会

氏名	山西 克明	電話	0879-82-4684	メールアドレス	
----	-------	----	--------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	美しい錦川を未来へ手渡す会		
対象事業名	20 平瀬ダム		
事業地名	山口県岩国市錦町平瀬	事業者	山口県

今年7月山口県知事選挙があり、選挙前から繋がりがあった、飯田てつなりさんが出馬されたので、僕達は勝手連「自転車こぎ隊！」を立ち上げ、イメージカラーである緑色のTシャツと「山口からエネルギー維新！」と書いてある幟を付けて、炎天下の中、山口県内約450キロを自転車で駆け抜けた。

ただ走るだけでなく、通りすがりの人々へ笑顔で挨拶し、主張を端的に口頭で伝えながらチラシを配って回った。

期日前投票では飯田さんが逆転していただけたに、自民党の山本氏に負けたのは残念である。

当選3日後、いやらしくも国交省が平瀬ダム事業継続にお墨付きを与え、嶋津さんの協力を頂き、羽田大臣に抗議文を送る。

知事が変われば、県の事業である平瀬ダムを中止に追い込む、千載一遇のチャンスであったが、今回の選挙をきっかけに新たな繋がりが生まれ、その人達がダム問題にも関心を持ち始めたので、今後の活動に向けて良い機会となった。

9月、平瀬ダム工事業者社長が代表を務める「錦川オオサンショウウオの会」が錦町で全国の関係者に呼びかけた大規模な集会を開いた。昨年やらせダム検証で強引に平瀬ダム事業を推し進めたにも関わらず、偽善者的に、ダム予定地でない支流「宇佐川のオオサンショウウオ」を守ろうと主張している。錦川本流とダムに関わる支流の自然環境や生き物は無視している。

たまたまこの集会をきっかけに、錦川の恵みで生きる人として、リバーガイドの僕にテレビ局から取材が来た。

僕は取材でこう答えた。

「こんなきれいな川はなかなか無いので、ダム開発でなく、自然の摂理に沿った、治水方法で、未来永劫、美しい錦川をみんなに残して行きたい。」

するとテレビ局の方は「ダムの事は言わないで欲しい。」と言った。

3. 11以前の原発と同じだ。

でも僕は、錦川の自然やそこに住む生き物達の「代弁者」としての役割があるので、訂正を断った。結局放送は「ダム開発」のところだけカットし、「自然の摂理に沿った、治水方法で、未来永劫、美しい錦川をみんなに残して行きたい。」と流してくれた。この放送はとなりの広島でも流れ、おそらく数万人の人が、僕のメッセージを聞いただろう。

平瀬ダム事業も国のお墨付きが出てしまったが、これからも「貧者の一灯」を灯して行きたい。

問い合わせ先：美しい錦川を未来へ手渡す会

氏名	吉村健次	電話	0827-76-0303	メールアドレス	neonishiki@gmail.com
----	------	----	--------------	---------	----------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	21 山鳥坂ダム		
事業地	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂先	事業者	国土交通省
団体名	肱川・水と緑の会		

事業の概要・問題点

●事業の概要と現況

山鳥坂ダムは愛媛県南部を流れる肱川の支流川辺川に建設予定の、洪水調節、河川環境容量を持つダムである。総貯水容量 42900 千 m^3 、事業費は 850 億円。

2010 年 9 月検証対象ダムになり、2010 年 11 月から 2012 年 8 月にかけて愛媛県と流域自治体の実務者レベルでの検討の場の幹事会が 4 回開かれ、8 月 29 日知事と流域首長らが出席した検討の場が開かれた四国地方整備局は「ダム建設事業の継続が最も有利」とする評価を提示し、知事と大洲市長は、速やかに、1 日も早く、とダム建設を要請し、内子町長と西予副市長（市長代理）もこれを了承した。

●問題点

常軌を逸した強硬な手法での事業継続

山鳥坂ダムは 2000 年 8 月与党 3 党による中止勧告をうけた 48 事業のダムのうち唯一いまだに生き残っているダムである。

このダムは 1994 年官報告示された当初は中予（愛媛県の中央部）への分水の為のダムであった。建設省は「分水とダムは一体のものであり、分水がなければダムもない」と言っていた。地元では住民自治体共にダム・分水に対する根強い反対があった。2000 年中止勧告を受けた後、愛媛県知事の波紋を呼んだ脅しともいえるべき過激発言や、強硬な働きかけにより、事業継続になった。翌 2001 年 5 月提示されたダム計画の「見直し案」の分水を中予側が拒否した。四国地方整備局がダム建設は出来ないといい山鳥坂ダム建設中止が大きく報道された。しかし当時松山市長であった中予広域水道企業団の団長は、整備局に提出すると約束したダム使用設定権の取り下げを 3 回催促されてもしなかった。ダムは事業継続になった。翌 2002 年 5 月再度見直した「再構築計画案」が提示された。分水はなくなったと流域住民には説明され事業継続になった。

2003 年 10 月「肱川水系河川整備基本方針」が決定された。四国地方整備局自らが「肱川方式」と称する、学識経験者 7 名と肱川総合整備（山鳥坂ダム）推進協議会のメンバー（流域自治体の首長ら）と野村町長からなる流域委員会で、分水のある基本計画のダムを急ぎ整備計画に位置付けた。

2004 年 2 月住民に説明された「整備計画素案」には全然なかったが、5 月決定の整備計には、鹿野川ダム改造のトンネル洪水吐が加えられていた。住民は全然知らない、説明すべきだとある市議にせめられ、2010 年 5 月トンネル洪水吐の吐口への進入路に着工する数日前に市民への説明会をした。この時トンネル洪水吐の事業は河川整備計画策定の手順を踏んでいないと追求したら、「最後に書き加えた」と山鳥坂ダム工事事務所はその事実を認めた。トンネルの大きさは最初直径 13.8m であったがいまは 11.5m と言っている。鹿野川ダム改造事業費は 420 億円である。

水害を減らせない治水計画

2004 年策定の肱川水系河川整備計画では大洲地点の基本高水のピーク流量は毎秒 5000 t であるのに、毎秒 6300 t を目標としている河川整備基本方針が採用している山鳥坂ダムと鹿野川ダムのトンネル洪水吐を先に建設し、河道の掘削は河川整備計画事業終了後の毎秒 6300 t 対応の事業で行うとしている。これは全くの逆転で、治水の王道である築堤や河道の整備を先にせねばならない。「河道内の掘削をしないで」という言葉もトンネル洪水吐と同じに後から付け加えられている。

隠蔽されているダム事業実施区域の地滑り危険箇所等

環境影響評価準備書には事業実施区域内に危険区域などない図面が掲載されているが、環境影響評価書には、「対象事業実施区域およびその周辺の区域における土砂災害危険箇所の状況」という図面が一枚追加されていた。事業実施区域内に急傾斜地崩壊危険箇所が 22 か所、地滑り危険箇所土石流危険渓流が 7 か所ある図面である。

問い合わせ先

氏名	池田 亀菊	電話	0893-24-0287	メールアドレス	k-ikeda@shikoku.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	-----------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	22 福岡県那珂川五ヶ山ダム建設事業		
事業地	福岡県那珂川町	事業者	福岡県
団体名	那珂川と五ヶ山ダムを考える県民の会		

事業の概要・問題点

五ヶ山ダムに気がついたのが去年8月。遅過ぎるけれど国交省とその隠れ蓑＝有識者会議＝にこの半年で6通の手紙を出しました。回答ゼロ。電話しても、のらりくらりで話にならないので霞ヶ関に見切りをつけて、8月14日福岡県に監査請求。監査が受理されたところで、それを告げる手紙を10月6日国交省あてに資料と一緒に投函しました。これで7通目。国のだらしのない対応をやんわりとなじり「それにしても有識者の先生方に、ご自身の存在意義を再考して頂きたいので、お手数ですが、この手紙を11人の方にも回して下さい。」と付け加えたけれど、何も反応はありません。

税金泥棒！国交省に電話して次の有識者会議の日取りを聞いたら、決まっていなそう。

監査請求の眼目は700年杉。「水没することが解っていないながらダム工事を進めるのは「未必の故意」の殺（人）杉罪である。それを黙ってみている私も未必の故意を糾弾される恐れがある。よって見識の高い監査委員会が県政を正しい方向に転換させることを切望する。」

五ヶ山ダム継続の是非について有識者会議が開かれたのは去年3月、震災の直後のことです。震災前ならいざ知らず、あれだけの重大事故で金がいくらあっても足りない日本で、無駄なダムを継続した有識者会議の責任は重大です。それでもその会議では一応質問は出て、それに対して福岡県が5月に不可思議な水需要曲線を提出して正当性を主張。有識者会議はひっこんでしまったのです。けれども59億円払う福岡県民の一人として到底納得できません。

10月15日 監査請求は却下と棄却の返事が来ました。

●住民監査請求の対象は、財務会計上の行為に限定される。

- 請求のうち
- ア）（杉保存の）検討会のメンバーを早急に公表せよ。
 - イ）両県民を委員に加えて公開で検討会を開くこと。
 - ウ）検討会では徹底的に討論せよ。

はいずれも財務会計上の行為にあたらないため、これらを却下する。

●小川内の杉の取り扱いはその（県予算の）直接の原因となる行為ではないので、仮に、小川内の杉の取り扱いに何らかの違法又は不当があるとしても、五ヶ山ダムの本体工事に係る費用の支出を違法又は不当ならしめるものではない。

したがって、検討会の結論が出るまで、県予算を凍結することは、理由が無いので、これを棄却する。

—————

これを受けて、訴訟に進むかどうか検討を始めたところです。

”仮に、小川内の杉の取り扱いに何らかの違法又は不当があるとしても、” という一文が入っています。「仮に」ではなく本当に違法なのです。

1,000億円の半分使ってしまったけれど、まだ半分残っています。福島にこそ残りの予算500億円は使すべきです。福島のこども達と畑を耕し、緑のダムを創り、700年杉も国境石も大切にして、質素で楽しい村を切り拓きたいと思って、諦めず進みます。

問い合わせ先：

氏名	田中靖枝	電話		メールアドレス	conspirito07dec@coral.plala.or.jp
----	------	----	--	---------	-----------------------------------

活動報告用紙

団体名	石木ダム建設絶対反対同盟		
対象事業名	２３ 石木ダム		
事業地名	長崎県東彼杵郡川棚町	事業者	長崎県

この一年の活動報告

この一年の石木ダム建設について推進派と反対派の攻防は、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議への対応、有識者会議の結果を受けて国土交通大臣の方針決定への対応、更には2009年11月に長崎県と佐世保市が申請した事業認定申請の進展への対応でした。

その結果、事業認定申請は公聴会の前の段階で止まったままです。また、付け替え道路工事も私たちの座り込みと抗議行動の結果、2010年7月から工事を中断したままです。

推進派のダム建設根拠は、「市民の手による石木ダムの検証結果」等により完全に打ち砕いてきたのですが、長崎県はダム建設ありきで話を進め「何が何でも石木ダム」となりふり構わず事業推進を図っていますので、宣伝合戦ではまだまだ私たちが負けています。更なる行動力と知恵が必要です。

水源連のホームページには、最近の石木ダム状況を載せていただきました。今後とも水源連を始めとして、全国の仲間の皆さんの支援を受けながら闘い続けますのでよろしくお願い致します。

石木ダム年表と反対運動経過

年 月

おもなできごと

2012(平成 23)年

2011.10.22 水源連総会 長崎県川棚町「国民宿舎くじゃく荘」 14:00～18:00

水源連との交流夕食会 石木ダム現地「川原公民館」 19:00～21:00

70～80名の参加があり盛り上がった

2011.10.23 石木ダム現地見学会 9:00～

「本当に必要？石木ダムはいらない！全国集会」 佐世保市コミセン 13:30～16:30

約500名の入場があり大成功であった

2011.10.24 長崎県知事へ全国大会参加者一同名で「申入書」を提出し申入れ 長崎県庁別館 11:00
～13:15

2011.11. 1 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議委員へ手紙「全国集会の結果報告と意見書ダイジェスト版の要旨をお読みいただき、石木ダムの検証について公正な判断をお願いします」、「市民の手による石木ダムの検証結果」ダイジェスト版の要旨及び全国大会決議文の3点セットを送付し、前田武志国土交通大臣と政務三役へは関係者から届けた

2011.11.19 全国大会反省会 (大会実行委員会解散)

2011.12.17 赤嶺衆議院議員石木ダム現地調査 川原公民館で地区住民と会合 13:30～15:10

2012(平成 24)年

2012. 1.31 第1回石木ダム建設反対連絡会 川原公民館 19:00～21:00

2012. 2. 9 反対同盟会合 川原公民館 20:00～21:00 経過・情勢報告、3.1 4 団結大会

2012. 2.22 第 22 回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 中央合同庁舎 3 号館 1 1 階特別会議室 18:00～20:00 予定 石木ダム（長崎県）外 3 ダムが議題となる予定だったが、反対派抗議で 18 時 33 分異例の流会 岩下和雄さんや水源連の仲間が抗議に参加

2012. 2.23 「八ツ場ダム建設再開は許さない！！PartⅡ～原発・ダム・道路・干拓・・・利権集団を肥やす予算にSTOPだ！～」大会 で、石木ダム反対運動から訴える

衆議院第1議員会館 16:30～19:00 岩下和雄・すみ子さん参加

2012. 3. 1 ダム検証のあり方を問う科学者の会が有識者会議の公開を求めて公開質問書を提出

2012. 3. 5 赤嶺政賢衆議院議員（共産）が予算委員会第八分科会で石木ダム関係質問

2012. 3. 7 第2回石木ダム建設反対連絡会 川原公民館 19:00～21:00

2012. 3.11 河川清掃 9:00

石木ダム建設絶対反対同盟第33回 3.14 団結大会 川原公民館 13:00



2012. 3.14 中島隆利衆議院議員（社民）が国土交通委員会で石木ダム関係質問

2012. 3.26 古川石木ダム建設事務所所長、「現在契約中の付け替え道路工事契約を解約し現場事務所等を今週中に撤去する」と岩下和雄連絡員に伝える。

※平成21年度契約付け替え道路工事工期期限切れで契約を解約し、精算変更で完了とする
結局付け替え道路工事は進捗無

2012. 4.26 第22回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議開催 中央合同庁舎3号館（国土交通省）11階特別会議室 18:00～20:00 予定 2月22日の流会時議題再上程

「地域の方々の理解を得られるように努力することを希望します」との意見を付けて了承された。

地元から3名（岩下和雄、石丸勇、炭谷猛）が上京し水源連の支援者と共に傍聴を求めたが、約150名の国土交通省職員から封鎖され傍聴はかなわなかった。



2012. 5. 4 大臣決定までの行動として、石木ダム建設反対連絡会5団体名で前田武志国土交通大臣宛『「有識者会議における石木ダムの審議結果について」慎重な判断をお願いいたします』との文書を送付

2012. 5.10 ダム検証のあり方を問う科学者の会（共同代表＝今本博建・京大名誉教授ら11人、賛同者126人）は、「石木ダムについて継続の判断を下さないことを求める要請書」を前田武志国土交通大臣に提出

2012. 5.13 石木川まもり隊が「石木川の源流を訪ねて」を実施 石木川を川棚川合流地点から源流まで散策した。

2012. 5.26 第25回川原ほたる祭り

長崎の「石木川の清流とホテルを守る市民の会」主催でバスツアー「石木川のホテルと棚田見学会」が実施され、ほたる祭りに55名来郷

2012. 5.31 佐世保で石木ダム問題緊急報告会を開催 参加者約50名

2012. 6. 2 日本共産党演説会で、岩下和雄さんが石木ダム問題を訴える

2012. 6. 4 野田改造内閣が発足。 国土交通大臣に羽田雄一郎が就任

2012. 6. 6 石木川まもり隊が「石木ダム建設用地の強制収用反対を求める」請願書を佐世保市議会へ提出
2012. 6.11 国土交通省が、石木ダムについて「補助金交付を継続とする対応方針」を決定 あわせて長崎県に対し「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知
2012. 6.16 前後 長崎県知事名で13世帯へ配達証明により文書送付される。それぞれ受取拒否で対応する。
2012. 6.20 九地整等に事業認定申請の取り下げ等を要請する件で記者会見
2012. 6.21 石木ダム建設反対連絡会議の5団体で国土交通省九州地方整備局へ要請行動 16名参加
「事業認定手続きを再開せず、長崎県及び佐世保市に対し、当該申請を取り下げるよう勧告すること」を要請



2012. 6.25 佐世保市議会・石木ダム建設促進特別委員会が、石木川まもり隊の「石木ダム建設用地の強制収用反対を求める請願」を審議し否決、同27日本会議でも否決
2012. 6.28 水源連（遠藤さん）と4団体が、長崎県石木ダム建設事務所にて長崎県及び佐世保市に対し事業認定申請の取り下げを求める要請を行い、同日記者会見を実施
2012. 7.11 第6回石木ダム建設連絡会へ石木川の清流とホテルを守る市民の会から5名出席し、この会の構成団体となる。今後県庁での早朝ビラ配布などに取り組む
2012. 7.31 石木ダム建設事務所が地権者（土地共有者を含む）に対し、「石木ダム事業につきまして」と題する書簡を簡易書留にて発送
2012. 9.14 長崎県が九州地方整備局へ事業認定手続きの再開を要請
2012. 9.17 清流の会が、「町民の集い」を前に「石木ダムは必要ない」のチラシを新聞折り込み
2012. 9.19 石木ダム建設促進川棚町民の会が、「町民の集い」をJAながさき県央川棚支店研修室で開催
2012. 9.23 佐世保組が、九地整に事業認定手続きを再開しないこと等を求める要請書を郵送
- 2012.10. 8 石木ダム建設反対連絡会議5団体が、長崎県知事に対し「石木ダム事業認定に関する公開質問書」を回答期限10月18日として郵送
- 2012.10.15 長崎県議会が、石木ダム事業認定手続きの進展を求める意見書を賛成多数で可決し、即日衆議院議長、参議院議長、総理大臣、国土交通大臣、官房長官へ送付した
- 2012.10.19 石木ダム建設反対連絡会議5団体とダムからふるさとを守る会名が、衆議院議長、参議院議長、総理大臣、国土交通大臣、官房長官へ「石木ダム事業認定手続きの中止を求める請願書」を郵送した。これは県議会の行動に対応したもの

（資料1）

2012年10月8日

長崎県知事 中 村 法 道 様

石木ダム建設絶対反対同盟
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会
水問題を考える市民の会
石木川まもり隊
石木川の清流とホテルを守る市民の会

石木ダム事業認定に関する公開質問書

去る6月11日に国土交通省は、長崎県に対して石木ダム建設事業に関する国土交通省の対応方針を伝え、あわせて「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知しました。

ところが新聞報道等によると、貴方は9月14日の県議会一般質問に対する回答で、国土交通省九州地方整備局に対し「あらためて事業認定手続きを早急に進めていただくように要請する」と表明し、直ちに事業認定手続き促進要請を行ったそうです。私たちは貴方のこの行動を容認できません。国土交通省が求めている「理解を得る努力」を何ら行っていないではありませんか。私たちは貴方の不誠実で一方的な行動に怒りさえ感じます。

認定庁が動かない、いや動けないのはいろんな理由があるからです。そのひとつに国土交通省は長崎県の行動を監視する責務があるからです。上記の通知文が意味することについて6月27日に社民党の中島隆利衆議院議員 吉田忠智参議院議員が国土交通省の担当幹部（水管理・国土保全局の森北佳昭・治水課長、泊宏・河川計画調整室長）からヒアリングを行いました。

その時の主な質疑応答は次のとおりです。（提供：水源開発問題全国連絡会）

2012年6月27日の中島隆利衆議院議員 吉田忠智参議院議員の国土交通省ヒアリング 主な質疑応答

（答：森北佳昭・治水課長、泊宏・河川計画調整室長）

質問：国土交通大臣から長崎県知事への通知文書は国土交通大臣の意思であると解してよいか。

答：国土交通大臣の意思が入ったものである。

質問：国土交通大臣の通知についてあとのフォローをどうするのか。

答：新聞報道によれば、県は地域の理解に向けては誠心誠意努力すると述べているので、国土交通省としては見守っていく。通知を出したから終わりということではない。

質問：もし長崎県が通知を無視して、地元の理解を得る努力をせずに強行した場合はどうするのか。

答：仮定の話には答えられない。

質問：長崎県が事業推進のための補助金の増額申請をしたときに、長崎県の姿勢が通知とは異なると判断された場合はどうするのか。

答：仮定の話には答えられないが、国土交通省としては長崎県の姿勢を見守っていく。

上記のとおり、国土交通省から長崎県への通知文「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」は、国土交通大臣の意思が入ったものであり、それゆえに国土交通省としては通知を出して終わりということではなく、長崎県の姿勢、すなわち、通知文の趣旨に沿って努力することを国土交通省が見守っていることを、担当幹部が明らかにしました。

仮定の話に答えられないということでしたが、長崎県がこの努力を怠った場合は国土交通省として何らかの対応をすることになるのではないかと推測されます。

そこで下記の質問にお答えください。先の長崎県による「事業認定手続き促進要請」行動は、私たちに不信感を与えています。誠意ある回答を期待します。

- 1 国土交通省から通知された対応方針「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」に対しどのような努力をされましたか。
- 2 私たちは、長崎県が事業認定申請を取り下げて、石木ダム建設事業について白紙の状態で話し合うことを求めます。公開の場で双方が納得のいくまで討論し合うことは、「地域の方々の理解を得る努力」のひとつとして評価されると思いますがいかがですか。
- 3 石木ダム事業は諸々のデータを精査すればすでに破たんしています。この際勇気ある撤退を

検討する時期と思いますがどうか。

以上の３点に対するご回答を１０月１８日（木）までに下記の連絡先へ文書でお寄せくださるようお願いいたします。

連絡先

〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町２７－３１

宮野 和徳

（電話：0956-31-2782）

（資料２）

２０１２年１０月１９日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官 宛て

石木ダム建設絶対反対同盟

ダムからふるさとを守る会

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会

水問題を考える市民の会

石木川まもり隊

石木川の清流とホテルを守る市民の会

上記団体の共同連絡先

〒857-0851 長崎県佐世保市稲荷町２７－３１

宮野 和徳

（電話：0956-31-2782）

石木ダム事業認定手続きの中止を求める請願書

１．石木ダム建設絶対反対同盟は、生まれ育った美しいふるさとを守り、そこで暮していきたいと願って、５０年来、長崎県など行政当局のさまざまな圧力や懐柔策にも耐えて、長崎県が計画する石木ダム建設によって集落が水没させられることに反対している１３世帯７１人の団体です。

連名している５団体は、石木ダム建設計画を研究して、川棚川の洪水対策にも、佐世保市の水源確保にも石木ダム建設は必要でないことを明らかにしている団体です。

２．長崎県議会が、衆・参両院議長および内閣総理大臣などに対して、「石木ダム事業認定手続きの進展を求める意見書」（本年１０月１５日付）を提出しましたが、これには県議会で強い反対意見が述べられています。また、その意見書自体も事実を歪曲した内容になっています。

ダム建設事業については、政府の見直し方針の下で「予断なき再検証」が求められました。ところが長崎県の検討の場は、計画批判の意見には耳を傾けず、建設継続を押し通しました。また、検証期間中も建設推進のキャンペーンを 行いました。まさに「予断をもった再検証」でした。

国（国土交通省）は、長崎県の「石木ダム建設事業継続」方針を追認し「補助金継続」を決定しましたが、「建設事業について地域の理解を得るよう努力することを希望する」との付帯意見をつけました。しかし、長崎県は、一方的な推進キャンペーンを行うだけで、地元住民などが求めている建設事業についての公開討論会の開催を拒否するなど、「理解を求める努力」はしていません。それどころか、県当局は、「（地権者）全員の同意がなくても事業は実施できる」と発言するなど、威嚇的な態度さえ示しています。

３．長崎県議会の意見書は、「佐世保では市民の水不足への切なる願いから・・・盛大なパレードが実施され、」と述べていますが、実態は、佐世保市職員や関係業者など、当局が動員した「やらせパレード」ともいわれるものでした。

佐世保市内の市民団体が行った街頭アンケートでは、「石木ダムは必要ですか」の質問に、98人中、必要27%、不要57%の回答が寄せられるなど、市民の意見は、むしろ変化しています。

4. 治水に関して、長崎県の説明資料には水害防止を裏付ける説明文及び学問的に分析された各種データはありません。

専門家は、「過去の川棚町における水害データを精査した結果、川棚町の洪水は内水氾濫であり、その要因の第1は地政学的なものである。第2は雨が続き気象学的要因が重なれば内水氾濫の発生の可能性は非常に高まる」と指摘しています。石木ダムでは川棚町内の水害（内水氾濫）は防げず、洪水対策にはなりません。

5. 利水に関して、現在、佐世保市水道水源の安定的な供給能力は、9万5000m³/日です。これに対し、近年の配水量は、平成19年 7万9000m³/日、平成20年 7万7000m³/日、平成21年7万4000m³/日、平成22年 7万2000m³/日、平成23年 7万1000m³/日（年間一日平均値、千台未満四捨五入）です。

佐世保市の平成23年度の水道配水量は、石木ダム建設計画の同年度予測値に比べ、一日平均配水量で約1万4000m³/日、一日最大配水量では約2万5000m³/日も減少しました。平成24年度の水道事業予算でも、同予測値に比べ一日平均配水量で約1万4,700m³/日も少ない見込みを立てています。

その上に、4万m³/日の石木ダム建設がなぜ必要なのか、市当局はまともな説明が出来ないでいます。市当局は、「佐世保市の発展のために必要」との理由を持ち出しています。これに対し、水没予定地の住民から「私たちが佐世保市の発展のための犠牲にするのか」と怒りの声が上がっています。

石木ダム建設事業は、水道施設整備事業として厚生労働省の補助事業でもあります。今年度はその再評価実施年度ですが、上記で示した近年の配水実態の中で、市当局は、今に至るも再評価を行う手続きの目途さえ立たない状態です。

6. 長崎県議会の意見書は、「事業認定手続きの進展」を求めています。

これは、強制収用につながる手続きです。建設が必要でもないダムを造るために、「理解を求める」努力もせず、「ここに住み続けたい」という住民の財産を取りあげることは、基本的人権を踏み にじり、正義にも人道にも反する行為であります。

意見書は、8割の地権者は協力していると述べていますが、人権は多数の力で奪ってよいものではありません。むしろ2割もの地権者・住民が「ここに住み続けたい」と願い、ふるさとを水没させるダム建設に、半世紀に亘って反対し続けていることこそ重視されるべきです。

国会および政府におかれては、国民の税金を無駄に使わない、そして国民の人権を守る立場から、石木ダム事業認定手続きは中止されるよう対処していただきたく、お願いいたします。

(以上)

問い合わせ先：長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷1249番地1

氏名	岩 下 和 雄	電話	0956-82-3453	メールアドレス	E-mail:k-iwashita@road.ocn.ne.jp
----	---------	----	--------------	---------	----------------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	24 天草・路木ダム		
事業地	熊本県天草市河浦町	事業者	熊本県
団体名	天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会		

県営路木ダムは総工費90億円、貯水量230万トンの治水・利水の多目的ダムとして2010年から建設が進められており工事終了予定は2014年3月とされている。

事業の問題点

-治水も利水もでっち上げ-

私たちは1982（平成57）年の路木川氾濫による路木地区家屋浸水被害に関して虚偽の報告をした県に対して厳しく追及してきた。

県は「路木地区の過去の浸水被害等確認作業について」なる報告書を発表した、具体的な裏付け資料も証言もないにもかかわらず、同報告書結論では、「路木川の氾濫によって当該路木地区が過去幾度も人家の浸水被害・・・等当該地区が多大な影響を被ったことは、残存する行政文書、資料及び地元関係者複数人の証言からも確認できた。」と被害をでっち上げた。

このような、虚偽の報告書を背景に熊本県は本体工事を強行着工したが、路木ダム建設の治水上の建設根拠が無いことは私たちの指摘だけでなく、社会的にも明らかにされ、窮地に立った熊本県は、路木ダムは過去の洪水氾濫の有無に関係なく将来の被害防止を目的に建設するとか、地元住民の命に関わる飲用水の安定供給を確保するために建設する、とダム建設の根拠を利水に問題点を転嫁した。

利水についても同様で、水不足であると住民をあおっているが水不足は無い。それどころか水は十分足りている。仮に水不足が心配ならすぐ側を通っている豊かな一町田川（1級河川）や全く使われずに眠っている八久保ダムを活用できる。しかし、はじめにダムありきから出発しているのでこの提案には全く耳を貸さない。

このように、既存の取水施設では年間を通じて安定的に取水できないとする根拠として、これまでいくつもの検討書を天草市は報告したが、その根拠とされている最終的な報告書は、「路木計画の水収支検討」だがこの報告書も他と同様に虚偽で満ちている。



現在、裁判で闘っているが、来年早々にはいよいよ証人尋問だ。さまざまな虚偽のデータをもとにダム建設にゴーサインを出したそれぞれの責任者たちがどう言い逃れをするつもりか。

私たちの声も高めていかなければならない。

（写真は豊かな照葉樹林が生い茂るど真ん中に工事を強行する路木ダム）

問い合わせ先：

氏名	笠井洋子	電話	0969-46-1130	メールアドレス	by6767@castle.ocn.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	--

活動報告用紙

団体名	25 天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会		
対象事業名	路木ダム		
事業地名	熊本県天草市河浦町	事業者	熊本県

この一年の活動報告（自由記述 図表等の貼り付け可）

再検証の会を結成して2年が経過した。この間、集会や地域住民へのチラシまきや集会などダム反対宣伝活動、知事選挙も絡めて様々な団体へ働きかけた。

ダム建設根拠となっている治水・利水への根拠も県の主張はもはや理屈にかなわず崩れたが、私たちの要求を無視して工事を強行している。

現在、地元の住民団体を中心に裁判闘争中だが全国連絡会も支援し様々共同して取り組んでいる。これまでは治水・利水の根拠について主に追及し住民に訴えてきたが、環境破壊へのアピールが弱かったこともあり、まさに、天草のシンボルとも言える「羊角湾」が路木ダムが出来る事によって大きな悪影響を受ける事は必至であると私たちは昨年に引き続き5月5・6日に干潟観察会・集会を開催した。

観察会には約40名の参加者。集会は70名ほどが参加した。講師は鹿児島大学の佐藤 正典教授と 日本森林生態系保護ネットワーク副代表の金井塚 務さん。

環境省は2010年ラムサール条約湿地指定潜在候補地に「羊角湾」を選定した。ラムサール条約湿地指定にゴカイなどの底性生物が国際的に重要であると認められたためである。私たちはこの事を広くアピールしようと集会を企画した。

干潟観察会は会としては2度目の取り組みだ。前回も数多くの希少種や絶滅危惧種が見つかった。その結果、イチョウシラトリ・オキヒラシノミなど希少種の貝類・日本でも沖縄をのぞいてここで見つからないオキナワヤヤワラガニなどの種もあり、鹿児島大学佐藤 正典教授も希少種の宝庫と絶賛された。金井塚さんは路木川の上流の照葉樹林が生い茂る森に入り「すごい数の猛禽類がいる。ダム工事によってこの生態系をメチャクチャにしてしまう。まさに犯罪だ」と怒る。

羊角湾は全国でもまれなる豊かな海だ。魚の産卵場所「海のゆりかご」となるアマモ群生場は県下最大であり路木川の下流の干潟には大変貴重な生き物がたくさん生息しており、80種を超える絶滅危惧種の貝類や湿地植物など群生している。

しかも、ここは環境省の全国154カ所の干潟一斉調査の場所の一つに選ばれており、過去にもたくさんの希少種が見つかり、その中で希少種の大部分は熊本県がレッドデータブックで絶滅危惧種に指定している種だ。その熊本県が一方では破壊している。こんな矛盾は無い。しかし県は民意の声が無いと一方的に決めつけ工事を強行している。

私たちは今後も様々な人に訴え、働きかけを続け、広くアピールしていきたい。

鹿児島大学 佐藤正典教授の解説を聞く参加者



見つかった希少種の貝

問い合わせ先：

氏名	笠井 洋子	電話	0969-46-1130	メールアドレス	by6767@castle.ocn.ne.jp
----	-------	----	--------------	---------	-------------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	26 川辺川ダム建設事業		
事業地	熊本県川辺川	事業者	国土交通省
団体名	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会		

事業の概要・問題点

1. 概要

川辺川ダム計画は1966年、当時流域で3年続いた水害を背景に治水を目的に公表された。その後、利水目的や発電目的が追加された。流域住民は1965年の球磨川の水害はダム放流によるものとして、ダムによる治水は危険と指摘し、強固に反対していた。また利水についても減反の進行に伴い、農業用水は足りており、水代などの農家負担が不明なダム利水については農家からの疑問が出されていた。

しかし国は1997年には仮排水路工事を着工し、あとはダムの本体工事を残すのみとなったが、2001年、球磨川漁協は漁業補償の同意を拒否し、国土交通省は本体着工が出来なくなった。2003年には、利水目的である農業用水を実現するための国営川辺川土地改良事業が、裁判で違法とされ、実施できなくなった。そして、この事業は2007年12月には休止となった。

また、漁業補償を拒否された国交省は球磨川漁協の漁業権を強制収用しようとしたが、これも熊本県収用委員会が裁決申請の取り下げ勧告を行い、実施できなくなった。2008年には熊本県知事によるダム計画白紙撤回宣言、2009年の国土交通大臣の中止表明がなされた。2008年の県知事表明以降、「ダムによらない治水を検討する場」において、国、県、流域自治体による治水対策の策定作業が続いている。

特定多目的ダム法に基づく川辺川ダム計画は存在しており、計画が廃止になった訳ではないが、建設は不可能であり、事実上中止状態が続いている。

2. 問題点

川辺川ダムを完全に中止するためのポイントは以下の3点であり、運動体が総力で取り組む必要がある。

2. 1. ダム中止特措法（ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法）の成立

2012年3月13日閣議決定され、国会上程中であるが、成立の見通しは立っていない。この法案が成立すれば、五木村のような長年ダム問題に翻弄されてきた水没予定地に対してダムが中止になっても、振興計画が策定され、それに基づく振興策が実施されることになる。これまでダムが出来る前提で水没予定地に対しては振興計画が策定されてきたが、ダムが中止になる場合の補償は何もなかった。よって、運動体は国会に対して、この法案が成立するよう強力に働きかける必要がある。

2. 2. ダムによらない河川整備計画の策定

「ダムによらない治水を検討する場」において、国、県、流域自治体による治水対策（球磨川流域河川整備計画）の策定作業が続いているが、昨年12月時点で国は、この計画を2012年度中に策定すると表明した。ダム中止特措法は、このダムなし河川整備計画が策定されることを前提としている。よって、ダム中止特措法の成立とともに、この整備計画も策定させる必要がある。

2. 3. ダムによらない身の丈にあった利水事業の実現を

川辺川ダムによる農業用水は裁判で否定されたが、水が全く不要と言うわけではなく、また老朽化が進む既存の農業用水施設の改修なども待たれている。今後は、これら農業用水施設の改修等、即ち身の丈にあった利水事業の実現を現地農民とともに実現させていく必要がある。

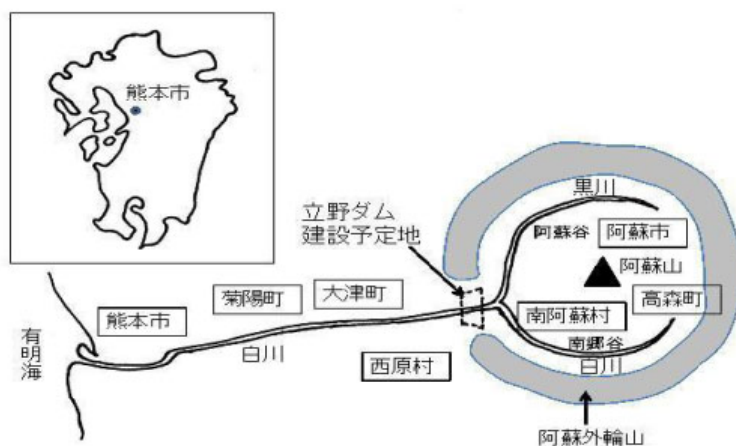
問い合わせ先：

氏名	土森 武友	電話	080-3999-9928	メールアドレス	tsuchi_tk@ybb.ne.jp
----	-------	----	---------------	---------	---------------------

公共事業実態報告用紙

事業名	27 立野ダム		
事業地	白川(熊本県南阿蘇村、大津町)	事業者	国土交通省九州地方整備局
団体名	立野ダムによらない自然と生活を守る会		

事業の概要・問題点 (自由記述 図表等の貼り付け可)



【立野ダムの概要】

立野ダムは阿蘇外輪山（カルデラ）の唯一の切れ目、白川・黒川合流点のすぐ下流の立野火口瀬（南阿蘇村・大津町）に国土交通省が計画した、高さ約90mの洪水調節専用の穴あきダムです。

【進捗状況】

立野ダムは1983年に事業が開始され、水没予定地の移転や取り付け道路などの工事は進みましたが、ダム本体工事や仮排水トンネル工事には全く着手されていません。

2011年から始まった事業検証では、2012年10月に九州地方整備局の事業評価監視委員会は立野ダム事業について「事業継続が妥当」とする同局の方針を了承し、同局での検証作業は終了した。

【問題点】

- ・阿蘇外輪山の切れ目に計画されているため、ダム事業区域周辺の地質が非常に悪い。ダムの集水域が阿蘇カルデラで、洪水時の白川の水は大量の火山灰を含む。穴あきダム特有の諸問題がある。
- ・立野ダム事業区域が、阿蘇くじゅう国立公園の特別保護地区。国の天然記念物に指定されている北向谷原始林もその一部が水没する。
- ・河川整備計画では、熊本市の洪水流量毎秒2300トンのうち200トンを立野ダムで洪水調節することになっており、ダム以外の代替案で十分対応が可能。

【課題】

- ・「ダム事業検証」の公聴会では流域住民30人が発言し、立野ダム容認意見は1人もいなかった。しかし、住民の立野ダムの認識度は非常に低く、住民に問題点を広めていくことが最大の課題。

問い合わせ先: 代表 中島康 電話 090-2505-3880 <http://stopdam.aso3.org/>

氏名	緒方紀郎	電話	096-367-9815	メールアドレス	ogt-hawks@s8.kcn-tv.ne.jp
----	------	----	--------------	---------	---------------------------

2012年11月17日

静岡県知事 川勝平太様
河川砂防局長 守屋文雄様
企業局長 前田幹夫様
危機管理部長 小川英雄様

水源開発問題全国連絡会 2012 年総会

緊急申し入れ（案）

貴職におかれては来るべき南海トラフの巨大地震に対して県民の生命、財産を守るため、日夜対策を練っておられる事と存じます。広域防災の一環として是非お考え頂きたい事は貴県営太田川ダムの現状と防災対策であります。

情報公開制度を活用するとともに自力で定点観測を続けている地元市民団体、専門家を含む集団である当連絡会、および現地を複数回調査した国土問題研究会の長期にわたる調査・研究によりますと、太田川ダムには全国でも類を見ない複数の問題が発生しております。

第一点 M9を超える東北地方太平洋沖地震が発生したため太田川ダムの耐震安全性については何の保障もなくなり、抜本的な見直しと対策が必要です。

上記の地震では震源が沿岸から100km以上離れた海底であったため、東北地方の同基準のダムには目立った被害はありませんでしたが、太田川ダムは来るべき巨大地震の震源の直上26kmにあります。このダムについて行われた耐震性能照査の前提はM8.4までであり、M9以上の地震に対しては距離減衰式さへ確立されていないのが現状です。

第二点 太田川ダム堤体には多数のひび割れが発生しており、そこに地震動による応力集中が起こった場合どうなるかはひび割れが発覚する以前の耐震性能照査では計算にはいっていません。

開示された情報によりますと太田川ダムの堤体には358カ所、自重を分散して受ける基盤であるフーチングに7カ所（一部は本体に連続する）のひび割れがあり、最長のものは27m、最大幅は3mm、最深は4000mmに達します。補修を要するひびわれの数は補修の前に40カ所、補修の後で39カ所と殆ど減っておらず、その後確認の調査は行われていません。

第三点 太田川ダムの堤体には上流側に年々傾いて行く経年変化がおこっており、本年9月14日には最大変位が10mmに達しています。

開示された数年間の情報を整理すると、このダムは日照、気温の季節的変化に応じた年周変化のほかに、明らかな不可逆的経年変化をおこしています。河川砂防局は湛水試験中の堤体傾斜注意基準を下流側 5 mm、警戒基準を 10 mm と定めていましたが、上流側に傾くことは想定しておらず、10 mm の変位が上流側と下流側とでダムの安全性にとって同じなのか、違うのかについては答が出ていません。

第四点 太田川ダム貯水池では渦鞭毛虫を主とするプランクトンの大増殖のために昨年から淡水赤潮が発生し、今年その密度は10倍に激増しています。土砂の流入と貯留がそれに重なってダム湖の透明度は屢々1mを切り、太田川本流には白濁した貯水が放出され、アユ漁に致命的な被害を与えています。静岡県はダムの出来る前、懸念する住民にこのようなことは起こらないと説明してきました。公約が守られなかった以上、県には太田川に元の清流を取り戻す責任があります。

以上の諸問題から流域住民の生命、財産、水環境を守る最も適切で且つ費用のかからない方法として地元の三市民団体は太田川ダムの貯水を中止し、自然放流に近い状態に戻すことを提案しております。この案には

(1) ダムを空にしておけば巨大地震によって堤体に損傷が生じても下流への被害は避けられる。

(2) 大量の貯水がなければ水質の悪化は避けられ、将来吉川溪谷に清流を取り戻す事も不可能ではない。

以上二重の利点があります。水源連はこの提案を全面的に支持し、流域住民の安全と福祉のため出来るだけ早い時期に実行に移されるよう申し入れます。

補足：太田川ダムに水を貯めておかねばならない理由はありません。

静岡県の水道事情を本会としても調査しましたが、県企業局が立てた水道の需要予測は1日平均給水量をとっても1日最大給水量をとっても大きく実績からはずれ、太田川ダム利水計画は全く必要がなかったことが誰の目にも明らかであります。また、新寺谷浄水場を経由する太田川からの送水実績は遠州水道全体の1日最大給水能力の3%に過ぎません。

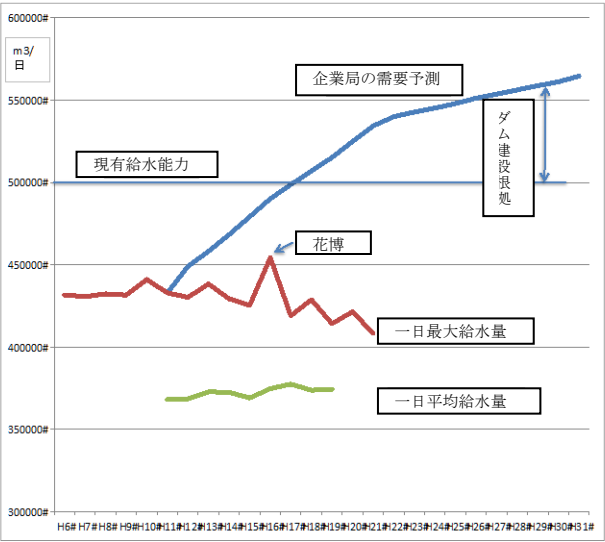
企業局が市民団体の質問に対して依然太田川給水が必要である根拠として出してきた回答は、企業局予測と実績の乖離の主な原因を世界不況による外国人人口の減少によるとし、景気が回復すればまた水需要が増えると言う強弁であります。遠州水道給水地域の外国人登録者数はH12年からH20年まで一貫して増加しているのに対して、一日最大給水量はH16年をピークとしてその後は減少の一途をたどっています。需要予測からのはずれは人口増加の過大評価

だけでなく、節水器具の普及で一人あたりの１日使用量が最大、平均ともに減少し、且つ負荷率が増大したためです。企業局の言分には何らの合理性もないことを指摘しておきます。

遠州水道の給水実績と静岡県の予測

年度	単位：m ³ /day		
	企業局予測	実績	実績
平成	1日最大	1日最大	平均1日
H6		431,669	
H7		430,562	
H8		432,308	
H9		431,562	
H10		441,031	
H11	432,878	432,878	366,063
H12	449,020	430,266	368,532
H13	458,180	436,302	372,821
H14	468,290	429,317	372,517
H15	479,190	426,374	369,115
H16	490,110	454,315	374,751
H17	498,630	419,051	377,468
H18	506,930	428,724	373,794
H19	515,200	414,211	374,197
H20	524,820	421,483	
H21	534,330	408,357	
H22	539,980		
H23	542,740		
H24	545,180		
H25	547,920		
H26	551,190		
H27	553,670		
H28	556,170		
H29	558,770		
H30	561,140		
H31	564,550		

原資料：「静岡県の水道の現況」(静岡県発行)
作成：ネットワーク安全な水を子どもたちに、および 太田川ダム研究会



静岡県の立てた遠州地方の水道需要予測が現実から大きく外れてしまったことはこの図から明かである。水不足を理由に太田川ダムの貯水を利水に使う必要は全くない。内田取水上から取っている太田川の水の量は H23 年上半期平均で日量わずか 2 万 m³そこそこ過ぎない。これは遠州水道の 1 日平均供給量の 5% 程度である。遠州水道全体の供給能力は 1 日最大需要量に対してさえ 9 万 m³の余力がある。

遠州水道給水域における外国人登録者数と水道の 1 日最大使用量 (m³)

	登録者数	最大使用量
H12	32,366	430,266
H13	35,367	438,302
H14	37,493	429,317
H15	39,680	425,374
H16	43,923	454,315
H17	48,040	419,051
H18	49,687	428,724
H19	51,939	414,211
H20	52,590	421,483
H21	45,669	408,357
H22	41,660	413,070

第 19 回水源開発問題全国連絡会総会宣言

現政権がいまの座についたとき、「コンクリートから人へ」と新たな指針を示した。しかし、なんと無駄で有害な構造物を作り続けていることだろう。

あれから 3 年、緑のダム構想、脱ダムを実現する筈だった「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、どれだけのダムに G O サインを出してきただろう。有識者といわれる多くの学者が“木偶の坊ぶり”を満天下に晒してきた。脱ダムの本丸「ハッ場ダム中止」を潰すためには、日本学術会議も動員された。ダムに G O のシナリオや演出はすべて河川官僚の手になるものだった。政治家も学者もマリオネットとなって良く踊った。多くのマスコミは情報をタレ流すだけの“管”（くだ）でしかなかった。ただ、真実を主張する学者、睨みを効かせるマスコミも少なからずあったことは、せめてもの救いだった。

この様な状況に対して私たちは発言しなければならない。

3.11 東日本大震災・福島原発事故の被災者はもちろん格差社会が生み出す犠牲者は、たっ
たいまの支援の手を求めている。この国に無駄なダムをつくる余裕はまったくない。

国は人々が寄り添うひとつの単位に過ぎない。国のあり方は人々の意思で決めるべきである。次のことを私たちは要求し、本日の集会宣言とする。

国及び地方公共団体は

- ① ダム建設にあたってはすべての情報を公開し、関係住民の意思を最も尊重すること。
- ② ダム検証システムを再構築して、全てのダム事業の必要性を徹底的に再検証すること。
- ③ 治水にあっては、ダムや堤防高へのこだわりを捨て、耐越流堤防への転換を急ぎ、決壊による犠牲者を最小に留めること。
- ④ 利水にあっては、急激な人口減少を迎えながら放置された長期水需給計画を見直し、不要となる水源開発から勇気を持って撤退すること。
- ⑤ ダム中止後の生活再建支援法を速やかに制定すること。

以上

人の上に国をつくらず

2012 年 11 月 17 日

第 19 回水源開発問題全国連絡会総会 参加者一同